

第九回 参議院 商工委員会 會議錄 第四号

昭和六十二年九月三日(木曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

九月三日

辞任

平井 卓志君
松岡満壽男君

補欠選任

高橋 清孝君
下稻葉耕吉君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大木 浩君

委員

下条進一郎君
前田 勲男君
福岡 知之君
市川 正一君

佐藤栄佐久君
下稻葉耕吉君
杉元 恒雄君
高橋 清孝君
中曾根弘文君
降矢 敬義君
松浦 孝治君
松尾 官平君
向山 一人君
堀原 敬義君
小山 一平君
本岡 昭次君
伏見 康治君
矢原 秀男君
井上 計君
木本平八郎君

政府委員

通商産業大臣官房長	棚橋 祐治君
通商産業大臣官房総務審議官	山本 幸助君
通商産業大臣官房審議官	深沢 亘君
通商産業省通商政策局長	吉田 文毅君
通商産業省貿易局長	畠山 襄君
通商産業省機械情報産業局長	児玉 幸治君
工業技術院長	飯塚 幸三君
常任委員会専門員	野村 静二君
法制局側	第三部長 播磨 益夫君
説明員	外務大臣官房審議官 赤尾 信敏君
	外務省北米局長 岡本 行夫君
	全保障課長 高橋 梯二君
	農林水産省経済同僚課長

○委員(大木浩君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○市川正一君 早速ですが、けきの新聞を見ます

と、通産大臣が八日に何か訪米をなさるよう書かれてあります。また本法案は審議中でありまして国会も開会中でありまして、どういふことなのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○国務大臣(田村元君) 私もその記事を書き読んではびくりしたんですが、おっしゃったように国会開会中でもありますし、まだ具体的にどうと決めたわけでもありませんし、その記事を読みまして、私が知らない私のスケジュールが書いてあるんで、詳しい記事だかと思つて読んでおりましたが、そのように最終決定をしたわけではございません。だれがそれをコメントしたのか、これは私にはわかりませんが、少なくとも私はそういうことを言っておりません。最近新聞記者と会つておりませんし、そういうことは言っておりませんが、出てくる新聞と出ていない新聞があるというところでございまして、私自身はその件に関しては何も存じません。

○市川正一君 おとこの質疑の冒頭に、アメリカの国会がバカンス明けをするまでに本法案を成立させるというふうな一部声があるし、またアメリカ側からもそういう要望が山田局長に伝えられたという報道にも触れて、私はそういう不見識な態度があつてはならぬということを冒頭申し述べたんですが、大臣は知らぬ存ぜぬと、こうおっしゃるんですが、私は少なくともこの問題について、ここの議論を踏まえた態度のある態度をとられることを要望いたしておきたいと思つております。さて、おとこの本委員会における私の質問の論点を改めて整理いたしますと、一つはアメリカはコム規制の強化を同盟国の世界競争能力の改善及び同盟国の軍事力強化と並んでの国際戦略の重要な柱の一つとして位置づけているではないかというのが一つ。

二番目は、その立場から、アメリカはことしの一月に出した一九八八年度国防報告において、コム規制のための強化策を求めているではないかというのが第二点です。

第三点は、アメリカはその国内法、輸出管理法第五条に基づいて、日本を含むコム加盟国との交渉を行おうとしているし、また行っているではないかという点です。

第四は、日本とアメリカとの間では、六月二十九日の中曽根・ワインバーガー会談でこの問題が取り上げられたという、アメリカ下院外交委員会での証言など、現に協議がなされているではないかという点であります。

第五に、こうした経緯を経て提出された今回の改正案は、アメリカの国防報告が打ち出している内容と完全に合致したものとなっているんじゃないかということを指摘したものであります。これに対して政府は、あくまでも日本の自主的な立場でやつたのだと、神かけてということで、また肝心なことになるとそれは秘密だということになっておりました。しかし、私が指摘した問題は、客観的な事実であり、それを裏づける文書や発言も引用していただいております。

そこで、本日はさらに一歩進めて、コム規制強化及びその日本での具体化である外為法改正、これとSDI、戦略防衛構想との関係についてお聞きしたいのであります。

去る七月二十一日、アメリカのSDIに関する日米協定が締結されました。周知のように、このSDIはアメリカの核戦略に密接に関係した構想であり、アメリカ国内でもスターウォーズ、宇宙戦争構想とも言われているように、宇宙にまで核軍拡を広げるものであります。したがって、このSDIへの参加について、我が党は、これは日本をアメリカの核戦略に一層深く組み込むものとして絶対に反対であるということをこの機会に明らかに

かにいたしておきます。

そこで伺いたいのは、通産省もこのSDI協定の締結の交渉に参加され、外務、防衛ともに実施取り決めの官庁の一つでありますが、通産省はSDI協定のどの部分に関係をなすつもりなのでしょう。

○政府委員(島山襄君) SDIの協定、いろいろ内容がございすけれども、例えば成果利用に関するところでございすとか、それからあるいは秘密保持、SDIに関連いたします企業の秘密の保護、秘密の保持と申しますか、そういう局面でございすとか、そういう立場から参加しているわけでありまして、そういう立場から参加しているわけでありまして、

○市川正一君 SDI協定には公開された協定と非公開、つまり秘密の協定があるというところは、政府も内閣委員会等で答えています。ところが、日本政府はこの秘密協定についてそれが幾つあるのか、また複数なのかどうかも答えられない、こう言っておるんですが、この秘密協定が何を、つまりどういうことを主題にしたものか、それも答えられないのでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 先般締結いたしましたSDIの参加にかかわります協定は、去年の九月に発出いたしました官房長官の談話で明らかにされております諸原則のつとまりまして、既存の法令の範囲内、既存の枠組みの範囲内で我が国の企業等が参加する場合のその円滑化の素地につきまして種々記したものでございす。したがって、内容的にはあくまでも既存の法令の範囲内の話でございまして、その協定につきましては公表いたしましたところでございす。ただいま先生御指摘の秘密取り決めとおっしゃられているものは、その公表いたしました協定の細目の実施の大要につきまして、権限のある当局間でいわば業務取り決めの形で内容を規定したものでございす。

○市川正一君 私が聞いているのは、秘密協定というものは何を主題にしたものなのかということ

を聞いているわけですね。それで、日本の政府はこれについては何も触れておりませんし、今のようには何か理解できぬ答弁に終始しているんです。ところが、アメリカの国防総省のSDI協定に関するプレス・ステートメント、これはここに現物を持っていましたので、アメリカ大使館の広報・文化交流局報道部が出した「バックグラウンド・プリティン」であります。委員長、ちょっと大臣にこれをお渡し願いたい。また外務省、通産にも。

【資料配付】

○市川正一君 ここには、「SDI研究への日本の参加に関する公開の協定と一連の非公開協定に調印した。秘密協定文書は、情報の保全、技術移転及び研究成果の使用権について詳細な手続について規定をしている。」こう述べております。今お渡ししました一番上にあります「バックグラウンド・プリティン」、これの「ページ目の」ビギン・テキスト、こう書いてございす。その二行目です。ね、「アシリーズオブクラシファイド・アソシエテッド・ドキュメント」、ブロークンでまことに恐縮でございす。要するに、一連の秘密協定文書、つまり秘密協定はシリーズ、複数ある、その主題は、一つ、情報の保全、二つ、技術移転、三つ、研究成果の使用権となっており、少なくともこの三つについて詳細な手続を定めた秘密の取り決めがあるというふうに言っております。朝日新聞の七月二十二日付も誤謬は少し違いますが同様の報道をいたしております。これは通産省ないしは外務省、確認できるわけでしょう。

○説明員(岡本行夫君) 今般の日米政府間協定は、その第三項におきまして、両国が国内法及び日米間の協定の枠内において秘密の保護のためにすべての必要かつ適切な措置をとるということが明記してございす。不公表文書は、先ほども御説明いたしましたように、その範囲内では実施取り決めとしてその細目を規定しているものでございまして、その内容につきましては必要に応じて

じまして随時、例えば参加される企業の方々などには御説明してまいらなければならないわけですが、あくまでもそれは協定の第三項に明記された範囲内のものであると御理解いただきたいと思ひます。

秘密保護に關してのお尋ねでございすけれども、私どもとしてはこれはすべて現行法の枠内で処理することとしておりまして、この協定のために新しい立法をつくりましたり、またそれとは別に政府としてそのSDIのための新規立法を行うというふうなことは考えてないことを付言させていただきます。

○市川正一君 余計なことを私は求めてるんじゃないですよ。今述べた情報の保全、技術移転、研究成果の使用権と、少なくともこのシリーズ、この三つについては秘密取り決めがあると。ないのかあるのか。その中身が、それがどうのこうのということとはこの後聞くんですよ。あなた答弁なさると時間がつたないのだから進みますけれども、アメリカの方ははっきり言うておるんです。こういうふうな国防総省の発表、プレス・ステートメントで言うておる。

そこでお願いしたいんですが、第一のこの情報の保全というのはどういうことなんです。コムとも私は深いかわりがあると思うんですが、教えてほしい。

○説明員(岡本行夫君) SDIに關連する情報は、当然のことながら国防上の機微な情報も含まれてくるわけでございす。これを日米両国政府が既存の枠内でその保護に努めるといふのがその趣旨でございす。

○市川正一君 技術移転というのはどういうことですか。これもコムと非常にかかわってきますが、どうですか。

○説明員(岡本行夫君) SDI、つまり究極的な核の廃絶を目標とした研究計画でございす。この具体的な中身は、もちろん既存の技術あるいは新規の技術等々を組み合わせてその具体的な実現性を図る、こういうものでございす。

したがって、研究に参加いたします企業はその契約に基づきまして研究を行い、その結果技術が生ずれば、これは例えば武器技術であれば対米武器技術供与取り決めを通じて、あるいは汎用技術であればそのほかのルートでというふうな米側に技術の成果が契約に従って移転されることとなります。

○市川正一君 それでは、研究成果の使用権というのはどういうことなんです。日本の企業も全面的な使用権を持つんですか、それとも制約、制限されるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 技術の使用権につきましては、これはあくまでも個々の契約の定めるところでございす。ただ、今般の政府間の取り決めにしまして研究成果の利用につきましては最低限のことが決められているわけでありまして、ただいまの御指摘の利用権というもののその中に含まれます。

より具体的に申しますと、一般的には特許権の対象にならない技術であればこれは日本側の参加企業が権原を取得する。特許の対象になるものであれば使用料のかからない、かつ無制限でない、かつ取り消し可能な、それから使用につきましては自由な使用権が付与される、このような構造になっております。

○市川正一君 このシリーズ、一連の三つの問題について、事実上外務省がそういうものがあるというのを認定して今やとりがったんです。私はそういう重大な問題が秘密裏に行われていることそれ自体大問題だと思ふんです。

では、外為法改正との関連で聞くんですが、SDI協定はコム規制強化について具体的にどのような取り決めているんでしょうか、通産省でも外務省でも結構です。

○説明員(岡本行夫君) 先ほどの答弁に補足させていただきますが、私が先生に果敢御説明してまいりましたのは、日米間で今回約束したことを総体として御説明しているわけでありまして、個々の具体的な公表文書の中身、形式、数量に立

ち入って御説明したことではないことは御理解いた
だきたいと思ひます。

今のお尋ねのコムとの関連でございますけれども、S D I 戦略構想は、先ほども申し上げましたように究極的には核兵器の廃絶を目指した米国の研究計画でございます。我が国もこれに参加することは、我が国のみならず西側全体の安全保障にも貢献するゆえんであるとの認識に基づいて参加している計画でございます。したがって、コムとの直接の関連ということで出てきた計画ではございませんし、私どもの参加に当たってもそのところは直接的な関連づけはなしておりません。

○市川正一君 先ほどの三つの点について、あなたは総体としての議論というふうに言われたんですが、実質的にその内容についての政府としての理解、見解を伺ったものとして私は受けとめておきます。

それで今の問題ですが、日本政府の側によつて発表されたS D I 協定によれば、あなたも先ほど引用された第三項ですね、その中には、「創出された秘密の情報を保護することを目的として、両政府は、それぞれの国の国内法及び日本国とアメリカ合衆国との間の協定の枠内において、すべての必要かつ適当な措置をとる。」こうあります。これは、コム規制の強化はこの条項に基づくものというふうに理解していいですか。

○説明員(岡本行夫君) 先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、S D I の参加とコムとは私どもは直接関連づけしておりません。

この第三項に言います両国が必要とするすべての措置をとると申しますのは、我が国の場合には、具体的には国家公務員法であり、自衛隊法であり、外務公務員法であり、また日米間で取り決めておりますいわゆるM D A 協定、日米相互防衛援助協定、このようなものを利用いたしまして秘密の保護を図る、このような趣旨でございます。

○市川正一君 それではもう一度聞きますが、S D I 協定の秘密協定の中には技術移転が含まれて

いるんでしょね。そこをまずはつきりしてほしい。

○説明員(岡本行夫君) 今般の協定で保護の対象となります情報は、およそ米国の行っている研究計画でございますから、もともと秘密指定というのには米国の決めることができる部分が多いわけでございますが、それはあらゆる情報、技術といったものにつきましてその内容に即して決められるわけでございます。

○市川正一君 技術移転が含まれているのかどうかという、イエスカノーか言うて下さい。

○説明員(岡本行夫君) 今申し上げましたとおり、保護されるべき情報の中には当然技術にかかわるものも含まれておるわけでございます。

○市川正一君 入っているわけですね。もう一度原点に戻りますが、アメリカ大使館の広報・文化交流局の出しました「バックグラウンド・プリティン」というのは、これはアメリカ側として責任持った文書でしょうか。あなたも知っているわけでしょう、これ。

○説明員(岡本行夫君) これは私もただいま先生の御指摘によりまして見ておるものでございますが、米政府が出しましたものに相違ないと思ひます。

○市川正一君 これはにせものでないというだけじゃなしに、ここに書いてあることはそのとおりだということでしょう。あなたは素人じゃあるまいし、外務省の幹部じゃないですか。

○説明員(岡本行夫君) S D I に関する情報の中には、国防上の機微にかかわるものも含まれており、その保護については万全の措置をとらねばならぬというのとは従来からの米政府の方針でございます。米国の国防省が議会などでも証言しているのとおりでございます。そして米国防省の認識の中には、当然技術というものは、あるいは秘密の情報というものは保護しなければならぬ、そしてS D I の取り決めというものは、あくまでもこれは日米間の両国に秘密の保護の義務を課したものでございますが、それが我が国として用いること

のできるすべての法制、仕組みを使いまして情報の保護に当たるわけでございます。

我が国からコム対象国への技術移転につきましては、あるいは通産省の方から御答弁いただくのが適当かもしれませんけれども、これはまた別の仕組みによつて行われる、こういうことでございます。米国の認識として、秘密に指定された技術、情報というものがソ連、コム対象国にコムの合意に従つて流れてはならないという認識を持っていること、これはいわば当然のことと理解しております。

○市川正一君 協定というのは両方が合意したものが協定じゃないですか。そしてアメリカ側はこういう協定をやったというのを言うているんですよ。これがにせものでない、これは確認せざるを得ないというんやったらこのとおりやということなんです。

それで、ではそういう上になつて進めますが、おととい私が指摘したように、アメリカの国防報告にはコム強化の一つのテーマとして技術移転の問題が明記されている。これは通産省も確認されたところですよ。そこで、S D I 協定の技術移転の秘密協定にはコム規制強化の問題が明記されているのかどうか、その点をひとつつきりしてほしい。通産省の方にお聞きします。

○政府委員(島山襄君) S D I の個々の内容についてお答えすることは、秘密な部分についてお答えすることはできませんのであれですが、今お尋ねのようなことは含まれておらないというふうに考えております。

○市川正一君 どうしてそうお断りなさるんですか。

今お配りしました「プリティン」の二ページの方を見て下さい。二ページの部分は「国防総省のプレス・ステートメントの背景説明である「ファクト・シート」、いわゆる新聞発表資料の部分です。その二ページの下から三つ目のパラグラフのところに、もうブロッケンをやめて翻訳したやつを読みますが、この秘密取り決めは、「S D

I の契約によつて提供又は創出された非公開情報のソ連その他のコム禁止国への権限外の移転を妨げるための詳細な手続を定めている」、こういうふうに書いてございます。これはS D I 協定によつてコム規制の強化が今までよりもさらに一層強力に打ち出されたということを示しているんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○政府委員(島山襄君) この部分は、今お読みいただきましたように、S D I の技術についてこういう国々に対して出さないように手続を定めてあるということをやっているにとどまっているわけでございます。コム一般を強化するとかそういうことを示唆しているものではないと思ひます。

○市川正一君 それでは伺いますが、アメリカとS D I 協定を結んだ国は、日本のはかに英国、西ドイツ、イスラエル、イタリア、合計五カ国だと承知しております。この五カ国とも協定文はほぼ同文というふう聞いておりますが、間違いございませんか。

○説明員(岡本行夫君) 協定を結びました国は、先生御指摘のとおりと理解しておりますけれども、それらの内容はいずれも公表されておられないので、その内容がどうかとこうとかということとは私も判断する材料を持たないわけでございます。

○市川正一君 公表されていないと言ふんです。ところが今お手元に配っておりますが、アメリカと西ドイツの協定が西ドイツのマスコミでその全容が明らかにされております。ドイツ文字の分です。西ドイツのシュベールという週刊誌であります。八六年の第十七号、これは四月二十一日号だとされておりますが、この号には、次のページに写真入りで出ておるものですが、アメリカのパール国防次官補と西ドイツのショメルス代表との間の往復書簡、これも両氏の署名入りで掲載されております。ここに署名も出ておりますが、時間がございませんので要約的に引用いたしますと、これは、アメリカと西ドイツのS D I 協

定によつてココム規制の強化が必要となり、パ
ル次官補が西ドイツ側に対してココムの強化を求
めている署名入りの書簡です。そういう内容で
す。二ページの向かつて左の欄の最後の方にアン
ダーラインを引いております数行がありますが、
それがその部分です。ドイツ語ですから翻訳をし
て申し上げますが、これは書簡の形をとっており
ますから言葉の表現は優しいんですけれども、こ
う言っております。「あなた方がココムの禁輸措
置実行の強化についてどうと考えるとおられる措
置についても述べていただけますか。」そう言つ
てココムの強化を求めています。

私はアメリカと西ドイツのSDI協定でこのようにやりとりが行われ進められているわけでありますから、同じように、ほぼ同文であるという日本とアメリカとのSDI協定、それに際しましても同様にココム強化が求められているしはば盛り返まれている、これも当然の成り行きだと思うんですが、その点を確認したい。

○説明員(岡本行夫君) 私どもこのパール国防次官補の書簡というものは入手はしておりませんけれども、先ほどの御答弁のとおり、米国と西独との間の参加のための取り決めというものの内容は、私どもとして知る立場にないわけでございます。

各国との米国が結んでおります協定ないし取り決めというのは、あくまでもそれぞれの国の国内の事情、法制に基づきまして同一のものではないということ、米側は申しておりますけれども、私どもが結んでおります協定、特にその秘密保護の部分というのは、既存の法令の枠組みのもので、のみ日本側がその秘密保護を誓約しているものであることは先ほどの御答弁のとおりでございます。

○市川正一君 日本だけが何か免かれるというふうなことはあり得ないんです。だってコムという場で十六カ国一緒に席を並べているし、かつまた五カ国、SDIの協定を結んでいるわけです。常識から言っており得ませんし、さらに、このパール米国交渉代表がシヨメルスへの書簡ではこ

うも述べています。いいですか。「パリにおける
コム会議で決定的な問題が言及される前に、コ
ム・リストについての交渉において、それぞれ
の立場を一致させるために相互に協議すること
を取り決めることによって、われわれは、基本原則
共同宣言」、これはSDIに関するその「第三項
でいわれているような両者の協力を容易にするこ
とができると思います。あなたがたがそのことを
ご理解されることを希望します。」こう書いてお
ります。つまりSDI計画にかかわる国家機密で
ある技術の輸出管理に関連して、コムリスト改
訂交渉の前段階として二国間協議を提案してい
るわけがあります。これはアメリカにとっては当然
のことだし、また国防報告その他ずっと主張し
ているところです。

したがって、S D I に関する日米協定においても、その第三項で、先ほども引用いたしましたのが、秘密情報保護を目的として「すべての必要かつ適当な措置をとる。」第三項の後半であります。が、そういうふうに明記しています。このことは、アメリカと西ドイツ間と同じように、当然二国間協議を含むものであるということは間違いないと考えますが、そう理解してよろしゅうございますか。

○説明員(岡本行夫君) 我が国のSDI参加交渉は、去年の秋から累次にわたって行ってきたものであるのですが、これは再々御答弁のとおり、コムの中での話とは別のものとして行っているわけでございます。

御指摘の協定第三項のもとで我が国が負つております義務というものは、これはあくまでも既存の法律の枠内でやる話でございまして、米・西独間のやりとりがどのようなものであるかは私どもつまびらかにいたしませんけれども、個々の協定に書いてある以上のことはないわけでございします。

○市川正一君　ところがそうじゃないんですよ。まさにSDIとコムというのは一体のものなんです。外務省は一番よく知っているはずですよ。そ

して、アメリカ自身がそういう立場を公式にアメリカ議会の中でも証言としてやっているじゃないですか。

それは後で触れることにして、外務省に私は聞きたいのは、ココム規制強化に関する日米ハイレベル協議は、通産大臣の訪米によって通産省とアメリカの商務省との間で行うことが合意されました。他方、外務省とアメリカの国務省との間でも同じ目的のハイレベル協議の開催が合意されていると言われております。外務省、このハイレベル協議というのは、SDI協定第三項で言う日米間の必要な措置を含むものではないんでしょうか。

○説明員(赤尾信敏君) 日米間のコム問題に関するハイレベル協議、今度いつやるかというのは、相談は今しておるわけで、決まってはおりませんが、ただこれまでもコムムの会合のついでに、例えばパリで日米間で協議があるとか、あるいは我が国からワシントンに関係者が出張した際、あるいはアメリカから関係者が日本に立ち寄

った際等に随時行われておりますけれども、このような会議をもう少し制度的にやるかどうかという可能性を今検討しているわけなんです、このコム問題に関する日米間のハイレベル協議と今先生の言われましたSDI協定とは、全く私、関

係づけては考えておりません。

○市川正一君 この際あわせて伺いたいんですが、七月二十八日付の日経新聞の夕刊によりますと、ホワイトハウスの国家安全保障会議、俗にNSCと言われていますが、取り仕切っております

のはカールツチ大統領補佐官、けさの報道によると今度大臣がお会いになるリストの中に入っておりますけれども、その名で中曽根首相、倉成外務大臣あてに「安全保障の観点からすれば、関係省庁が一体となって法律（外為法）を管理し、輸出管理を強化できるようにするのが望ましい」という書簡が来たと報道されておりますが、これは事

○説明員（赤尾信敏君） 私も今先生が御指摘されました日本経済新聞の夕刊の記事は見たことがご

ございますけれども、カールツチ補佐官から総理、外務大臣等にそういう書簡が来たという事実はございません。

○市川正一君 事実はないというふうに、あなたは倉成外務大臣にかわってお答えできるんですね。

○説明員(赤尾信敏君) 私は書簡が来たかどうかということを中心にここで隠したりする必要は全くないと思いますので、全くありのままを述べております。

○市川正一君　あなたが知らぬという、わからぬということ、来てませんということとは大分違ひませう。来てないというふうに総理並びに外務大臣にかわつてお答えをいただいたと、こう理解していいんですね。

○説明員（赤尾信敏君） 少なくとも外務省で知っている限り、そういう書簡はございません。

○市川正一君 まあよろしい、前へいきましよう。

そこでSDIとコムとの関係については否定
なすつた。またアメリカがコム強化を求めてき
ていることについても、一昨日来いろいろあいま
いにしかおっしゃらない。しかしSDI協定は一
九八六年、日本がSDIへの参加を決定して以
来、何度かにわたつて交渉が行われてきました。
そして協定交渉と同時に、アメリカのコム強化
策が打ち出されて、それに基づいて日本に外為
法、要するにコム強化に対応した具体化を求め
ていることはいろんな記録からも明らかでありま
す。

そこでここにきょう持つてまいりましたのは、アメリカの下院外交委員会一九八五年の十二月十日のヒヤリング記録、ヒヤリング。パール国防次官補、先ほど西ドイツのシュピーゲル誌で取り上げた彼でありますが、アメリカの国際安全保障政策担当をも彼は兼ねているのはご存じのとおりです。彼のアメリカの下院外交委員会での追加質問に対する回答の記録がここに出ております。本文の百五十三ページから百五十五ページにかけ

てありますが、タイトルもコムとSDIという部分であります。非常にリアルでまことに興味深い、日本の国会のやりとりとは大分違うというふうに思いますが、まず質問が紹介されています。

いなく、「SDI研究によって生み出される技術の開発は、コムを通じる多国籍の規制をするのか、アメリカの一方的規制をするのか」という質問があります。そしてずっとあと質問を紹介いたしますと、「SDI開発にたいするコム規制の適用について米国はコム同盟国と論議しているのか。」そう質問をしている。「彼らの反応はどうだったか。」彼らというのは日本を含む同盟国のことです。「SDI関連の財・技術はどのようにして、いつコム規制に持ち込まれるのか。」「非軍事的財・技術に規制を施すことについてコム加盟国が積極的でないと、このような提案がどのように受けとめられると考えているか」という質問がずつと列記されています。

そしてパール次官補はこう答えております「SDI研究計画は、科学・技術を開発・発展させるものである。関連技術の多くは、二国間の、またコムを通じる多国籍の規制が必要となる。SDI研究によって生み出されたセンシティブな技術は他のセンシティブな技術と同様に、コムリストの継続的見直し過程において検討されることになる。このコムリストの見直しは全加盟国によって合意されている。」以下省略しますが、外務省、御存じでしょう。

○説明員（赤尾信敏君） 私も当時そのような公聴会等があったということは新聞等で見た記憶はございますが、議事録を見たわけでありませんで、詳細につきましてはただいま承知しておりません。

○市川正一君 あなたがこれ見たか見てないかというところじやなしに、そういう話になっているんです。例えば一つ一つ聞きますが、コムリストの、要するにSDIでいろいろ進んできたセンシティブな技術をコムリストの継続的見直し過程においてそれが検討される、このコムリストの見直しは全加盟国によって合意されているというふうにはつきり証言しているじやないですか。そのことを知っているでしよう、あなた方もそれにかかわっているじやないかということをお聞きしています。

○説明員（赤尾信敏君） SDIに基づく研究開発から生まれる技術の共産圏向け規制と、コムリストに基づく共産圏向け規制とは全く別個のものだと思えます。まず原則問題といたしまして、ただ、コムリスト自体は、私前に別の御質問に對しましてもお答えしておりますとおり、しっかりと見直されているわけです。それはアメリカはアメリカ独自の提案を行います。国際情勢あるいは世界各國の技術の発展段階等をにらみながら、ある品目については、ある技術については規制強化あるいは新規追加、他方古くなった技術についてはほとんどリストから外すということで見直しが行われております。日本は日本で独自の提案を行っておるわけですが、そのリストの改正は参加国全体の全会一致、いわゆるコンセンサスで決定しております。したがってアメリカが提案する場合に、今パール次官補が外交委員会で行ったようなことも念頭に置いて提案しているかわかりませんが、あるいは恐らくそういうことを念頭に置いてやっていると思えますけれども、それはアメリカの政策でありまして、日本とは直接関係ない問題でございます。これはコムで各國が話し合っ

て合意すれば、そういう技術を追加するなり削除するなりするというところで、直接関係ないということをお願いしたいと思います。

○市川正一君 アメリカの方はSDIを進めていく上で日本の技術も取り込んでいきたい。しかしそういう経過を通じて今度はそれが技術転移することを心配しておるわけです。それだからルールに対して、大丈夫か、日本はどないしておるのや、西ドイツはどないやという聞いているわけですよ。任しておくと、大丈夫やと、抑え込んでおると。私の言葉で言えばそういうことですよ。そ

うでしよう。だから日本は抑え込まれているんですよ。だからSDIの、また今度のコム問題を通じていけばお誓いを申し上げることがこの外為法の改正じやないですか。

この文獻は秘密文書でも何でもありません。ここに判をポンと押してあります。国立国会図書館で借りてきたんですよ。だからちゃんとやっぱ公式の、公表されている文書です。そこにそういうふうにはつきりアメリカの公聴会で言うているんですよ。親分のアメリカの方はある程度事実を明らかにせざるを得ぬわけです。ところが日本の方は何を聞いても知らぬ、存ぜぬ。それは秘密や、いやこれも秘密やというんでは、これは全く審議できぬじやないですか。

私は、ワインバーガー国防長官が言うておるように、アメリカの核の軍事的優位を追求するいわば先制核攻撃戦略、それがSDIであり、そしてコムがそれと一体のものとしてアメリカの八八年度の国防報告が示しているような厳しい規制強化を行う。今回の外為法改正もまさにその具体化であるということ、こういう一連の事実、文書、そしてまた証言等を通じて断ぜざるを得ないと思うのであります。ところが、残念ながら私の持ち時間は要求の半分に抑えられております。ここに残念であります。時間が惜しむ余り、前へ進まざるを得ません。

私は、おとこの審議で、通産大臣が輸出許可を与える際に、貿易令の別表第一など国内法の体系だけでなしに、一定部分の許可はパリ送りとし、コムあるいはアメリカの国防総省の判断を仰がなければならぬことになっておる、これは主権の放棄ではないかと、こうたてました。これに対して山田局長は、合意に基づいて輸出しないことも主権発動の一形態である、規制を解除するときに国際機関に相談することも同意しているの、主権の侵害には当たらず、こういう私から言わせればまさに詭弁的答弁をなさいました。しかし、通産大臣は外為法に基づく許可権者でありながら、最終的な許可の判断をパリにある非公式、

秘密のコムにゆだねられております。これを主権の侵害と言わないで何と言うんだらう、私はそう思います。

また、日本の国民はその品物や技術が輸出できるのかどうか、外為法で本来ならば規制されるべきなのに、外為法には何ら明記もしてないし、根拠もありません。つまり法的根拠のない、法的拘束力のないコムに結果として規制されることになっております。これは法律に基づかない行政ということであり、これは憲法第三十一条に定めるデュープロセス、適法手続に反する、そう思うんであります。通産省いかがですか。

○政府委員（山田義典君） 承認、不承認を判断するコムリストを公表しないのはデュープロセスに違反する、憲法第三十一条に違反するのではないかと御指摘でございますけれども、再三お答え申し上げておりますように、例えば外為法四十八条に基づき政令によりまして輸出承認の対象範囲は明示されておまして、いかなるものが承認を受ける義務の対象になるかというその商品の範囲につきましては明らかにしているわけでござい

ます。さらに具体的な承認、不承認の判断は通産大臣の裁量にゆだねられておりますが、輸出令の第一条第六項で、外為法の法目的を実現するために必要がある範囲内で不承認とすることができ旨も規定もいたしているわけでございます。また、許可基準についてでございますが、大半は通産等によりまして一応事実上周知になっているものが多くございます。例えばコム規制対象地域以外の地域向けの輸出につきましては、コムの申し合わせ参加国及び協力国向けの場合は輸入証明書の添付を求めているということとでござい

イ・ケースで各国への協議を内容とする俗称特認という手続があるということが一応知られておりますし、それから一部の品目につきましては行政例外ということで、通産大臣限りで承認もしておるといふようなことでございまして、一応の基準の枠組みと申しますか、そういったものは通産で明らかにしているわけでございします。

ただ、これで十分だというふうには考えておりませんで、できるだけ申請者の、あるいは国民の便宜を図るために、一層公表の程度を高めた方がよろしいと思っておりますので、私もコム参加国とも話し合いつつ、例えば俗称行政例外と特認の区分等の公表を行うような方向で検討を進めたいと思っております。

以上、商品の範囲も明確になっておりますししますので、デュープロセスの考え方に反するとは考えておりません。

○市川正一君 長々と御答弁ちょうだいしたんですが、要するに一定の基準の枠組みはございしますとか、あるいはまたこれは何とか改善せぬといかぬとか、決してこれが十分憲法、法律にこたえたものでないということをおなな結局認めているんです。

それで、もう一つ問題があるのは、通産省はこれまでの審議の中で、「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」という輸出をした場合は五年の懲役になることを定めているので罪刑法定主義に反しない、こういうぬけぬけ答弁しておられます。しかし、「国際的な平和及び安全の維持」というものの具体的内容は外為法のどこにもないじゃないですか。通産省は、その内容はコム規制を守ることにその主な内容であるという全く無内容な答弁を繰り返している。法そのものには定められてなくて、政令にゆだねられている。ところが、コム規制を具体化した貿易管理令は、七月二十九日の衆議院商工委員会における我が党の藤原議員に対する答弁でも明らかにされたように、一九八四年から八六年の三年間に六回も改定されている。間違いないでしょう。六回変わっている

んです。したがって、同じ年に輸出するのに、あるときはそれは適法やと、セーフやと。そのすぐ後は違法やと、アウトやというふうな、秘密、非公然のコム規制が変わるたびに、罪になるのか、ならぬのか。五年の懲役なのか、三年の懲役なのか、変動することになります。これは明らかにいかなる罪はいかなる刑になるかをあらかじめ法律で定めなければならぬという罪刑法定主義に反することは明白ではありませんか。いかがですか。

○政府委員(島山襄君) 外為法のような経済関係法規の場合に、一応の基準的な要件的なことを法律で定めまして、あと具体的な品目等につきましては政令にゆだねるというのには、外為法に限らず、間々あるケースでございまして、要件等が法律で定められているわけでございしますから、これが罪刑法定主義に反するとは考えておりません。

○市川正一君 何ほ理をただして言うても、あなたデュープロセスみたいなことばかり言うているんで、前へ進みます。

憲法上の問題でもう一つ言わなければならぬのは、今回の改正は憲法第二十二条に規定する職業選択の自由、営業の自由の具体的内容である輸出の自由に違反するものであるという点であります。

政府は、これまでの審議の中で、コムに違反すると、この合意に参加した自由主義諸国との貿易に支障を来し、外為法の目的に規定する「対外取引の正常な発展」に反し、「我が国経済の健全な発展」をも阻害することになるので、輸出の自由を制限した外為法の趣旨に合致する。したがって、違反、違憲ではない、こういう論理の組み立てで一生懸命ガードを守ってきている。

ところが、一九六九年の東京地裁の判決では、コム規制のような「経済外的理由による輸出制限は、それが間接的に経済的効果をもたうものであっても」違法であるということを示判しております。これはあかかも八年後の今日、島山局長のような御都合主義の解釈、見解があかかも出て

くることを予見したような判示だと私は思うんです。どうですか、違憲とはなおそれでも認めめませんか。

○政府委員(島山襄君) これも再三お答え申し上げている点で恐縮でございしますけれども、私どもとしてはこの日工展訴訟判決は勝訴になりました。今御指摘の部分の傍論の判旨につきましては反論する機会が与えられませんでしたので、決してその説に賛成しているわけではございません。

それで、そこでは確かに、間接的に経済的なものであろうとも規制は正統化されないというように、なことが書いてございしますけれども、私どもの意見としてはこれはコムのコミットメントを守らないで対象地域に抜け駆け的に我が国が輸出を行いますことは、コム参加国——これは西側主要国でございしますけれども、との健全な貿易関係を維持するために支障となりまして、我が国の貿易の健全な発展に反するという条項にも該当するわけでございしますから、したがって、その条項に基づいて規制を行うことは外為法上適法なものであり、したがって違憲ではないというふうに考えております。

○市川正一君 局長、この判決は反対だと言ったところで、外為法について出されている唯一の判決です。そして、極めて明快、明確に判示しているんです。仮に、コム規制の根拠として、外為法の目的が「必要最小限の管理又は調整」という項目があるというふうに言ったとしても、憲法は経済法である外為法に安保条項、つまり仮想敵国を持つコム規制の実行まで強要しているものではないかと思うんです。私は、政府の基本的な人権に対する認識がいかなる程度のものであるかということを示して余りあるものと断ぜざるを得ないんであります。

最後に一問お聞きしたいのは、我が国の貿易、経済の展望に関してであります。

島山局長は衆議院の商工委員会、コム規制の対象となる「特定技術」には汎用技術も含まれていると、こうお答えになりました。さらにま

た、パソコン、ワープロ、ビデオコーダー、VTRですが、など、一般のハイテク製品も規制対象になるとも答弁されております。去年の通商白書によりますと、我が国の総輸出に占めるハイテク製品の輸出の割合は、一九七五年の一九・八%から、八〇年の二四・七%、八四年の三二・一%と急激に上昇しています。

ところが、今度のコム規制強化のための法改正によると、社会主義国に対してはもちろん、社会主義国への流出防止ということで第三国への輸出規制も強まり、こうしたハイテク製品を初めとして、我が国の国際経済活動の相当広い分野にまで、限りなく規制が拡大されることになるのは必ず定ではないでしょうか。お伺いしたいと思えます。

○政府委員(島山襄君) 今回の外為法の改正は、罰則の強化及び行政制裁の強化を主とした内容とするものでございまして、これ自体によって品目の指定をふやすとか、そういう内容ではございませんので、今御指摘のような東西貿易がこの今回の改正によって阻害されるということはないものと考えております。

○市川正一君 時間が参りました。それで、そういう声もあるだろうと思つて、もう済みませでいたしたいんですが、今の局長の答弁といたしましては、糧道を断つておいて、死ぬのはおまえらがかい性がないからだと言ふようなもんです。実際に日ソ経済センターとか、あるいは日ソ経済人懇話会の代表の皆さんが我が党にも参りましたが、既に商談中止が相次いでいる。社会主義圏との貿易が激減する、そういう不安に襲われております。しかも、こういう事態は、先日、本会議で田村通産大臣みずからもおっしゃいました。我が国貿易、経済の過度の対米依存、そういう事態をさらに高めることにならざるを得ない。そしてそれはまた、日米貿易摩擦の激化、アメリカによる不当な対日要求の拡大、そういう悪循環を重ねていつて、そしてついには事実上アメリカの第五十一州にもなりかねない道であるというふうに

思います。私は、アメリカの対ソ軍事戦略に我が国技術、貿易を従属させる今回の法改正をやめて、世界各國と平等互恵の経済関係を確立することこそ我が法第一の目的、そこに明記されております。「我が国経済の健全な発展に寄与する」という道であることを主張し、まだ多くの論点を残しつつも質問を終わらせていただきます。

○梶原敬義君 私は、具体的な質問に入る前に、私の立場を四点にわたって最初に明らかにしておきたいと思ひます。

一つはココムについてでございますが、ココムは米ソ冷戦の遺物であり、ココム自体が外交上の秘密とされ、国際条約、協定という性格のものでなく、その内容も一切公表されてはいない。世界軍縮と東西経済交流が求められて今日、ココム規制を強化することは時代に逆行することであると考へます。

二点目は、外国為替及び外国貿易管理法はその目的にもありますように、為替、貿易が自由に行われることを基本とした経済立法であり、その制限は最小限としなければならぬと考へます。本案を改正しようとしている主要な安全保障事項については、本来自由であるべき貿易を萎縮させる原因となり、法の目的から大きく逸脱する結果となると考へるのであります。外国為替及び外国貿易管理法に「国際的な平和及び安全の維持」を付加することは、経済、ハイテク技術までも米国の世界戦略に左右される危険性を多分に含むことになると考へます。

次に、今回の東芝機械不正輸出事件は、法制度の不備によって起きた問題ではなく、企業の不正行為によって引き起こされた事件であります。したがって、問われるべき問題は法的な整備ではなく、企業のモラルであると思へます。刑事罰、行政罰を強化するということは、したがって別問題であると思へるのであります。

次に、武器及び軍事転用される汎用品、技術については一切輸出または提供しないという企業モラルを確立するには、自由貿易を目的とした外国

為替及び外国貿易管理法での規制では限界がある。したがって、武器等の輸出を禁止する武器輸出三原則、政府統一見解を具体化した特別立法が必要であると思へるのであります。

以上、四点にわたって申し上げ、私は最初に私の立場を、考え方を明らかにして、以後若干質問を幾つかに分けていただきます。

第一点は、我が国の憲法前文を読んでみますと、「諸国民との協和による成果」云々、あるいは「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、」云々。要するに絶対平和主義が憲法前文に貫かれておりますが、「諸国民」というのはいわゆるココムの制限品目の対象国であります。そういう国を含んでいるのかどうか、それが第一点。

それから、我が国は仮想敵国を持たない、持っていない、こういうことを言っておりますが、アメリカは仮想敵国を持っていると考へているのかどうか、その点。

我が国はしたがって、体制の違う東側諸国とも共同して、共存共栄をやっているところと考へて、その点について、相手側の体制の違いを乗り越えて共存共栄をしようとしているのか、その点について外務省の考え方を最初に伺いたいと思ひます。

○説明員（赤尾信敏君） 今、先生が読まれた憲法前文に言う「諸国民」の中には、世界の諸国民ということですので、ソ連、東欧諸国の国民も入っていると思ひます。

我が国が仮想敵国を想定しているのかという点につきましては、日本としてはそのような考へはありません。アメリカにつきましては、私は今お答えする立場にありません。

体制の異なる東欧諸国との共存共栄につきましては、私たちは東欧諸国との間におきましても、例えば貿易の拡大あるいは友好的なつき合い、平和的、友好的なつき合い等を通じて共存共栄を図るべきであるというふうに考へております。

○梶原敬義君 日米安全保障条約が基本にあるわ

けでございまして、そういう点からいたしますと、アメリカがやはりソ連を仮想敵国として考へているのかどうか。この点についての見解と考へるの、私は一度聞いておきたいと思っております。その点について外務省は、もう一度、今ちょっとわからなかったもので、言える範囲においてひとつ答弁してください。

○説明員（赤尾信敏君） 私は、アメリカがソ連等を仮想敵国というふうに使っているということは特に承知しております。日米安保条約のもとにおいてもそのようなことはないというふうにお思っております。

○梶原敬義君 それでは、また後ほど時間があればその点について伺いをいたします。

次に、この法案改正に至る経緯について、整理する意味でひとつ簡単に要領よく、今日までのことを通産省の方から報告を最初にさせていただきます。

○政府委員（島山襄君） 東芝機械事件が企業による虚偽の申請に基づいて起こったということでございまして、これは現在の罰則なり行政制裁のもとでもそういうことが起こったということでございまして、先ほど委員が御指摘になりましたように、企業側でこういうことがなると考へてこらないうようにさせることが基本であるという観点から、違反行為に対する抑止力を強化するためにこのような外為法の改正という内容を今回提案させていただいているわけでございまして。

○梶原敬義君 それでは、問題は東芝事件が発端になったわけでございまして、東芝の不正輸出事件の経緯について、若干、日を追って、そうして通産省の対応もあわせて最初にお聞きをいたします。

○政府委員（島山襄君） 最初に輸出契約が結ばれましたのは昭和五十六年ぐらいであったかと思ひます。それで、五十六年の四月に東芝機械が和光貿易の仲介で、そして伊藤忠と一緒に輸出契約を締結したということ、これは後からわかったわけでございまして、そういうことにな

っております。

それで、それに基づきまして五十六年の八月に虚偽の申請をいたしまして、虚偽の申請といひますのは、本来九軸同時制御の工作機械であつたわけでございますが、これを二軸しか同時制御ではないというふうに記載をいたしました申請書で、非該当証明を通産省から取得をいたしましたわけでございまして。それに基づいてずうっと機械が五十八年にかけて出ていくことになるわけでございます。

その間、もう一つの五軸というのも五十八年の四月に契約が締結をされまして、それも同年九月に九軸機と同様の手口と申しますかやり方で、非該当証明を通産省から受け取っているわけでございまして。私どもは、輸出承認という行為は、したがっていずれの場合も行っておりません。それから五十九年の六月に、別にプロペラ加工に関するプログラムを無許可でソ連に東芝機械が出してあります。

以上のことはいずれも非該当証明の点を除きましては後からわかったわけでございまして、六十一年の十二月に、そのわかる契機となりました元和光貿易の社員、熊谷という人でございまして、これがココム議長に密告をいたしますか、投書いたしますか、そういうことをいたしました。それが外務省から通産省に公電で参りまして、そして外務省主事の関係五省庁連絡会、外務、通産、警察、法務、大蔵でございまして、その連絡会での状況が報告をされました。それを受けて当省といたしまして、伊藤忠、東芝機械の担当部長等から十回にわたってヒアリングをやっております。その間、一月には五省庁の連絡会がもう一度ございました。

それで、ヒアリングを行いました際に東芝機械が主張したのは、主として次の三点でございまして。それは、第一に機械本体は九軸あるんだけれども、同時に制御できるのは二軸でしかない。それから第二点といたしましては、それに附属しております制御装置、NC装置は、これはノルウ

エーのコングスベルグ社から供給されるものであるけれども、それは二軸用のものではないというコングスベルグ社が出した証明書がある。それから第三点といたしましては、先ほど五十九年に出したと申し上げましたプログラムでございすが、これも同時二軸用であるということでございしました。

通産省といたしましては、例えばそのプログラムにつきまして試験所に検査を依頼して、これが二軸用のものなのか、あるいはそれ以上のものなのかというようなことを調べるとかいろいろやりましてたけれども、輸出令に違反するものであるという確証を得られませんでしたから、六十一年度の三月になりまして、関係五省庁連絡会におきまして不正輸出の疑いの明白な根拠は見出されなかつた旨報告をいたしましたわけでございます。それを外務省がココム議長に伝えたと、そういうことがございしました。

それから六十一年度の六月に、米側から外務省を通じて同様の照会がございましたが、これにつきましては同年の初めに十回にわたるヒアリングを行つて、調査結果があるということで回答をいたしております。

ところが六十一年度の十二月になりまして、米側から本件は安全保障上重大な懸念があるという指摘がございまして、それが外務省を通じて当省にその指摘がもたらされました。私ももといたしましては、この投書事件を根拠にする主張であるとすれば、それについては十分な不正輸出の疑いの明白な根拠は見出されなかつたので、それ以外に米側として何か材料を持つてゐるのかということとを本年の一月から二月にかけて米側に問い合わせを行つておりました。三月に若干の問い合わせに答えたような資料が参りまして、私ももといたしまして、そういう資料も参りましたので本格的に調査をした方がいいということで、本格的な調査を三月の末から四月の初めにかけて実施をする決意をし、また実施をしたわけでございします。

それで、通産省といたしまして、東芝機械、伊藤忠、それから和光交易、こういった会社の人々を集めて事情聴取をいたしました。そして追及いたしました結果、東芝機械が本件工作機械の本体が同時九軸というものであるということ、それからそういう自白をいたしますか、そういう確認を東芝機械から得ることになりました。その結果を四月半ばに警察に説明をした。それで、二十八日に当省として東芝機械を外為法違反で告発をいたしましたわけでございします。この際告発をいたしましたのは、九軸とか五軸のハード自体は時刻が成立をいたしておりますので、最後にいたしましたプログラムの無許可輸出の告発をいたしましたわけでございします。

それで、五月十五日になりました。その刑事手続とは別に行政制裁をいたしまして、外為法五十三条に基づく東芝機械の共産圏向け輸出一年間禁止という処分と、伊藤忠に対する三カ月の工作機械の共産圏向け輸出禁止指示という措置をとりました。

そういうことでまいりまして、その段階ではアメリカは日本の対応を高く評価いたしました。日本政府のつた迅速かつ果敢な措置を評価するという態度を表明いたしておりました。ところが、だんだん議院がいろいろ貿易法案等を審議しております。本件もだんだん問題視をされてまいりました。六月の半ばに、下院でございしますが、本件によつて生じた損害を日本から賠償するように国務長官は交渉しなければいけないというような法律を四百十五対一で、すなわち圧倒的な多数で可決をするというふうなこともありまして、そこへ、さつきちよつと申し上げました五軸の事件というものも調査もそのころ終わりましたのが新聞に漏れまして、こんなものも別にあつたんだというふうなことから、米政府側もやや態度を硬化させまして事態が非常に深刻なことになつてきたわけでございします。

そういうこともありまして、通産大臣が六月二十三日に談話を発表されるとか、外務大臣もコメントを発表するとか、あるいは六月三十日に中曾根総理が再発防止策の検討を指示されるとか、そういうことがございました。

他方、米側では東芝グループあるいはノルウェーのコングスベルググループ等々、一九八〇年から現在までに違反を起こした企業に対する制裁、二年間から五年間の輸入禁止などを内容とするというふうな東芝制裁法案が米上院を通過するといふようなことも起こつたわけでございします。その後、外為法の改正案等をまとめて通産大臣が訪米された。またとめてというか、内々まとめたもので、そういう再発防止策の説明等に通産大臣が訪米されたというふうな経緯と相なつております。

○梶原敬義君 ありがとうございます。私は今、文藝春秋の六十二年八月号の写しを持っておりまして、「東芝機械事件・主役の告白」これがソ連密貿易の口実だ」ということで、元和光交易モスクワ事務所所長の熊谷、この人がずつと手記を書いておられるわけです。

今ずつと経緯をお聞きしましたように、この問題の発端というのは、彼がココムの議長あてにその違反の内容を通報したということから始まつたやうでございしますが、それより前に、ココムに通報する前に、通産省に対してこの熊谷氏は何らかの形で通報というか、言つてきたことはなかつたんですか。

○政府委員(山本義典) 実はそういうわけもありましたので、私も今回当時の担当者に全部当たつてみましたけれども、それより前にこの人から通産省に連絡があつたということはないと、このこととございします。

○梶原敬義君 彼の手記によりますと、この問題の東芝機械が輸出した話のきつかけというのは、大型船舶用スクリーンをつくるロボットが欲しい、造船王国日本ではこの種のロボットをつくつてはいるはずだということ、ソ連の技術機械輸入公団の副総裁イーゴリ・アレクサンドロビッチ・オシポフというの、たまたまパーティーの酒席で、和光交易の幹部社員のおる酒席で尋ねてきて

そう言った、もちろん私も同席していた、こう彼が言っているんですね。そして、彼はこの話をすぐ東京に打電をして、この種の機械を探せ、「スクリーン・ロボットを探せ」と、こういうテレックスを打つたというんですね。そして、その中で東芝がひつかつてきた、こういう話のくだりをずつと書いておられます。また彼は、日本政府当局の輸出規制関係の法規を一度も犯していない商社に恐らく皆無であらうと、こういうことも言つてゐる。一体和光交易という会社は、またこの熊谷という男は、自分がタッチをして東芝を呼び込んで、そして、今度その後という通報するといふんだから常識では考えられないんだが、通産省はどのようにこのことを考えておられるか、お聞きをします。

○政府委員(山本義典) 確かに理解のしがたい面もありまして、ちよつと熊谷という人の心理をこの場で分析いたしますのは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○梶原敬義君 それでは、大作文藝春秋も読まれたらどうなと思ふんですが、ここに書いてあるくだりというのは非常に精密な文章で書かれて、すきな文章でずつと書かれておられますが、この点については一体どのように、大体真相を書いているという判断をするのかどうかお尋ねします。

○政府委員(山本義典) 本件東芝機械事件の不正輸出にかかわります契約あるいは出荷の時期、そういうものにつきましては、今御指摘の手記にある時期とそれから通産省の調査結果とはほぼ一致をいたしております。ただ具体的なやりとりでございまして、あるいは先ほど御指摘のはは全社が関与しているんじゃないかと、そういう残りの部分については私もこのとおりかどうか確認もいたしておりますが、このとおりだと思つておられます。

○梶原敬義君 私、和光交易という会社をしたがつて非常に疑問に思つたんです。読みながら、調

べてみたんですが。大体和光交易の概略について株主等も含めましてお願いします。

○政府委員(山田義典) 和光交易という会社は、昭和二十七年の十一月に、主として中国貿易を行うことを目的として設立された商社というふうな理解をいたしております。現在の資本金は一億六千万円でございまして、主な株主は丸紅、これが一八%ぐらい、それから安田火災九%ぐらい、それから昭和電工六%ぐらいというふうになっております。それから売上高は、昭和六十一年には約五百億円でございます。貿易取引のうち約七五%が輸出となっておりまして、主な輸出国先は中国、ソ連、ポーランド、北朝鮮でありまして、モスクワとワルシャワに支店を有しておりますというふうな理解をいたしております。

○梶原敬義君 私、この会社が正常な会社であるかどうかはなかなか判断に苦しむんですが、丸紅が一八・七五%、安田火災が八・九一%、私の持っている資料で、昭和電工が六・二五%、合わせますと約三四%、三分の一強ですね、これはしっかりした企業が株を持っているわけですね。そういう点ではもとの発端というのはここから出たわけですから、この会社に対してどのように理解をされているのか、今理解に苦しむんですが、通産省のお考えを。

○政府委員(山田義典) 確かにこの和光交易が、この手記が仮に本当だといしますと、本件の手引きをしたような感じにもなっておりますのでございまして、それから私も確認をいたしましたところによりまして、本件のあつせんといいますが、それから通産、いろいろな準備、そういうことで実質的に関与をいたしているわけでございます。ただ外為法上の制裁とかあるいは刑事手続とか、そういうことになってまいりますが、その対象が輸出者、例えば現在の外為法の五十三条でございまして、通産大臣は貨物の輸出に關する法律に基つて命令に反した者に対して処分を行うことができるというふうな書いておりますので、輸出に關するということでございますので、通

訳をやつたとか諸準備をしたということがそういう規定に厳密に読めるかどうかというところの問題がございまして、今回は今までのところあえてそういう法律上の処分ということになつてなつて、嚴重な注意ということになつてはいるわけでございます。

ただ嚴重な注意ではございますが、今後何か事情が出てきて新たな証拠が出てきて、そしてさらにこの輸出に關するところの例えは読めるとかそういうようなことになつてきますれば、それはまた状況は別であらうかという了解のもとに嚴重な注意をいたしております。

○梶原敬義君 対ソ貿易の現状ですね、対ソ連貿易の状況、今大体どのぐらいの業者が、特に商社が介在をして、それで大体六十一年実績でどのぐらいの貿易実績があるのか、その点についてわかれば簡単に。

○政府委員(吉田文義君) お答え申し上げます。近年の日ソ貿易の動向でございますが、輸出入を合わせた貿易額は八二年に五十五億八千万ドルとピークとなつております。八三年、四年とその後減少を示しておりますが、八五年より再度回復に転じております。八六年には五十一億二千万ドルと四年ぶりに五十億ドル台に回復をしております。一方、本年に入りましてから貿易額は一七七月で二十六・七億ドルと、前年同期に比べまして一五%の減少となつております。その理由として、私どもはソ連側の外貨事情の問題あるいは最近ソ連の外国貿易関係省等の機構改革等が行われたり、若干組織的に変更が行われたというふうな要因によるものではないかというふうな考えをしております。

さらに、先生お尋ねの第二点の日ソ貿易に従事している企業数でございますが、当省として正確に把握しているわけではございませんが、おおよそ百を上回る企業が日ソ貿易に従事しているというふうな承知をしております。

○梶原敬義君 私は、先ほど最初に申しましたように、制限品目はできるだけ縮小していくべきだ

という考え方に立つております。

ただ、和光交易のような企業というものが、よく取引して所長がその話に入つて、一方でつくつていて横から暴露するような企業というのが、そういう百ぐらいの企業の中に幾つもあるのかどうか、この点について全く私はその辺の資料も持つておりませんし、わからないんですが、その辺は通産省としてはどのようにお考えになつておられますか。

○政府委員(山田義典) お尋ねの、自分で商談をつくつておいてわきから暴露するような企業はどれぐらい入つてくるかということについては、ちよつとお答えしにくいんですが、お尋ねがそういう意味でございしますれば三十社ぐらいかと、ソ連相手にやつておるのは、そんなふうな考えております。

○梶原敬義君 それから伊藤忠ですね、後から伊藤忠が東芝の要請でかんだのか伊藤忠が先きたのか、それはよくわかりませんが、東芝、伊藤忠、和光交易と、恐らく三つともその商社は手数料を取つて仕事をしていると思うんですが、伊藤忠といひますと、中曽根総理の最高ブレーンであると言われております。伊藤忠三さんが伊藤忠の相談役であります。総理は西側陣営の一員ということをやいつも高らかにうたうんですが、総理の最高のブレーンの伊藤忠さんたちが、そして瀬島さんはこの問題が起るや否や相談役を退いて囑託が顧問かなにかに何か名前を変えましたね。これも私も週刊誌で読んだんですが、そんな伊藤忠が間にかんでおりますが、この件については、怪物伊藤忠についてはどのように大臣はお考えでしようか。

○政府委員(山田義典) この伊藤忠が本件にかんでおることは事実でございまして、かんでいるといひますか、先ほどの非該当証明を申請いたしましたのも伊藤忠でございます。契約の当事者はどうも伊藤忠と東芝機械と両方になつてはいるわけでございます。ただ、非該当証明の申請の際にも、

技術の中身につきましては、あるいは品目の中身につきましては一切別紙のとおりとか書いてありまして、その別紙の方は東芝機械が作成した紙になつておつて、そこに九軸ではなくて二軸と書いてあつたというようなことであつたわけでございます。

私どもも、伊藤忠とあろうものが本件の不正輸出を知らないで輸出をしたということはないんじゃないかという観点から、非常に厳しく追及をいたしました。どうも知つておつて不正に關与したという確証が得られませんでした。それから、捜査、司法当局も同様な観点から厳しく追及をしたようでありまして、ただ、私どもとしては、商社は輸出関連法規を知悉しているべきものでございまして、その遵守に特に注意を払うべき立場にありながら、伊藤忠が自分の契約等について、仮に伊藤忠が知らなかったとしても、注意をせず不正に結果的に少なくとも關与することになつたということは非常に遺憾でありましたので、通産大臣から三カ月の共産圏向け工作機械の輸出禁止という指示をいたしまして、その指示に伊藤忠は従つてきたところでございまして、

○梶原敬義君 共産圏向けというのは中国も含んでいひますか。

○政府委員(山田義典) 中国も含んでおります。

○梶原敬義君 伊藤忠に対しても調査されたようですが、商社にはセールスエンジニアと言ふんですが、機械を扱うなら機械専門のエンジニアがおります。それが中身を知らぬといふことはあり得ないし、それを信用するといふのがいば私は業界では常識外れだと思ふんです。いずれにしても、通産省の立場としては、やつてそこしか出なかつたというんだからそれはそうなんです。が、しかし、言つておきますが、やはり常識として商社がかんで中身を知らぬといふことはあり得ない。そのことについては篤と私は心に入れていただきたいと思ひます。

それから、通産省、あるいは大蔵省は私きよう

やっぱり企業が競争しながら何とか名称をごまかしても輸出をする。生きていくためにはそんなこともしなければいかぬのでしようけれども、そういうやり方をやっている。そういう企業の行き方、日本の企業のモラル、通産省もやっぱりそういう行き方はこれまでずっと支持し、私は支えてきたような感じが、これまではあるような感じも持っておるんですが、こういうあり方について私はやっぱりここで少し反省をしておかないと、日本は長い時間がかかった場合には国際社会から孤立をしていくような方向に行かざるを得ないと思うんですね。この点について大臣、所見を最初にお伺いをしたいと思います。

○政府委員(児玉幸治君) ただいま梶原先生から指摘されました問題は、実は非常に我が国の産業社会にとりましては深刻な問題でございます。一方では、これから二十一世紀に向かいます日本産業を支えていく大事な分野というのは、いわゆる機械情報産業を中心とするハイテク分野でございます。これらの産業は今後とも健全に発展をしていくということは、これは我が国としまして大変重要な課題になるわけでございます。ただ一方、今御指摘もございましたように、そういった分野の製品が世界じゅうのマーケットにどんどん出ていく、それが非常に日本の企業同士の間でも激しい競争をしながら出てまいりまして、気がついたときにはいろんな国で相当大きな市場占有率を持つようになってくる、それが結果的には相手の国の競争産業に対して大きな影響を与えるというふうなことになるというケースが間々あるわけでございます。

確かに戦後の高度成長時代におきましては、成長分野をいち早く探り当てまして、それについてほかの企業に先駆けてできるだけ生産効果を上げ、それが利益を上げることにつながるというところで、結果としては大きなマーケットシェアをとって、生産効果を上げることによって競争力をつけ、それで世界市場に出ていくという形が行われていたわけですが、それはそれである時

期までは私は日本の企業の経営の選択として合理性があったのだろうというふうに思っておるわけでございますが、昨今の状況を見ますと、品物によりましては、本間に日本が世界のその品物の市場を動かすというぐらいに大きな存在になってきて、そういうケースがいろいろあるわけでございまして、そういう場合には、昔のままの経営理念でやっていくというわけにはなかなかいかないわけでございます。

やはり、成熟した大きな産業につきましては、それなりの新しい企業経営理念が要するというふうに思っております。実は昨年の十月に機械情報産業局の方で、機械情報産業の将来展望に関する懇談会というものを設けまして、業界のトップの代表者あるいは学識経験者、組合代表の皆様方にお集まりをいただきました。この問題について約十カ月でございまして、いろいろ議論を重ねてきたところでございます。

最近、報告書もいただいたわけでございますけれども、やはりその中の一番のポイントは、梶原先生の御指摘に尽きていたわけでございますけれども、企業自身が自分の置かれた世界市場の中の位置づけにつきまして十分認識をいたしまして、同じ利益追求のための経営活動でございしても、やはり新しい形、少なくとも従来の量をベースとして利益を上げていくというタイプとは違った形の経営理念が要するということを強調いたしております。しかもそれを政府が企業の行動について一々介入をするということではなくて、あくまでもその企業の自主的な判断、自主的な理念の改革、こういった形で対応することを提案をいたしているわけでございます。

大変貴重な報告だと私も考えておりまして、これをまさに政府の過剰介入にならないように、民間の自主性をベースといたしまして実行できるようにできる限りのバックアップをしてまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 だから私は、この際ですからちょっとまた言わしていただきますと、やっぱり労働

時間が我が国の場合三百時間から五百時間長いとか、あるいは住宅や何か非常に厳しい状況、それから輸出企業というのは、本社の内部を合理化すると同時に、下請をまづぶったくわけですね。そういう状況でいって、しかも売り値はもう上げない、こういうやり方できておるわけですから、この物の考え方を、日本は西ドイツよりも労働時間五百時間ぐらいたくも頑張っておるんですから、もう少し通産省も物の考え方の発想を少し思い切つて変えるように指導していただきたいと思います。

先ほど話を聞いておりましたら、アメリカの議会の方も相当のバカンスのようです。ゴルフパチョフだつて一カ月間何かバカンスをとるといふような話も聞きました。先進国日本が、本当に私はそういう状況の中で先進国であるのかどうなのかよくわからないんですけれども、この辺について、通産大臣ややっぱり広い世界の大きな流れの中で、日本の通産行政のあり方、企業に対する指導のあり方、そういう企業のモラルの問題なんかもひっくるめて通産大臣は指導していくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村元吉君) 実は、今通産内部で私どもいろいろ言っております。きょうは非常にいい質問を寄せられたわけですが、最後におっしゃったことは、生活実感というものの豊かさというものが出なければならぬということに尽きると思っています。これは通産省だけでできることじゃありません。各省庁が、労働省を中心として厚生省もいろんな省庁がみんな協議して総合的によくしていくかなきゃならぬことは申すまでもありません。

先ほど児玉局長から申し述べましたので、もうそれに尽きておるわけでございますけれども、もともと私が具体的にいいますか、露骨な表現を使つて私の意見を申し述べますならば、日本の大企業がシェア拡大主義にこだわっておる間はだめだということだと私は思うんです。それよりも、先般答申いただいたように、とにかくマー

ジンというものを重視する商法に移っていかないとだめだ。そういうことから私が大変懸念しておりますのは、内需の拡大ということはやらないならぬ至上命題であります。内需の拡大は一つには国内の景気を刺激する、一つには外需を内需に振りかえるということであると思いますが、下手をすればいわゆる通産省等の指導がもし誤った場合には、あるいは徹底しなかった場合には、逆に内需で力をつけてシェア拡大主義で外需を内需に振りかえるどころか、内需で力をつけた企業が外需へ殴り込みをかけるということもあるいは起こりかねない。そこいらは十分心してこれからあらゆる面で検討していかなくやならぬのじゃないかというのを申し上げておきます。

まあお答えになりますかどうですか、児玉君が相当具体的にお答えしたもんですから、ダブることを避けて私どものお答えをしたわけでございまして、通産省の一つの予見性にそれがなつていけば大変幸いというふうに思います。

○梶原敬義君 次に移りますが、コムというのとは非常に秘密組織でなかなか理解ができないのでございますが、このコムについてどんな組織なのか、あるいはその組織運営と性格、それから規制品目をどのように決めておるのか、その辺について外務省の方に最初にお尋ねいたします。

○説明員(赤尾信敏君) コムにつきましては、実は私たちが余り全貌を言えないというのが非常に残念なんですけれども、一応各国間の申し合わせで余り詳しいことは申し上げられませんが、組織としては十六カ国が今参加しております。西側十六カ国。一番最近にはスペインが加盟して十六カ国になったわけでございますけれども、この十六カ国がパリにおいて各国の戦略物資等の特定国向けの輸出規制等について調整その他また話し合うというのが目的でございます。主として最近ではリストのレビュー、これはほとんど毎年のようにやっておりますけれども、リストの作成あるいは各国の輸出規制のあり方、ある

いは参加国だけでは必ずしも実効を確保し得ないということもありまして、他の国の協力をいかに求めるかというような点を中心に話し合っております。

品目につきましては、ココムリスト自身は公表されておられませんけれども、各国の輸出管理法令に基づいて、必要な限度内において各国の法令に移しかえてそれを実施するという体制になっております。

○梶原敬義君 大体その辺のところまでは発表されていきますからわかるんですが、どういうようにパリのアメリカ大使館で運営をされているのか。それには日本からはだれが出ているのか。本当にこういう品目を検討する際には技術的なことがわからないと、これはなかなかだれを入れるか落とすかわからないと思うんだけれども、外務省、そんなことは責任持ってやっているのか、どうですか。

○説明員(赤尾信敏君) コクムの本部がパリにあるということとは、先ほど申しましたし、パリのどこにあるかということは私たちが公にはしないということでございますが、一応……

○梶原敬義君 何言っているの。アメリカ大使館にあると発表されておる。

○説明員(赤尾信敏君) 各国間の申し合わせで、私たちはそれを確認する立場にないということでございますので、申しわけありませんが、そこまですべて御容赦願いたいと思います。

○梶原敬義君 何言っているのか、どうも……

○梶原敬義君 そんなこと、少なくともこの法律をつくって刑を三年から五年にするのに、どこに事務所があるが、今から行って十六カ国と相談して発表することに、そしてそれからここに来なさい。何言っているの。

○説明員(赤尾信敏君) 私たちもできるだけ発表できるものはしたいということで、例えば七月に特別会合がありましたときには、日本のココムに關する強い関心から、会合があった事実さえも外

へ公表できないのでは非常に難しいということをして日本の代表みずから発言しまして、各国で一応発表のガイドラインを申し合わせた上でやった次第でございます。これは日本がイニシアチブをとって、会合の事実あるいは全くの概要しか発表できませんでしたが、一応概要を発表させていただきます。

日本からどういふ人が出ているか、あるいはどういふ会合があるかということなんですが、これはいくつかの種類の会合がありまして、例えば二年に一回程度開いておられますので、ハイレベル会合というのがあります。これにはできるだけ、ハイレベルというのでございまして、日本からは外務省の者がそれに相当する方がこれまで局長格で出ております。通産省と外務省の者がそのアシスタントとして出ておりますけれども、そういうレベル。あるいは毎日のようにコクムの会合が現地で開かれておりますが、通常は在仏大使館におります担当官が出席しておりますけれども、その議論する事項、対象事項によつては通産省とか外務省の本省から出張するなり、さらに専門的な知識が必要な場合、特にリストのレビュー等を行いますときには非常に専門的な分野にわたりますので、いろいろな専門の方を東京から派遣して参加してやっております。

○梶原敬義君 ココムというのは、じゃどこまでがコクムのことについては国会に言っていないのか、どこまでが秘密なのか、その線をちょっと。

○説明員(赤尾信敏君) 一応ココムで私たちの間で申し合わせた諸点といたしましては、例えば名称はココム、パリに本部を置いている非公式な機構である、非公式な相談会であるというところで、参加国が十六カ国である、国名はアメリカとかイギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でございまして、それで一定の国を対象にして輸出規制を行うということです。

既に御承知のとおり、中国向け輸出につきましては、できるだけ緩和された形で規制を行うという

うようなこと等も申し合わされております。

コクムの活動の歴史につきましては、四九年に成立して五〇年以來活動しております。そのほか、先ほど申しましたように、輸出規制についてのいろいろ申し合わせたあるいはリストの改定その他を行っているということでございまして、

○梶原敬義君 これはちょっと時間がなくなつたけれども、それじゃ、コクムの問題の話し合われた内容等については国会には言えない。そうすると政府はどの辺まで知っているんですか、内容については。

○説明員(赤尾信敏君) 政府といたしましては、日本からも毎回コクムの会合には出ておりますので存じております。あと例えばリストの改定等につきましては、でき上がったものにつきましては通産省所管の質管令等に移し変えて実施しております。その形で外に発表するということになっております。

○梶原敬義君 おれは頭悪いからようわからぬけれども、ということとは、政府はコクムの皆さんが相談したら、内容や議事録なんかというのは閣議か何かで報告しているのか、それとも外務大臣だけ知っているのか。

○説明員(赤尾信敏君) これまでのところは通産省と外務省の間で緊密に協力してやっておりますので、通産省と外務省はすべて討議の詳細につきましても承知しております。その他一部の関係省庁には必要に応じて必要な情報を流しております。

○梶原敬義君 私はココム問題だけでこんなにひっかかるつもりじゃなかったんですが、通産大臣、私はココムというのは毎週コクムの事務局で何か会議をやっているやに聞いているんだけれども、そういう内容というのは、だから通産大臣あるいは外務大臣には一少なくとも報告がされているような内容ですが、知っておるんですね。

○國務大臣(田村元君) 大変みっともない答弁で、恐らくあすの新聞で冷やかされるんじゃないでしょうか、通産省の担当者はあるいは知っておる

かもしませんが、私は何も存じません。

○政府委員(畠山襄君) 大臣に報告する側の方からお答え申し上げますと、分け方はいろいろあると思いますが、大ざっぱに申し上げてコクムの会合というのは三つございまして、ハイレベルの会合と、それからリストレビューの会合と、品目を決める会合と、それから定例会合と、個別の案件を認めるか認めないかを決める会合と、この三つございまして。

それで、ハイレベルの会合というのが一年に一回か二年に一回が開かれるということで、先ほど外務省の方から答弁のあったおりの会合でございまして、これは外務省の者が話し合われますと通産大臣にも当然報告をするということになっておるわけでございますが、いろいろ昨今のように大臣の方も忙しいとなかなか情報が上がらないというようなこともあるわけでございますけれども、原則はそういうことになっております。

それからリストレビューの会合、この内容につきましては、品目の非常に技術的な話でございまして、かつ広範多岐にわたっておりますので、これはむしろ通産省から出張者は出ておりますので内容は承知いたしておりますし、また出張者が必ずしも全部に出ていないわけじゃございせんが、そこで決まりましたこと、その経過等は後で外務省から連絡もございまして、私どもは知るべき立場にございまして、ただ、現在のところは、この内容について大臣には重要なアイテムでもない限り余り報告はしてないのが通例であらうかと思ひます。

それから、三番目の特認のところについても同様な状況であらうかと思ひます。特認のところは通産省も出ておりませんので、余り私どもとしても詳しくは承知はしてないというような状況でございまして。

○梶原敬義君 外務省、いろいろ品目を決める相談をするときに、それは時々通産省を呼ぶと言うけれども、実際はアメリカの国防総省の意見ある

いはアメリカの意見というのが非常にこれは強く出るはずだと私は見ているし、そう聞いておりますが、この点はいかがでしょう。

○説明員(赤尾信敏君) まず品目を決めるときに通産省と御相談して、これは特に品目は非常に技術的な点もありますし、輸出管理は実際通産省が法律上もやっておりますので、一々全部相談してやっております。

それから、そういう品目改正に当たってアメリカ特に国防総省の意見が非常に強くなるかということでございますが、コムの決定方式はすべて全会一致方式ですので、一カ国でも反対すればこれは実現しないということがまず原則としてございます。アメリカはアメリカとしての独自のそういう戦略的な立場からいろいろな提案を行う、私たちは私たちとしてまた別途、例えば規制緩和等も含めまして日本は日本の提案を行うと、いろいろな議論の過程を経て最終的には全会一致でできるような点を見つけないとということでございます。

○梶原敬義君 非常にこれからいろいろな高度技術社会になりますと、それが一体戦略商品になるのか、あるいは一般生活との関係が、普通の民生用の技術やあるいは半導体を組み込んだようなものがひびくかある場合だつてある。その判断の仕方が非常に難しくなると思うんです。これからね。このところの判断をする場合に、外務省が中へ入って、あるいは時々呼ぶというけれども、やっぱり外務省が中心なんだから、外務省のそのときの物の基本的な考え方によって相当揺れると思うんでね。外務省はあなたが出るんですか。

○説明員(赤尾信敏君) 会合によって出席者は異なりますけれども、今ハイレベル等で一般的な政策を決める場合には私より上の外務審議官が出ております。私も二、三回会合に出たことがございます。ただ、通常のリストレビューのときには現地にいる担当が中心になって、あと東京から、東京からといひますのは外務省だけでなく通産省、あるいは通産省によって専門調査員に発令される専門の方も含めて、そういう方が一緒になつ

てリストのレビュー等には参加しております。

○梶原敬義君 私は、むしろ東芝が輸出した機械は、それは確かに問題でしょう。僕はだからこれは問題だということですよ。僕は来たんですよ。ね。しかしそれより問題は、お互いに潜水艦をいっばいいっばい、それで核弾頭を積んでお互い撃ち合うということが、もちろんその方が問題なんでは、私はINFの軍縮と同時に、外務省としてはお互いに原子力潜水艦と核弾頭を積んだことをどうなくしていくかというのが、日本がやっぱり外交姿勢の中では強力に貫かなくてはならぬことだと思ふんです。

問題は、コムの品目や何かを審議するに当たって、あなたも出るというんだからね。日本の立場というのは緩和をしようとしているのか、あるいはやっぱりもつと規制を強化しようとしているのか。今ハイテクの時代が進む中で、こういう変化の中で、一体外務省の基本的な物の考え方、腹の据え方というのはどこにあるんですか。

○説明員(赤尾信敏君) まず、一般原則といたしましては、外務省はあくまで自由貿易を貫く、あるいは世界の貿易、あるいは日本と、これは東西の貿易も含めまして、日本とソ連諸国との関係の貿易も含めまして、貿易は拡大するというのが大原則でございます。ただ、特定の戦略物資の輸出につきましては、現在の国際情勢を見るとき、無制限な物資及び技術の流出というのは、日本を含む西側の安全保障に影響があることもあり得る。その観点から必要最小限の規制は加えなければいけないというのが原則だと思ひます。

それを踏まえてコムのリストレビュー等にも日本政府として参加しているわけでございますけれども、既に古くなった技術等についてはほとんど緩和していく、あるいはリストから落とすということと、同時に新しく出てきて、どうしても各国、どの参加国から見ても戦略的に非常に重要であるという品目は追加するというのが基本方針かと思ひます。

○梶原敬義君 アメリカの場合は特認のような形

で他国よりも大分処理をやっているようですね。特認の形でですね。その点についてはいかがでしょう。

それから、コム委員会の中でフランスや西ドイツというのは、少なくとも日本の外務省出席者よりも、コムに対して独自の姿勢というのを打ち出して、今言われた自由貿易の原則について、フランスや西ドイツというのは非常に主体性を持っていて聞いたり読んだりするんです。が、実際に現場に入ってみて、あなたはどうか考えておられるのか、この点については、率直に知らしていただきたいと思ひます。

○説明員(赤尾信敏君) 特認のケースについてはアメリカが多いんじゃないかと、日本と比べて多いということでございますけれども、これは恐らく共産圏諸国と各国との貿易構造等にもよるところが非常に多いんじゃないかと思ひます。貿易額で言いますと、例えば日本の対中貿易というのはアメリカの何倍にも相当するわけですが、逆に特認件数はアメリカの件数よりは非常に少ない、一けた違うくらい少ないわけなんです。ござい

ますが、アメリカがそれをとらえて日本は貿易の額の割には特認件数が余りにも少ないと、サボっているんじゃないかというふうな逆の指摘も行われておりますけれども、私たちは、いや貿易構造が違ふんだと、日本はそういう特認のためにパリに持ち込まなければいけないような貿易の件数が少ないために特認の数も少ないんだ、特認申請の数が少ないんだというふうに私たち説明している次第で、これは非常に各国の貿易構造の違いを反映する点が非常に多いんじゃないかというふうに思っております。

二番目に、コムの場でフランス、ドイツ等は非常に自主性を貫いている、日本はそれほどではないんじゃないかということでございますけれども、具体的にどういうケースをとらえて指摘しておられるのか私は存じませぬけれども、コムの場におきましては、各国とも全く平等の立場で、各国独自の判断で対応しております。一部新聞等

で報じられましたのは、一九八〇年代の初めに、特にアフガン事件の直後に、ヨーロッパ諸国が中心になってソ連にパイプライン、天然ガスのパイプラインを送る話があったときに、アメリカが域外適用を持ち出して、ヨーロッパ諸国にある会社がソ連にパイプラインを送るのを抑えようとした。それに対して関係したヨーロッパ諸国は、断固としてこれに反対して輸出したというケースがあるかと思ひますが、これはコム規制品目ではありませぬので、もしもそういう例を言っておられるのであれば、若干コムの問題とは違ったケースかと思ひますし、逆に域外適用の問題につきましては、日本もヨーロッパ諸国と全く同じ

で、いかなる要求であらうと、アメリカの要求でありませうと、域外適用にかかわる事項につきましては、これは国際法の原則に照らしても、絶対アメリカの要求はのまないというのが基本方針でございます。

○梶原敬義君 それでは、今言われましたような具体的な問題をとらえて幾つか私に見ておりますから、ちよつと時間がありませんから用意して質問を出しますから、対応していただきたい。それから問題は、条約化の動きをアメリカは提起している経過があったと思うんですが、この点はそれないかがですか。

○説明員(赤尾信敏君) 一部、最近日本の新聞でも、アメリカが中心になって条約化しようという動きがあるという報道もありますけれども、私たちの承知している限り、過去数年の間アメリカが正式にコムを条約化しようということを提案したことはございませぬ。あるいはアメリカ政府の一部でそういうことを考えている人があるかどうか私は承知しませぬけれども、正式な提案としては一切行われたことはありません。

○梶原敬義君 では、そういう方向で外務省も頑張ってもらいたいと思うんですね。アメリカがそういう動きが出た場合には、十六カ国のうちの幾つかはコム委員会を脱退するところだつて出るんじゃないか、こういうようなこともあって、な

かなかこれはアメリカの希望があったとしてもそれはやりにくい、こういうようなことも書いておきますね。だからあなたの方、恐らく具体的に提案がなかったからそれはどうこうということ言っているんでしょけれども、しかしそういう動きは私は否定できないと思うんですね。そういうような方向に対しては、条約化とかそういうものをやることに對しては外務省としては基本的には反対だと、こういう姿勢だとそれは受けとめていいですね。

○説明員(赤尾信敏君) 私たちはココムが一九五〇年に発足しまして三十何年やってきているわけなんですけれども、ココムの規制が万全とは言わなくても、こういう紳士協定みたいな非公式な合意に基づいて非常にうまく機能してきているというふうに評価しております。

したがって、果たしてこれを条約化する必要があるかどうかということにつきましては、非常に疑問が多いというふうに考えております。万一、アメリカないしそれ以外の国がココムについての条約を結ぼうじやないかという提案を行ったような場合には、万一そういう提案を行った場合には、今私が申しましたようなこれまでの経験等に照らして非常に慎重に検討する必要があるかと思っております。

○梶原敬義君 ココムの問題については、私はこれは大問題ですね。うまくいっている、こう言っているけれども、これは果たしてあいつアメリカのような自由主義社会で、一方でインドですか、武器を売ったりするような国で、どこから技術がどう流れるかなんて、あるいはこの問題は、東芝機械の輸出が、潜水艦のスクリーナーですか、これにどのように影響しているのかという問題等、恐らくココム委員会でもある程度は議論しているんだと思う、そういう問題については。

そういういろいろなココムのあり方の問題について何かうまくいっているような話を聞ければいいけれども、僕はもっと、なぜではうまくいっているかというところを明らかにしてもらわなければ、いいです。

す、なかなかこういうことにはならぬのですけれどもね。この点についてはもうちょっと明らかにできますか、うまくいっているという内容については。

○説明員(赤尾信敏君) 私がうまくいっていると言いましたのは、一般的な感じといたしましてこれはもう万全じゃないということ、アメリカの国防省が二年に一回ぐらいいわゆるソ連の西側技術の取得に関する白書みたいなものを発表しておりますので、それを見ていただきますと、ソ連がいろいろの手段を使って、きょう御指摘のありました文書の記事もそうなんですけれども、いろいろな手段を使って西側技術、特にハイテク技術の取得に努めているということがありまして、そういう例がたくさんあるにもかかわらず、私たちとしては一応ココムは機能しているんじゃないかというふうに思っているということをお願いしたかったわけでございます。

○梶原敬義君 これは通産大臣の法律案の提案理由の中に、「今回の東芝機械の外国為替及び外国貿易管理法に違反した不正輸出事件は、我が国を含む西側自由主義陣営の安全保障に重大な影響を及ぼすおそれのあるものであり、極めて深刻な問題であります。」こうなっているんですね。まさにココムに關係する問題なんです。

先に外務省に聞きますが、どういふ点で西側の自由主義陣営の安全保障に重大な影響を与えて極めて深刻な問題であるのかどうか、この点をわかりやすく、とにかくもう時間が無いので。

○説明員(赤尾信敏君) 今回の東芝機械がソ連に違法に輸出されたことによって、非常に性能のいい潜水艦等のスクリーナーがつくれるということが、本来ソ連だけでやっておればそういうことができなかったのが、非常に容易にできるようになったということで、西側の安全保障にとって重大な影響があるというふうに私たちは認識しております。

○梶原敬義君 我が国の安全にとってそれがどう

いうような影響を及ぼすことになるわけですか。これを読みかえていくとそういうことになる。

○説明員(赤尾信敏君) 我が国の安全保障、そして我が国を含む西側の安全保障にとって非常に影響が出てきたということでございます。

○梶原敬義君 スクリーナーがそうだったかどうかというものははっきりしない。それで、しかし非常に重要な影響があるということになるわけですね。

何ですか、ソビエトの潜水艦は一つずつ全部西側陣営というのは捕捉しているわけですか、キャッチしているわけですか。音の話をすれば、そこはどうか。外務省、さっきばらんにちよつと言ってください。

○説明員(赤尾信敏君) 私どもの同僚の安保課長がいなくなりましたので、実は安全保障課長が担当しておりますので、私権的に今お答えする立場にありませんけれども、この東芝機械が出たこととそのソ連の潜水艦の低音化との間に非常に因果關係が深い、疑いが強いというふうに感じております。

○梶原敬義君 随分質問を残しましたけれど、通産大臣、潜水艦、これは非常に極めて重要な深刻な問題であると、安全保障に影響している、音が小さくなった捕まえてきぬということを言っているようなんですが、これは全潜水艦を捕まえているという前提に立って書かれている文章だと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(田村元君) 要するに、そういうことが重大な懸念を生じかねない、つまりソ連の潜水艦は、アメリカならアメリカを例にとりますと、量的に多いけれども、一方は技術でまさっておる。その技術でまさっておるのが技術でまさらない、なるということとは重大な懸念を生じかねない、こういうことだと私は思います。アメリカを特定するものでなく、例えばアメリカを例にとればということでございます。

○梶原敬義君 時間が無いですが、要するにソ連の潜水艦の脅威が、それはアメリカにとっては脅

威かもしれない、しかし日本にとつてどのような脅威をこのことによつて及ぼしているのか、この点がやっぱり一つは解明をされない、なかなかこの改正案に、はいそうですかと、これはまあ自身は同僚委員からずつと法案の問題については話がありまして、私は最初に私の立場を言っておりますからそう言う必要はない。日本にとつてもそれが非常に極めて深刻なことであるとすれば、今、日本が本心に考えてやらなければならぬのは、そうならばアメリカとソ連の原子力潜水艦を減らすことをまず一番先に旗を掲げて真剣になつてやらなければならぬ。そんな努力は全然これまで聞いたことがない、外務省がやったとは。この点について先に聞きます。

○説明員(赤尾信敏君) 政府の一番の基本方針は平和と軍縮ということでございます。私たちがこれはアメリカに對しても、あるいはソ連に對しても、あるいはジュネーブにおきます軍縮委員会の場あるいは国連等のいろいろな機会に軍縮の必要性あるいは軍備管理の必要性ということは唱えております。その中には潜水艦も含むいろいろな軍備管理あるいは軍縮ということが含まれているわけでございます。

○梶原敬義君 もう時間が無いですからやめますが、アメリカをちよつと優位にしておつて、絶えず優位にしておつて全体を軍縮するという基本的な物の考え方というのが外務省にあると思ふんですよ。少しでもアメリカを強くして、そしてそのまま下げていく、絶えず。そういう発想が僕は腹の中にあると思ふんだね。だから、そういう形の軍縮じゃなくて、本当に減らしていくと、強力にアメリカに對してもソビエトに對しても日本というものは迫つていかなきゃいけない。ここが基本的な立場でないと、それはなかなか日本の言うことというのは迫力が出ないんじゃないですか。一方に少しやわらかく言うて、一方には減らせ減らせというような立場では、やはり本当の軍縮にはならないんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

これでやめます。

○説明員(赤尾信敏君) 私たちは、アメリカあるいは西側のちよつとそのレベルをアップしたままで、あるいはそれを維持しながら両方に減らせたいことを特に言っているわけではありません。とにかく双方が軍縮を促進すべきであるということとを主張しているつもりでございます。

○委員長(大木浩君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

○委員長(大木浩君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○伏見康治君 私に割り当てられている時間が二十分でございますが、ごらんのおりの老体でございまして、少し皆さんにいたわっていただきたいと思ひます。座って御質問申し上げますのでお許し願ひたいと思ひます。実は、せんだつて外務委員会に飛び入りで行きましたら、外務委員会は全部座つてやっておりますのでそれがうらやましくなりましたので……

私は、外為法に関連して、もちろんココムについても何うつもりでございませうけれども、ココムの問題とSDIの問題と、それから少し旧聞になりますが、対米武器技術供与というこの三つのテーマに関連して御質問申し上げたいと思ひます。

というのは、これはみんな日本がアメリカの軍事体制の中に組み込まれていく幾つかのチャンネルをあらわしていると思うからであります。日本が今アメリカの軍事体制とどういふ関係を結ぶかということとは極めて大事な問題でございまして、安保体制というもので縛られている限りアメリカ

と縁を切るわけにはもちろんまいりませんが、そのうかといつて、アメリカのいささか危険な軍事体制の中にすつかりのめり込んでいくということもまた極めて危険なわけではございません。適当な距離をもつてアメリカにおつき合ひしていかなければならぬと思ひます。ココムもSDIも対米武器技術供与というものが、みんなそのおつき合ひの窓口としてよほど神経を細かくして対応していくべきものだと思ひます。

そこです。ココムとSDIとが対米武器技術供与とかいうものに共通なものがあつたとしても、国会にかけて審議すべきものではなかつたんでしようね、かかつておりませんから。一体どういふ外国とのおつき合ひは国会に諮り、あるいは承認を求めなきゃならなくて、どういふものは求めなくていいのかというその区別を、この際ちよつと教えていただきたいと思ひますが、外務省の方……

○説明員(岡本行夫君) 御質問の点につきまして、昭和四十九年のいわゆる大平外務大臣答弁というのがございまして、そこでも明らかにしております。私どもの考え方は次のようなものでござい

ます。すなわち、具体的には次の三つのカテゴリーの国際約束については国会の御承認を必要とするの考えでございます。第一番目に、いわゆる法律事項を含むものでございまして。すなわち国会の立法権にかかわる国際約束でございます。第二番目に、いわゆる財政事項を含むものでございまして。すなわち既存の法律または予算で認められていない財政支出を約束するがごとき国際約束でございます。第三番目に、法律事項あるいは財政事項を含みませんでも、我が国と相手国との関係または国家間一般の基本的関係を規律するという意味におきまして、政治的に重要な国際約束、こういうものは国会にお諮りする条約である、こういう解釈でございます。

○伏見康治君 今のお話ですと、国として極めて

重大なものは、お金に関係がなくても法律に関係がなくてもお諮りするといふふうに理解できると思ひます。ココムとSDIとかいふのは相当重大な問題だと思ひますが、にもかかわらずかないという理由はどこにあるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 今御説明いたしました第三のカテゴリーについてのお尋ねでございますけれども、そこで私どもが国会にお諮りしなければならぬと認識しておりますのは、我が国と相手国との関係または国家一般の関係を法的に規律するような意味において重要な国際約束でありまして、それがゆゑに発効のために批准が要件とされているものでございまして。

SDI協定について言いますと、今回は、米國が進めておりますSDI研究計画に我が國から参加を希望するものがあれば、参加を容認するため枠組みを既存の法体制のもとで用意するということとございまして。すなわち、現行の国内法の範囲内で実施し得る内容を取り決めたものでございまして、これは憲法七十三條の外交関係の事務の処理の一環として政府として結んだものでございまして、国会にはお諮りしなかつた次第でござい

ます。○伏見康治君 話がややこしくなつてきて、どこまで重大であるかという認識の差に陥るおそれがありますから、その点はそのくらいにしておきます。

そこで、まず大臣に伺ひたいのは、SDIとはそもそも何であるというふうに、内閣全体として一体どういふふうにと認識しておられるかということと伺つてみたいと思ひます。

で呼ばれるものになつたわけでございます。ところが、SDIの正確なるデフィニションというものを私は余り伺つていないのですから伺ひます。わけですが、その後、つまりアメリカの内部ではSDIに関するいろいろな批評が入り乱れておりまして、一体何がSDIの本当の姿とお考えになつてこつたかという重大な決定になつたか、それは極めて重要だと思ひますので、どういふ性格のものだと思ひます。SDIをとらえておられるかをまず説明していただきたいと思ひます。

○國務大臣(田村元君) 実はSDIに関しましては、各閣僚が自分の持つておる知識で自分なりの所見を述べることをはかつて、官房長官のもとで統一見解をまとめたところ、こういうことになりました。昨年の九月九日に官房長官談話が発表されました。でございまして、私どもとしては、この官房長官談話の範囲を超えた言葉はやはり慎まなければなりません。そうなりますと、私からSDIというものを大きくとらえて物を申し上げるということより、やはり、今官房長官おられますが、その場合でございまして外務省からお答えをするのが筋かと存じます。

○説明員(岡本行夫君) 事務的に御説明させていただきますが、SDIは先生御高承のとおり、一九九〇年代の前半に、米國大統領及び議院が、弾道弾防衛のための高度な防衛システムを研究し、開発し、配備するか否かを目的とするものでございまして、これはあくまでも性格としては研究計画でございまして、開発、配備に進むかどうかについての技術的知識を提供することを目的としたものでございまして。

それに対する我が方の考え方は、ただいま大臣の御答弁とおり官房長官談話に尽きておりますので、先生つとに御高承のことと思ひますのでその内容は省略させていただきます。

○伏見康治君 一年前の後藤田さんの声明というんでしようか、その中に言われていることは、一九八三年のレーガン演説の言葉とおりでございま

して、要するに核兵器をオブソリートかつインポ
テントにするものであるというのをそのまま繰り
返しているにすぎないように私は受け取っており
ます。

それで伺いたいのは、その後いろいろなアメリ
カの中の有力者あるいは大統領御自身あるいはワ
インバーガー国防長官といったような方々が、今
の御解釈と反するようなことをたびたび言われて
いると思うんですね。例えば研究段階であるとい
うようなお話があるにもかかわらず、ワインバー
ガーはある時点では早急に配備したいといったよ
うなことを言っておられます。それから大統領
は、ある場合にはこれは核兵器が敵なんだから、
ソビエトでも手を組んでやるんだというようなこ
とを大統領として言っておられるんですが、実際
に進行しているのは、ソビエトを敵対国としてあ
くまで取り扱って、秘密にしながらやろうとして
おられます。そういうわけで、アメリカの中の有
力な方々自身が言っていることが、言うその状
況、状況によつてしつこく変わっているよう
な不得要領なものだと私は思えるんですが、そ
ういう点についての政府の理解はどうなんでしょ
うか。

○説明員(岡本行夫君) 米国の中でさまざまな議
論があることは事実でございます。ただ、米國議
会が毎年SDI研究計画に継続的にこれまで研究
費の支出を認めていることから、研究計画自体
に對しましては、米国内でその推進につき幅広い
支持があるものと承知しております。

先生ただいま御指摘のような発言が米側によつ
て種々の機会に一部のの方々からなされているこ
とは、これまで事実でございますけれども、究極的
にSDI研究計画が目標といたしますところは、
非核の防衛手段を通じて、最終的には防衛の
システムだけで現在の不安定な抑止の關係という
ものを強化する、抑止を一層安定的なものにし
る、その基本的な認識はいさかも変わってな
いと存じます。

最後に、先生御指摘の早期配備との關係でござ

います、私どもの認識は、これはあくまでも研
究計画である、我が国が参加したのもそのよう
なものと認識して参加したものであつて、そこ
から先の配備の段階に至つたら日本側はどうするの
かということ、まだ判断を留保しているわけでござ
います。

なお米側は、研究段階から配備のときに進むの
であれば、それは同盟国との緊密な協議をいたし
ますということを言っております。

○伏見康治君 ついでに伺いますが、その研究段
階が過ぎて、何年たつかわかりませんが、配備す
るような段階になるときは、SDI参加の基本
姿勢そのものも改めて国会内で十分に議論をして
いただけるものと理解してよろしいか。

○説明員(岡本行夫君) 私どものSDI研究計画
への参加の理念は先ほど申し上げたとおりでござ
います、配備の段階について我が国がどうい
う態度をとるか、それはそのときどきの国会の御
質疑において、私どもも可能な限りの御説明ないし
考え方の開示を行つてまいりたいと思ひます。

○伏見康治君 マクナマラという方がおられま
す、元の国防長官。しかもこの問題に關連しては
非常なエキスパートで、つまり千九百七十年代
結ばれた方ですね。そのマクナマラがSDIを批
評して、少なくともSDIを、SDIの(1)と
いうものとSDIの(2)というものを区別して
議論しなければならぬということを主張してお
られます。

SDI(1)というのは、レーガン大統領の夢
物語とそれにそういう兵器ができれば、飛んでく
る核兵器は全部途中でやつつけることができると
いう、そういう兵器のことなんです、そういう
ことが技術的に不可能だということが十分わかっ
ておりまして、アメリカの軍部にしてもあるいは
研究者にしても、実際に動員されている方々のイ
メージにあるのは、飛んでくる核兵器のうちの
何%かを撃ち落とせばいいというふうにしか理
解していない、そういうのをSDIの(2)と言

うわけです。

マクナマラは、そういうふうなSDIというも
のを分類して考えないと話にならぬということ
を、政治的な議論の対象になり得ないというこ
とを言っているわけですが、この点に關してどう
お考えになりますか。

○説明員(岡本行夫君) SDIの究極の目標とい
たしますところは先般衆議院の説明のとおりでござ
います、それに至る具体的な手順ないし研究計画
の進め方として、今先生がお使いになりましたS
DI(1)というものを、すなわち究極的な核兵
器の廃絶を目指した完全な防衛システムを一挙に
目指すのか、それともそのプロセスを部分的にせ
よ米國及び同盟国の平和を守るためのシステムを
目指すのかというところについては、二つの考え
方があるわけでございまして、いずれにいたしま
しても、それは基本的な思想、考え方の差という
ことではございせん、そのときどきの技術水
準に對する評価によりまして一挙に最終的な目標
までいくのか、あるいはまずは、とりあえずは部
分的なものでやっていくのか、そのところの意見
の差と承知しております、私どものSDI参加
の基本認識との關係では、そこは決定的な問題と
は考へておらない次第でございまして。

○伏見康治君 SDIが技術的に可能であるかど
うかという議論は、私は物理屋でございましてか
ら、アメリカの物理学者たちが甲論乙駁でもつて
大変な研究をしているというところはよく承知して
いるわけなんです。その初期のころにはユニオ
ン・オブ・コンサード・サイエティストとい
う科学者のグループがありまして、そのグルー
プの中にはIBMの研究所のガーウィンである
と、あるいはノーベル賞をもらつたハンス・ベ
ーテとかいったような偉い人がたくさん入つてお
りますが、そこが非常に早い時期からSDIの技術
的可能性を議論いたしまして、これは大変な夢物
語にすぎない、それを達成するためにはいろいろ
な、例えばレーザーならレーザービームのインテ
ンシティを百倍にも千倍にもしなければだめな

んだと、そんなことが簡単にできるはずがないと
いうことで、非常に難しいことを主張していたわ
けです。

それはいわゆる何といひますか、反核的な
方々、つまりイデオロギーを持った方々のお話で
あつたかもしれないんですが、最近になりまして
アメリカン・フィジカル・ソサエティー、アメリ
カ物理学会が非常にセレクトされた、それから今
まで余りそういう政治的な論争に加わつていなか
つた方々を総動員いたしまして、SDIの中に幾
つかの兵器が区別をされております。その中にD
EW、ダイレクテッド・エナジー・ウェポンズと
いうのがございまして、その部分についてアメリ
カン・フィジカル・ソサエティーの方々が寄り集
まつてそれを一年半ぐらしかつて吟味して、そ
してそれをまた國防省に渡して、公表して差し支
えないかどうかをさんざん何カ月もかかつて吟味
させた上で公表したものがこの四月ごろ出てお
ります。

そういう出ておりますものを見ますという、
本質的には前に申しましたユニオン・オブ・コン
サード・サイエティストの分析と変わりがな
いわけでして、いずれも現在持っているそういう
レーザーとかいろいろな粒子ビームといったもの
のインテンシティではとても足りない。それを
画期的に本当に二けたも三けたも増強しなけりや
ならない、そのためには長い間の年月の研究が必
要で、今世紀中にできそうもないという意味の結
論を出しておられるわけです。そういう非常に客
観的な科学技術者の結論だと思ひますが、この
結論を日本政府としてはどう考へていらっしゃる
か。

○説明員(岡本行夫君) レーガン大統領の提唱
いたしましたSDI研究計画というものは、先ほど
御説明いたしましたとおり、實際に開発、配備に
進むことがまず第一に技術的に可能かどうかを見
きわめるためのプロジェクトでございまして。し
たがいまその過程では、さまざまな科学者の
方々からその実現性について懐疑的な見方が表明

されるような場面もあるかもしれませんが、米國政府全体として、また今の研究計画に携わっておられる科学者の方々全体としては、今までどおりこの計画というものが実現可能なのではないかという認識のもとに研究を進め、また議会もそれに応じて研究費をつけているものと理解しております。

○伏見康治君　そういう理解の仕方もありますけれども、同時にその理解は極めて危険なものを含んでいると思うんですね。つまりマクナマラの言うSDIの(1)というのは、事によると成功したら大したことかもしれない。SDIの(2)というのは戦略的に申ししますと実は甚だ危険なものになってくるわけです。つまり、例えばレーザビームのインテンシティが千倍にはならないけれども百倍にすることができたとする。そうするとその百倍ぐらいのものは、レーガン大統領の夢を実現することはできないけれども、しかし例えば探査衛星というものを撃ち落とすということとはできる、目標が決まっていますからね。そういうわけで、中途半端なSDIの技術というものが進行するということは、東西間の現在核均衡が保たれていると言われているわけですが、その均衡を崩すおそれのある技術が出てくるおそれがあるわけです。そういうことに対する認識はどうなんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君)　ただいまのお話で、SDI(2)すなわち完全なシステムがだめだった場合に部分的なものを指すという考え方は、私どもとしては先ほど申し上げましたとおりプロセスの差と考えておりますが、さらに私どもの基本的な考え方を申し上げます、こういうこととさせていただきます。

すなわち完全無欠の防御のシステムというのができれば、これは抑止力というものを万全なものにする。ただそれに至らなくても、一〇〇%の防御というものが可能とはならなくても、部分的な防御システムをしくことにより、攻撃する側はみずからの攻撃能力に著しい不安感を抱く、した

がってそれだけ抑止力というものが世界の中で高まるという考え方でございます。

米國はかねがね、米國の安全というものは同盟国と一体不可分のものと考えたと表明しております。して、私どももそのように認識しております。したがって、仮にいわゆるSDI(2)というようなものが、その時点時点で一つの考え方として相当な支持を集めていたとしても、私どもとしては基本的にそれでも抑止力というものは高まる、したがってこれは我が國の安全及び西側の安全に寄与するものである、このような認識でございます。

○伏見康治君　今の解釈は非常に何と申ししますか、未熟というか、本当に素人的な分析でしかないと思うんですが、SDI問題はそういう技術的な問題も大事ですが、SDI問題はそういう技術的な問題、戦略的な分析というものが非常に大事な問題だと思ふんですね。日本としては、ソビエトとアメリカとの戦略的なつばぜり合いでかろうじて保たれている平和というものを、日本はそれを崩すようなお手伝いを一切してはならないはずだと思ふんですが、非常に簡単な考え方で、ソビエトの方はSDI関係のものを保持してなくてアメリカ側だけが持ったとすれば、今かろうじて保たれているバランスというものが崩れてしまうということとは非常に明らかだと思ふんですね。

今まで、核のバランスのもとに戦後四十年間超大国の間に戦争が起こらずに済んできたというわけとは、中曽根首相を初めとしてさまざまな言われているわけで、核の均衡というものが平和を保ってきたというのが認識だと思ふんですね。その均衡を破るような新しい手段を考え出すということは非常に危険なものであるということとは非常にまた明らかだと思ふんですが、その点どうお考えになるんですか。

○説明員(岡本行夫君)　私どもの基本的な認識の出発点は、現在のように地球を何度も破壊し尽くせるような数の核兵器を米ソ兩國が持つ、そしていわば世界の人々を人質に取り合うことによつて

かろうじて抑止というものが保たれている、これは冷厳な現実ではございますが、決して健全な姿ではない、決して安全な姿ではないというところから出発しております。したがって、今申し上げたような攻撃システムによる抑止の世界から防御のシステムによる抑止の世界へ移行することができれば、それはそれだけ世界の安全が高まるという考えでございます。

ただ、先生御指摘のように、その移行期において不安定な状況が出てくるということは理論的には十分可能でございます。それゆえにこそ、私どももその過程に当たっては、米ソ兩國の十分な話し合い、そして軍備管理、軍縮交渉を、SDIによります攻撃システムから防御システムへの切りかえの試みと並行して行っていくことが不可欠であると考えている次第でございます。

○伏見康治君　今、核兵器による均衡による平和というものが、いかに不安定なもので、いかに恐るべきものであるかというところは、今さら改めて説明されるというさか腹が立つてくるんですが、私も核兵器廃絶の運動をやっておりますし、八月六日には中曽根さんと一緒に広島に慰霊祭に出かけているわけですが、核兵器を廃絶しなきゃならぬというところは、恐らく日本国民全部が共通した考え方であろうと思ふんですね。ただそれをいかに実現していくかということについては、もっと深刻な議論をやつて決めなければならぬはずだと思ふんですが、そういう大事な議論を一体どこでしたんですか。

○説明員(岡本行夫君)　私どもがSDI計画に参加をする決定に先立ちましては、何度かにわたります調査団の派遣、もちろん政府内部での協議、関係閣僚会議の数次にわたる開催、このような十分な政府内部の議論を尽くして到達したものでございまして。

○伏見康治君　何度かの調査団の派遣とか、閣僚の会議とかというのは、そういう戦略論というものはほとんどないという私は理解しております。そこで御議論になったのは、専ら日本がSDIに

参加することによつて先端技術に接触することができなくなるかという御議論をなすつたんだと私は理解しております。ここは通産大臣、非常に関係があるお話でございますが、日本は長い間エコノミックアニマルと言われてきて、ついにそのアニマルが本性をあらわしてきたんじゃないかと思ふんですけれども、こういうストラテジックな世界平和の問題といったようなものを議論すべきときに、先端技術でもうかる端緒が得られるかどうかというところに議論を集中してこられたというくらいが私はあったと思ふんですが、そうお思いになりませんか。

○政府委員(児玉幸治君)　SDIの研究計画というものは、先ほど外務省の方から説明があったとおりでございます。内容的には確かに非常に現存の技術に比へまして数段進んだ技術というふうなものが出てくることは予想されるわけでございまして。しかし、もちろんだからといって、ただいま伏見先生おっしゃいましたように、日本がそういった研究計画の中から、ただただ技術的な成果が欲しいからといってこれに参加をしようというふうなことが議論されたということではございせん。むしろ先ほどから岡本課長の方からも御説明いたしましたように、いろいろな場で、さまざまな角度から検討された結果、日本がこのSDIの研究計画に参加するという方針が決まったものと承知いたしております。

○伏見康治君　今の御返答は、もちろんそういう御返答になるのだとは思ふんですが、それども、それは恐らく事実には合っていないと思ふんですね。で、きたSDIの協定をあらにすると、SDIの細々した研究過程の取り決めはあると思ふんですが、それども、SDIが成功したときにどうするかという点に関しては何にも書いてないですね。つまりストラテジックな観点というものを全然欠いている協定だと私は思ふんです。つまり議論したのは先端技術に接触することがうまくできるかどうか、アメリカの軍事秘密の中にうまくとらわれずに日本の民生利用ができるかどうかというこ

とだけに注意を集中して議論されたのだと私は受けとるんですが、そうじゃないんですか。

○政府委員(児玉幸治) S D Iの研究計画への参加というのは、これはアメリカ側から日本が参加しないかという要請があったわけですが、それが、それはアメリカも決して日本にただだ一方的にそういうS D Iの研究成果を与えるというふうなことから参加を要請してきたわけじゃないのでございまして、戦後、ここまで発展してまいりました日本の技術といったものに対する期待がもちろんあるわけでございます。

私も政府全体といたしまして、その点についての検討を十分いたしたわけでございます。参加をするということは、やはり一緒に研究をして、一緒に成果を生み出すということでございまして、そういった観点からこの問題には取り組んだわけでございます。決してアメリカの研究開発の成果を日本に持つてくるというふうなことを頭に置いて検討いたしましたわけではございません。

○伏見康治君 中曽根さんは、例えば日本の教育改革をしないかならぬということで臨時教育審議会をお置きになって、何年にもわたって審議させているわけですね。もちろん教育改革も非常に大事な問題だと、念を入れて大変結構だと思っておりますが、S D Iというものは教育改革に匹敵するぐらい重大な問題だと思っております。少なくとも中曽根さんは御自分のブレインがたぶんおありになるんですから、何か審議会をおつくりになって、そこで何年間かニュークリアストラテジーの勉強をさせてからおやりになるべきであつたと思つて、そういう手順を踏まなかったのはどういふわけですか。

○説明員(岡本行夫) 先ほど申し上げましたような政府部内の会議の過程におきましては、私もあらゆる角度からの議論を尽くしたわけでございますが、私もアメリカに調査団を派遣いたしましたときには、民間の方の御参加もいただきましたように、主として技術的な側面につきましては民間の方々とも緊密な協議をやつてきたとこ

ろでございまして。戦略面につきましては、私もその政府の部内の議論を行つたわけでございますが、一つ御理解いただきたいと思つて、私どもの今回のS D I研究計画への参加というのは、あくまでも既存の枠組み、法制の中で行つたもの、すなわち私もいたしまして特別な措置をとらなくても日本の企業等のS D I参加というものは自由である、それを一層円滑化するための決定を行つて、今回協定としたものであるという点でございまして。

○伏見康治君 そのお答えは、要するに日本はS D I問題に関連しては戦略問題は余りやらなかった、エコノミックアニマルとして徹底したんだというふうに私は理解いたします。

私は、アメリカの中でのS D Iのいろいろな議論というものを追求してみますという、非常に、何というか、頼りない、頼りなさというものを感ずるわけですが、このS D Iでもってアメリカの国内で、殊に先ほど申し上げましたマクナマラを中心にして一番論争の種になったのは、S D Iという道具が一九七二年に締結した米ソ間のA B M条約に反するのではないかと議論が非常に行われたことは御承知だろうと思つて、結局どうなったのかよく知りませんが、外務省はどういうふうに理解しているんですか。

○説明員(岡本行夫) ここでA B M条約の詳細に入ることは必ずしも適当でないと思つて、一言で申し上げますと、米国の場合は、A B M条約にはこれを背馳しないようにやつていく、これはレーガン大統領が中曽根総理に約束したところでもございまして。そして、いわゆる狭い解釈、広い解釈という二つの考え方があるわけでございます。すけれども、米国としては広い解釈というものが完全に可能である。つまり、A B M条約との関係で非常に幅広くS D I計画の正統性が読める議論でございまして、これでも可能であるけれども、当面は狭い解釈でやつていくんだということでおるわけでございます。アメリカ側のA B M条約との関係につきましては、最終的に非常に細かい

法律的な詰めも今まだ続いているところと承知しております。まだ確定解釈が出たわけではございませんが、いずれにしても現在までの米国の考え方では、これはA B M条約とは全く背馳しないという態度でございます。

○伏見康治君 いずれにしても、A B M問題ともすれば危険な平衡状態というものに触れかかっている問題であるということは明らかだと思つて

先ほどユニオン・オブ・コンサード・サイエンスの議論とか、あるいはA P Sの議論といったようなものを御紹介いたしました。私自身の観点を申し上げますと、アメリカにおいてこういう発想が出てきたという歴史と申しますか、時代背景といったようなものを申し上げておいた方が御参考になるかと思うので申し上げます。この例えばダイレクテッド・エナジー・ウエポンズというもので、レーザーとか粒子ビームとかいうものが出てくるわけですが、こういうものに関する研究は基礎物理の連中が盛んに使つておりました道具でございまして、戦争直後ぐらいから加速器というものが画期的な発展を示しまして、昔ではとても考えられないような高速粒子をつくり出すというのに成功したことは皆さんもよく御承知だと思つて、最近では、日本で筑波の高エネルギー物理学研究所でもつて、今のところ世界最高のエネルギーの電子ビームをつくり出してその衝突実験をやつております。今盛んにやつておる最中ですが。

そういう意味の加速器の発達とか、またそれに類する、例えばレーザーで申しますとレーザー核融合といったような、レーザーを当てることによつて核融合を起こさせることができるかどうかといったような研究が長々続いております。そういうS D Iで問題になるようないろいろな技術の芽生えというものは、過去何十年にもわたつて実は蓄積されているわけです。そして、その何十年にもわたつて少しも強いインテンシティのもの

のを得ようとする努力が積み重ねられてきているのが現状なのでございまして、今始まつて、これから研究が開始されるというのではないということに、特に大臣に注目していただきたいと思つて

今これから始まる実験ですという、事によると十倍に百倍にするということはわけなないことであるのかもしれないと思つて、今まで何十年も長年にわたつて研究し続けてきたものが、あと十年でもつて画期的に伸びるということは到底考えられないと思つて、そして、アメリカではこういうことをやつておられました研究者たちがロシアやフランスとかイタリアとかオーストリアとかいうところのたぐひさんおられますが、そういう方々がそういう方面の研究が実は減らされて、研究者として弱つた状態に陥つていたわけですから、そこに救いの神のようにS D Iが出てきたものですから、皆さんその方の方に飛びついて、お金をもらつて皆さんいそいそとやつておられるというところにすぎないものであつて、レーガンの夢を実現する方向——方向はそうでしょうけれども、それに至る距離は物すごく長いものだということを理解しておいていただいた方が今後のためによからうと思つて

私と大体同年代の物理学者で、何ともしようのない人だと思つて、エドワード・テラーというリバモア研究所の元所長だった方がおられます。この先生が徹底的な反ソ主義者でして、もともとハンガリー出身のユダヤ人ですが、ハンガリーはソビエトに何度も侵入されていじめられたことがあつて、絶えずソビエトをおどかすような機械を

次から次へ発明して、中でも一番有名なお話は、オッペンハイマーと論争いたしました。オッペンハイマーは水素爆弾をつくらなくてもいいというのを押し切つて、ついに水素爆弾をつくるというところへ持つていったので有名な人ですが、そのエドワード・テラーがいまだに健在で、アメリカ

の技術的世界を牛耳っているというのはいささか恐るべきことだと私は考えているわけです。そういう非常に偏った人のもので物事が動いているというものであるということも、大臣はよく氣をつけておいていただきたいと思ひます。

これからの起るべきことについてあらかじめ質問していきたく思ふんですが、今のところはとにかく研究段階であると認めて参加なさっていると。その研究段階が開発段階に行く、あるいは開発から配備の段階に行くといったようなところの区別というものは、どういうふうにしてなさるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 研究、開発、配備という各段階の定義は、これはまた非常に難しゅうございまして、御質問があればお答えいたしますが、私もとしては、現在の研究段階への参加というものは、先ほど申し上げましたように、S D I構想というものが技術的に可能なものかどうか見きわめをつける、そのような段階のプロジェクトと承知しております。そのために多数の関連プロジェクトを推進しているわけでございます。したがって、私も申し上げては、先ほど申し上げましたとおり、配備に至るといふようなことであれば、当然これは米國からの協議がございまして、その段階で私どもの対応策を決めていく、こういうことでございます。

○伏見康治君 その段階というものは極めて連続的であつて、外部から眺めていてはなかなかわかんないはずだと思ふんですが、その研究段階から開発段階に移るときにはどうするという取り決めが協定の中にあるんですか。

○説明員(岡本行夫君) 協定の中にそのような具体的な規定はございせん。一言で言いますと、開発というのは研究計画のもとで研究が終了いたしましたして、その研究成果を実際に配備するために実用化するまでの段階を言うものと考えております。

すなわち平たい言葉で言えば、研究いたしました結果、得られました技術というものを集めまし

て新しいシステムをつくるまでが、これが一般に開発と私どもが観念しているところでございまして。

○伏見康治君 皆さんは研究、開発の實際問題に参加したことがない方々の集まりじゃないかと思ふんですが、私は幸か不幸か核融合というものにございまして、もう二十何年前からかかわつてきたわけですが、核融合というものは将来の理想的なエネルギー源であるということで、非常にロングレンジな研究に入つたわけですね。

初めは、インドのバーバーという先生が予言をいたしました、核融合は二十年たつたら物になるという予言をしたわけですが、二十年たつてもちつとも物にならないわけですね。今や三十年に近くなつてきて、ようやくこしじゅうに原理の原理ですね、物理的原理が立証されるかどうかというところに来ているわけですね。そして、それが済みましても、今大臣、東海村へいらしたら核融合の装置をぜひごらんになるといふ思ふんですが、J T 60という機械、極めて巨大な機械でございまして、二千億円ぐらいお金がかつていまして、よ。それでも實際の役に何にも立たないんです。本當のビュアな実験装置なんです。その段階から本物をつくる、その実験が成功したとして本物の設計にかかるといふわけですが、それもいきなりエネルギーを出すような機械に移るといふことはとてもできませんので、その途中に何段階も何段階も、つまり研究のアイテムは変わってきますけれども、理学的研究段階から工学的な研究段階に入りますと、研究の目的、分野は違つてきますけれども、さらに研究を重ねていかなければ物にならないわけですね。

そういう研究が何十年も続いて、ようやく核融合が来世紀の半ばには実現するだろうと私個人は希望しておりますけれども、とにかくそういう研究、開発というものは大変なものであるということの認識が恐らく外務省の方にはわかつていないんじゃないかと思ふんです。つまり、いつ研究が終わつて、いつ開発になるかという区別が

つくもんじゃないですよ、實際問題として。何かその歯どめをつけておかなければ、ずるずるべつたりに兵器の段階まで引きずり込まれることは非常に明らかなだと思ふんですが、どうしてそういう歯どめをつけておかなかつたんですか。

○説明員(岡本行夫君) 研究と開発の間にどのような厳密な一線が画せるかということは、たゞいま御専門家であります先生御指摘のとおり、非常に難しい問題が含まれていると思ひます。

私も、現在の段階で米國がやっていること、すなわちS D Iの構想を実現することができるといふか見きわめるための研究活動、実験活動といふものを研究計画と認識しております。それから具体的な技術のコンポーネントが出てきますけれども、これは釈迦に説法のように大変恐縮でございまして、これは釈迦に説法のように大変恐縮でございまして、これを集めて新しいシステムとしてつくつてみる、そのシステムがうまくいくかどうかはその段階ではまだわからない、そのような段階を開発と一般的に認定しているわけでございます。私どもは、研究計画には参加していません。したがって、研究計画に参加していき過程で、米側とは詳しく協議、そして米側からの報告を受けていかなければならないと思ひますが、そのような米側との話し合いの過程でも、私どもとしてはおのずから研究の段階と開発の段階との間には一つの認識、その差を認識できる基準が私どもとして得られていくものと思つております。

○伏見康治君 現実の協定の中にはないけれども、そういう区別をすることに努力いたしますといふことを信用いたしました、次に移ります。私がこのS D Iというものにしてもあるいはコムの問題にいたしましても一番心配するのは、要するにアメリカの軍事化といふものが、私は元科学者なものですから、特に基礎研究が軍事化されることに対して非常に心配をしているわけですね。

政府が近ごろ、特にレーガン政権下になつてから、R D予算というのがございまして、そのR D予算のうち、純粋基礎研究に出すものとそれから軍事用のものと二色に分けて、一体軍事用の研究費がどのくらいに割合で増加しているかという数字を教えてくださいたいと思ふんですが。

○説明員(岡本行夫君) 米國の予算書を見ますと、連邦政府の基礎研究予算というのは、まづて言へば八六年には約八十億ドルでございまして、それに対して国防省の研究開発予算、これは三百三十二億ドルという数字と承知しております。

ちなみに、前年、八五年について申し上げると、その数字はそれぞれ七十億ドル、二百七十八億ドルでございまして。

○伏見康治君 もうちょっと、大昔の話を数字をおし上げていただけませんか、一九八〇年代、つまりレーガン政権が発足した当時の割合を申し上げますと、ミリタリーなものとノンミリタリーのものがありまして拮抗しているわけですね。それがレーガン政権の中で大体普通の國の基礎研究に対して軍事研究の方が三倍から四倍ぐらいになっている。そういうふうな理解でございまして、今やどういふ割合でアメリカの基礎研究は今やほとんど軍事研究の中にとりこになつていまして、先ほど申し上げましたいろいろな加速器といふものは、実は極めて純粋な研究で軍事と全然関係ないはずなんです。そういう加速器関係の科学技術者がほとんどミリタリーR Dの方へ吸い込まれていっているという事実を確認していただきたいと思います。アメリカ自身がそうなのはアメリカの勝手とも言えるわけですが、日本がそういうお相伴になる必要はなからうかというのが私の観点ですけれども、しかしアメリカ自身がそうなることに対しては私は非常に心配をしているわけですね。

と申しますのは、軍事研究といふものは必ず秘密になる。その秘密になるということが學問の発達といふものに対して非常に大きな阻害要因にな

るということを感じずからです。そしてアメリカは、今何といつても世界の基礎研究のいわば一大根拠になっているわけですね。ヨーロッパも依然として力を持っておりますが、アメリカがとにかくいろいろな先端技術の科学を生み出す最先進国になっているわけですが、その最先進国が軍事化されていきますという、そのせつかくの基礎研究の優位性というものがどんどんこれからアメリカでは衰えていくのではなからうか。ちょうど今まで貧乏だった日本が、むやみに金持ちになりましてアメリカの債権国になるという、想像もできないような事態が起こっているのと同じようなことが、基礎科学研究でも私は起こり得るのではないかと、このことを感ずるわけです。そういうところまで私は日本はおつき合ひする必要があるのではないかと。できればアメリカ自身の基礎研究も日本の基礎研究も守っていただいて、西側諸国がいかにソビエト社会主義国に比べて基礎研究においてまさるかという、その意味での競争をしていただきたいと思うわけです。

そこで、今度は秘密についての問題を議論させていただきます。少し個人的なことから申し上げて申しわけないんですが、私は一九六一年に初めて核融合の研究を始めるべく方々を見て回ったんですが、アメリカへ行きますという、なかなか大変なんです。どういふふうに大変かと申しますと、例えばロスアラモスの研究所というのは、これは原爆をつくった研究所ですから秘密の塊みたいなものです。そういうところへ私のような風来坊が行って見せてくれるわけがないと思っておりましたら、核融合に関しては見せてくれたわけです。核融合というのは原子力の一つでございますから、実は非常に初期の段階から、つまり日本人が核融合の平和利用なんということを考えるはるか以前から、実はロスアラモスではその研究をやっていたわけで、その間はずうっと秘密であつたわけです。その秘密が私が行ったその数年前にいわば秘密

でなくなつた。ディクラシファイという言葉がございまして、ディクラシファイされたわけですね。そのディクラシファイされたところだけ見せていただけたわけですが、そのときに、私は案内してくだした方に質問したわけです。一体何がクラシファイされて、何がディクラシファイされているか。ディクラシファイされている方はまさに目の前で見せられたんです。わかつているんですが、クラシファイは何が一体クラシファイされているのですかと、このことを伺いましたら、クラシファイされたものを言うことはクラシファイされているという御返事でございます。これは秘密というものにまつわる非常に根本的な点だと思うんですね。そういう観点で秘密の問題を少し考えていただきたいと思うんです。

コムの問題で申しますと、パリのどこかでもつてお決めたことになった何があるんでしょう。こういうものはいけないうリストがあるんでしょう。コムリストと称するものがあるんだらうと思ひます。それはしかし秘密で、部外者は知らないわけです。それですが、しかしその秘密の条項を守るためには部外の人、商社の人、こういうものは輸出してはいけませんよということを知らせるリストがあるわけですね。しかしそのリストは、本物のリストとある程度の距離を置かなければ、余り密接していたら想像がついてしまますから、相当距離を置いた、幅を持ったものであらうと思ふんです。

そこで問題が起こってくるわけですね、部外者としては、本物のコムリストにひつかかっているか、ひつかかっているかわからないわけですね。用心した境界線はわかつていまして、中に入つたときにどこで捕まるかということがわからないわけです。本体まで教えてしまつたら秘密が秘密でなくなるわけですから、それは教えられないでしよう、秘密である以上はね。ですが、幅をどうするかというところは日本の行政上の裁量でもつて相当伸縮自在なはずだと思ふんですが、そういうことを実際お考えになつて決めています。

るんですか、どうですかということを伺いたい。○政府委員(島山襄君) 御指摘のように、輸出令別表がコムリストそのものと厳密に一致していないことは事実でございます。ただ、厳密に一致していないのは、今御指摘になりましたように、必ずしもコムリストが秘密だからそれを隠すために意識的にずらしてあるということではございませんで、むしろ戦略物資の範囲は政令の中で、どういうものかということは通達で解説をしているところでございます。

それで、それじゃなぜ若干ずれておるのかというところでございますが、それはコムリストそのものは相当テクニカルにできておまして、それを政令の品目にそのまま載せますと対象品目が非常にわかりにくくなつてしまふ、かえつて何にひつかかるのかというのが企業なり国民なりにわかりにくくなつてしまふという問題がございますので、政令指定の段階ではある程度わかりやすい表現にしようというところにさしていただいているわけでございます。無論品目も非常に近いものが対象になつておりますので、何にひつかかるかという点をあえて申し上げます、広い方でひつかかるわけでございます、そのところはおわかりになるというところでございます。

○伏見康治君 本物のコムリストよりは広い範囲内でやっているとのお話はわかるわけですが、しかし本物のコムリストにひつかからない限りは輸出を許可しているんでしょう。

○政府委員(島山襄君) さようでございます。

○伏見康治君 とすれば、輸出しようとする方は過去のいろいろな経験みたいなものから、ここまでいけば本物にひつかかる、ここならば日本の規制にはひつかかるけれども実際は許してもらえという経験的な判断をするわけじゃないんですか。○政府委員(島山襄君) そこは経験的な判断の要素もあると思ひますが、戦略物資としての通達がございますので、その通達を見て判断をしていただいておりますのでございまして。通達についてお伺いすることでございます。

○伏見康治君 ちよつとわからないな。通達って

何ですか。○政府委員(島山襄君) 政令の解説とでも言うべきものがございまして、そこで戦略物資の範囲を決めているわけでございます。例えば船舶でございますと、水中翼船とそれから脱磁装置を装着した船舶とか、そういうふうには書いてございまして、船舶一般というふうには書いてなくて、戦略物資として定義されているのは今申し上げたようなものだなということが企業の方はわかるわけでございます。

○伏見康治君 コムのリスト、二つのリストの間の関係というものは上手にやっていたかどうかを希望して、私は秘密保護の問題一般についてもう少し議論させていただきたいと思ふんです。

今度のコム事件で東芝の会長と社長がやめたというのは、あれは政府が指図してそうしたんですか。○国務大臣(田村元君) これは絶対に違います。あれはいつでございましたか、七月の一日でございました。東芝の会長と社長が来られて私に会いたいということでお目にかつたんです。そうしましたら、さよう、もう発表するんだと。実はやめることにしたと。ちよつとまあ待つてください。ちよつと驚きましたよ、私も事務次官の福川君も驚きました、余りにも唐突過ぎるが、もうあと何時間かで発表と。まあそれは民間企業のことだから、人事のことですから、我々ちよつと驚いたわけにはいかないけれども、いかにも唐突だが、と言つて、しかもあなたの方で何の関係もないとおっしゃつておられながら引責辞職するということがいかにものであらうかと。そのときの私の気持ちとしては、関係のない者が引責辞職すれば、関係があるようになつちまうんですね。ですから、それがありませんから、私はそこで疑念挟みまして申し上げたけれども、もういろんな社内的な手順は全部踏んで、それでさようはいきつに参りましたと、こういうことでございます。

政府の関与というのは一切ございません。
○伏見康治君 世間では、通産大臣は知らなくても、通産大臣の頭越しに何か行われたんじゃないかというふうに考えていますね。先ほど、午前中も梶原さんのお話の中に瀬島さんの話が出てきました。瀬島さんが失脚したのも何か上の方からの指図だろうという巷間のうわさがあります。ですが、それはどうお思いになりますか。

○国務大臣(田村元吉) 瀬島さんという方は、私は余りおつき合いがないので、過去二度ほどお目にかかった程度で、一度は国鉄問題で私は大論争したことがあります。私は経営形態を変更することに批判的だったものですから、当時運輸大臣をしてやった関係もありまして、ということと、どこかの会合で一度お目にかかったことがある程度で存じませんが、瀬島さんの件は、何かまたたまたまもうそういう時期が来るときにこの問題と偶然重なったというふうに承っております。けれども、これに關して私は、おつき合いもない方ですし、特に私どもの接触も何もありませんでしたから、これは存じ上げません。

それから、今の東芝の問題は、私の頭越しということとはあり得ないと思うんです。といいますのは、対応するのは私でございますし、それから東芝機械の社長というのならば、あるいは東芝そのものが何かをやったというのであれば、あるいは私が逕達してやるうちに頭越しといつて進めるということとは、それは世の中あるかもしれない。けれども、東芝は無縁なんです。ただグループの長であり、そうして出資率が非常に高いというだけの、過半数であるということだけのことでございます。

しかも東芝は、これはぜひ御理解いただきたいんですが、私も全然知らなかったのですけれども、偶然今度説明を聞いてわかったのは、むしろ他のグループの——他のやれ何グループ、何グループとございますね、そのグループよりも東芝はむしろ率先して関連企業の自主的な経営をしておいた。一切本体がくちばしを入れたなかった

ということとで、それに踏み切ったということとで非常に世間から称賛された珍しいケースなんですね。

そういうことでございますから、東芝の会長、社長が辞任すること自体、私は批判的でございます。今でも批判的でございますが、私の頭越しということとはこれはあり得ないことだと、もしそういうことが事実仮にあったとすれば、今でも私は開き直りたい気持ちでございます。

○伏見康治君 そうであつてほしいと私も思うんですが、今どこかで秘密保護法というものが一般に用意されていると伺っているものから、日本における秘密保護法というものの効果というものがアメリカにおける同じような法規制があつたとしても、日本におけるそれは非常な害をなすものであるということを確認していただく材料にしたいんです。

つまり日本では、法律の上ではここまでだということが決まっておりますけれども、秘密の問題ですよ、実際に果を及ぼされるのは、はるか向こうまでいってしまふわけですね。つまり全然関係がないと思つていた東芝の社長までやめざるを得ないような雰囲気醸成されてしまふというのが、日本における秘密保護法の運命だと思ふんですね。アメリカでたとえある種の秘密保護法がうまく動いているからといって、日本の風土に持つてきてうまくいくとは私は全然思えないんです。それで将来秘密保護法がもし問題にされるようなときには、私はその点を大臣がよく気をつけていただくようにお願いしたいと思ひます。

先ほど何を秘密にするかは、クラシファイする場合はクラシファイされているというお話を申し上げました。それから核融合の研究がある段階でデイクラシファイされたということをお願いし上げましたが、そういう制度があるということをお願いし上げましたが、そういう制度があるというのを日本人はよく知らないもんですから、デイクラシファイされた段階で核融合に関するペーパーがアメリカの物理学会の雑誌にたくさん出たわけですね。それで、そういうことを知らない日本人の多くは、そ

のとき急に核融合の研究が盛んになったんだという誤解をしたわけですね。そのために核融合にとらわれていった人が随分たくさんいるんじゃないかと思つて、僕はひそかに恐れているわけですが、物事を秘密にするということには、その秘密を解除するといふ場合のことをあらかじめよく考えておかねといふことが不可能だし、第一よろしくなっていくわけですね。先ほど申し上げました基礎研究といふものにとつては、公開されているということとその発達のために非常に大きな条件になつていくわけですね。

なぜアメリカが核融合をデイクラシファイしたかといふ点と、その秘密のとり方の中で、そこそ保護されてやっていると研究といふものは非常に発達に鈍いわけですね。みんな独善的になつて、自分のやっていることは正しいと思つて、同じようなことを繰り返しているだけのことになつてしまふわけですね。それで、ある段階で思ひ切つてデイクラシファイして公開すること、自由な批判を受けることによって進歩を盛んにしようといふ、そういうポリシーに切りかえたわけですね。秘密といふものを処置する上においては、そういういろいろな考慮ですね、つまり秘密にしたことによつて出てくるいろいろな弊害といふようなものを飽えず補正していくといったようなメカニズムもちゃんと整えた保護立法でないといふのだと思ふんですが、私は日本の秘密保護立法にはそういう用意がしてないと思ひます。

それで、少し細かいことにはなるんですが、今度のコムの契約あるいは前のSDIの契約といふようなところで、いつでも秘密といふことが問題になると思ふんですが、どういふ秘密の契約をなすつもりでいるんでしょうか。

○説明員(岡本行夫君) 先にSDI協定の方について御説明させていただきますと、今般の協定の第三項におきまして、日米両国政府がSDI研究作業の実施のために提供され、または実施の過程で創出された情報については、それが秘密の情報

である場合にはこれを保護するという約束がなされております。

それから、その情報が秘密になるかどうかはどうかやうて決まるのかと申しますと、これは米国の資金を用いて行います研究計画でございますから、その秘密性の有無あるいは秘密の指定区分といふものは、当然のことながら米国の基準に従つて行ふことになるわけでございます。

○伏見康治君 伺いたいのは、日本はSDIに参加する場合に、新たに国内に秘密立法などはいたしませんという後藤田長官の言明に従つて行われたんだと思ふんですが、したがつてそういう日本のメーカーがアメリカから何か問題をもつてその秘密事項を守るといふことは何によつて守るんですか。

○政府委員(島山善君) 我が国企業などがSDI研究に参加する場合における秘密情報につきましては、まずその情報が日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の対象となる場合には当然同法で保護されますけれども、それ以外の秘密の情報につきましては、通産省と企業との間で取り決めに結ばれて、必要な措置を講ずることをその企業に義務づけることといたしているわけでございます。ですから、無論通産省の職員がそこで秘密を漏らすことは国家公務員法の秘密保持の規定に違反するので、それはその既存の法律がございまして、企業側が漏らすことにつきましては、今申し上げた必要な措置を講ずることを企業にその取り決めで義務づけることにいたしているわけでございます。

○伏見康治君 それでは伺いたいのは、その会社が何かの粗相によつて秘密を漏らしたとする。どういふことになるんですか。

○政府委員(島山善君) その秘密を漏らしてしまつたといふことになりましたと、その企業と通産省との取り決めの違反といふことになるわけでございます。したがつて、当該取り決めの解除といふようなことになつてまいりますので、そういういたしますと、その企業の少なくともSDI研究

計画への参加する地位とか、そういうものが取り消されるというようなことになってくるわけでございます。

○伏見康治君 それでは、そういう秘密を漏らしたという違反をしても刑事罰にはならないと理解してよろしいわけですね。

○政府委員(山田義典) 先ほどのM D A 秘密保護協定の対象となる秘密を除きましては、企業側は刑事罰の対象にはなりません。

○伏見康治君 その企業とアメリカの軍部との話し合いに通産省のお役人は立ち会うわけですね。

○政府委員(山田義典) アメリカの軍部との話し合いに通産省が立ち会うかどうかというところは、通常そのようなことはなくて、アメリカ側から情報に通産省に送られてまいりまして、その送られてきた情報を通産省がさっきの取り決め措置に基づいて当該企業に渡すと申しますか、供与すると、そういうふうなことであります。

○伏見康治君 そうしますと、とにかくお役人の方はその秘密を知ることになるわけですね。

それで伺いたいのは、そのお役人が何かの拍子にその秘密を漏らしたとするとどういうことになるわけですか。

○政府委員(山田義典) 通産省でございますと、国家公務員法百条の違反になりますと、職務上知り得た秘密を漏らしたということになりますので、その違反ということになります。

○伏見康治君 何か新聞によりまして、通産省の担当職員に対して守秘義務を強化した、防衛秘密保護規定をつくりたいという話が新聞に書いてあったのをごらんになったと思うんですが、そうなんですか。

○政府委員(山田義典) 新聞にそういうものが出ていたのみならず、御指摘のように、通産省といましては、先ほどの秘密を扱うことに今回ありますにつきまして、省内で規定をつくりまして、どういふものが秘密であって、だれが責任者でというふうなことを決めていきたいと考えております。ただ、これは通産省の職員に対する刑事

罰を強化するとかそういう性格のものではないと、秘匿遵守をきちっとやる組織をつくらせておこうということでございます。

○伏見康治君 よくわからないんですが、とにかく罰則を強化する。そもそも今度の事件はお役人の方に粗相はなかったのか。お役人の方にも粗相があったんですか。

○政府委員(山田義典) 今度の事件とおっしゃるのは東芝機械事件の方だと思いますが、御指摘の粗相という定義に当たるかどうかわかりませんが、ざいいますけれども、私も残念な点は幾つかございまして、最初は、五十六年ですかに非該当証明を、虚偽の申請書が来たときに、そのときにもって徹底的に審査でもすればよかったかという点が一つあります。

それからもう一つは、六十一年の十二月にパリのコムの事務局に投書が行きましたときに、十回ヒアリングをやっているわけでございますけれども、そのときに東芝機械の方は当然隠し立てをいたしましたわけでございますが、その隠し立てを暴露したというふうなことがございまして、そういう種々遺憾な点はあったわけでございます。

○伏見康治君 それでは、今度職員の方の罰則を強化すればそういう落ち度はなくなるであろうというところを、そういう意味での残念さがなくなるであらうことを期待しているわけですか。

○政府委員(山田義典) 今度の秘密保護のための規定を強化しようといふのは、コムの話ではございまして、S D I の関係の話でございまして、S D I の場合には、アメリカの金で研究した技術上の知識を日本にまず、例えば研究のためのバックグラウンド情報としてアメリカから渡ってくるわけでございますので、それが企業へ渡り、そしてその企業からどこかへ漏れちゃうというふうなことがあってはいけない。無論、企業へ渡る前に通産省を経由いたしますので、通産省から漏れることがあってもいけない。そこで、責任者を明確にし、それから例えば秘密の表示を明確に

し、それから受け渡しとか、そういうことについてきちっとしたルールをつくっておく、あるいは保管の方法を決めておくというふうなことをやろうというところでございます。

これはS D I に絡んでございまして、S D I というのはアメリカの軍事的な情報とかそういうものも含んであるわけでございますので、特段そういうことをやろうというところでございまして、コムの話につきましては、別に通産省がこの東芝機械事件で秘密を漏らしたとか、そういうケースではございまして、そういう特別の組織をつくって云々ということはお考えをおりません。

○伏見康治君 S D I とコムとの話がかんがらうとして申して申しわけないんですが、私は本がところ、とにかく職員に対するそういう罰則というものが強化されるといったようなことは国会に諮らなくていいんですか。

○政府委員(山田義典) 先ほど来申し上げておりますように、通産省の規定の内容は、職員に対する罰則を強化するものでは全くだいせん。秘密の責任者を明確にする、それから表示、これが秘密文書ですとかいう表示を明確にする、それから保管方法を厳格にする、ただロッカーにほんに入れておくというふうなことじゃなくて、厳格にするというふうな性質のことでございます。まして、個々の公務員に対する秘密漏えいの場合の罰則を強化するとかいうことはございせん。

○伏見康治君 そろそろおしまいになりましたので、最後に大臣にお伺いしたいんですが、前からおっしゃっていることを繰り返すだけのことになるので申しわけないんですが、中曽根さんの言ひ方に従えば、西側の一員としてアメリカさんのおつき合いを軍事的な面でもある程度やらなくちゃならないという一つの要請がございまして、それと通産大臣が一番大事に思っている通商の自由の原則というものがここで衝突しているわけでございますが、それを大臣としては上手に二つの矛盾した要求をうまくさばらせていかれるは

ずだと思んですが、どういふ御方針でそれをさばらせていかれるか教えていただいて、それで最後にいたしたいと思ひます。

○国務大臣(田村元吉) 役所それぞれの使命感あるいは考え方というものがございまして、また政治家も人それぞれに考え方があると思ひます。私は、通産省はやはり自由経済という大旗をいささかもおろすことなく、日本の経済はもちろん、国際経済との整合性を保ちながら健全な発展を遂げせしめるという使命といたしましては、あるはずでございます。外務省には外務省なりの、防衛庁には防衛庁なりのそれぞれの使命感があると思ひます。たまたま私自身の考え方が、一個の政治家としての考え方が自由貿易の大旗をいささかもおろすべきじゃないという考え方でございまして、そういうこともございまして、率直に言つていいますか、むいた話でございますが、それはいろいろ議論ございましたけれども、お互いに意見を言ひ合うことはいいこととございまして、一つには情報交換にもなりまして、そういう点ではいいことだと思ひます。

そして今度のこの法案の改正の身を見まして、他のものとの違いといひますと、他のものが善き添えを食らわれないように、他の件については三年以下を据え置いて、そしてこういう問題だけ特掲したということで、特掲ということとは、これは一種の特例でございまして、でございまして、そういうことで時代の要請、また国家的な要請、政府内部の整合性等々、いろんな面からいつてまあまあこころは妥協な線に落ちつたんじゃないかならうかというふうに思つております。

ただ、法律がどうあれ、あるいは官庁間の話し合いがどうあれ、要は今後の基本的な考え方をどのようにキープするか、あるいはまた自分たちの理想にどう生きるか、それが現実とどういふふうなすり合わせが要るか、いろいろございまして、私は、通産官僚が非常に優秀だと思ひますが、この基本的な通産省の誇りとも言うべき自由

経済を守るといふ考え方はきつと堅持してくれ
と思つております。見ておりました、まあ局長連
中を前に置いて言うのはおかしいんですけれど
も、次官とか局長というのは相当世なれた連中も
おりますけれども、若い補佐官あるいは課長クラ
スと話し合いますと本心に心が晴れ晴れしたま
す。でございしますから、きつと将来御安心願え
るんじゃないでしょうか。あえて私の率直な気持ち
を申し上げました。

○伏見康治君 もう僕は時間が来たと思つて錯覚
したんですが、まだ三十分あるそうで、改めて問
題を起したいと思ひます。たゞもう秘密の問題
はいささか食傷いたしましたので、話題を変えま
して、多分通産大臣なら喜んでいただけるだろ
うという課題の方にしたいと思います。

貿易上のいろいろな困難を避けるために内需
大ということが今しきりに言われておりますん
ですが、その内需拡大ということに対するいろ
んなお話が出ていますので、少し意見を述べて
みたいんですが、まず大臣としてはどういふこと
を考へておられるか、伺つていただきたいと思
ひます。あるいは内需拡大策をとつたかとい
うことでございしょうか。

○伏見康治君 いえ、内需拡大を具体的にやるの
には何を、例えば道路をたくさんつくるのかとい
うようなお話がございします、通産大臣として
は何をおやりになるおつもりかというところ。

○國務大臣(田村元吉) 先生にどういふことを申
し上げるのは本当に、私は実は先ほどから余り答
弁の先頭に立ちませんでしたのは、非常に著名な
理学者であられる先生が専門的な面でも御質問にな
つたもので、それから御遠慮申し上げておりました。
あえて率直に申し上げますと、内需拡大あるい
は財政赤字の削減、アメリカはこういふことをや
る、日本やドイツはこういふことをやる。これは
需要と供給のバランスというものが、日独は大体
よく似ているけれども、アメリカの場合逆であ

る。だから、アメリカは供給能力をもつと強くし
なさいかね、日本の場合は需要能力をもつと高
める必要がある。それはそのとおり。でございま
すから、何に中心ということをお断することはい
かなうものであろうかというふうに私は思いま
す。人によつては減税というものを強く言う方も
あります。特に、西ドイツにおきましては、社会
資本がもう充実しており、ストックが十分ござい
ますから減税中心主義をとりました。日本の場合
は、社会資本のストックというものがまだまだ足
りませんから、公共事業というものを中心に減税
との組み合わせということで六兆円程度の緊急対
策をとつたということでございます。

私は、内需拡大策を恐るゝこれから何年間か
とらなさいかと思ひます。単発じゃないかとい
うものについて、中身はこれというふうには非
常に短絡的に限定するよりは、いろいろな面では
きじやなからうか。

特に今度内需拡大について私が強く主張しま
したのは、なかなか財政当局も簡単にうんと言つ
てくれまして、これはあるいは先生に褒めていた
りますが、これはあるいは先生に褒めていた
りすることもありませんけれども、私は技術開発と
いうものは公共投資の先行投資だ、こういうこ
とを言つて、通産省が言う内需拡大策に対する主
張といふものは必ずしも通産省の所管だけじゃ
ないから、他省庁全部のを含めまして、さうい
う点で技術開発等を先行投資として公共投資
の中に含めたいという問題、それから税制問
題は国会で今やっておりますけれども、それに
対して私がとかく論議することはできませんが、
生活実感といふものをこの際もつとゆとりある
かなものにしてはどうだろうか。OECDが出
しております購買力平価といふものを生活実感の
点から取り上げますと二百二、三十円になります
というふうなこともございしますから、さういふ
点も十分に気をつけて、公共投資の中でも生活環境

等を中心にするとか、いろいろなことを考えたら
うだろうか。

それからまた、午前中にもちよつと申し上げ
ましたが、内需拡大というのは、国内の景気を浮揚
し、そして外需を内需に転換せしめるという大
きな意義がございしますが、シェア拡大主義を大
企業がとつておる間は、私はよほど警戒しなければ
いけない、このように思ひます。つまり、内需で
力をつけた企業が外需へ乗り込みをかけるとい
うことになりまして、貿易摩擦は一段と激しくな
り、そして陰湿なものになってまいりますから、
さういふ点は十分に気をつけた方がいいのでは
なからうか。これからはもちろん行政指導限界は
ありますが、事あるごとにぎりぎりの努力は続け
ていかねばいけないというところを局長連にも
よく申しております。

さういふことを中心にして、内需の拡大策を
これから弾力的に、絶対量としては大體常識的な
額あるいは予算枠になるでしようけれども、中
身の弾力的に運用していく必要があるのではない
だろうか。公共事業が非常に手取り早いことは
事実でございしますけれども、それはそれとして、
これからいろいろな面から検討していく必要があ
るだろう、このように申しております。

○伏見康治君 大臣ありがとうございます。
私が申し上げたいのは、科学者としての立場か
らでございまして、さういふ意味でお聞き取りを
願ひたいんです。

私はもう大分年がございしますが、私の働き盛
りのころは日本は大変貧乏でございまして、國際
的な場面へ出ますと、いつもあちらから出席旅
費をもらつたりして、専らヨーロッパ、アメリカ
の人にかかるとはばかりやっていたんです。近
ごろお金持ちになつて自分の旅費ぐらひは払うよ
うになつてきたんです。ところが考えてみますと、
出しているお金の例が実は時々出てまいりまして、
そのためにひどくおびえているわけなんです。こ
す。つまり昔貧乏なときにはさんざん厄介にな

ておきながら、お金持ちになつても一向恩返しを
してないんじゃないかという感じを受けて非常
に困るんです。

これは、実はきのう科学技術特別委員会でも申
したことなんですけれども、原子力の方の基礎にな
ります放射線の影響、人体にどういふ影響を及ぼ
すかというのを國際的に決めるICRPという
會議がございします。日本から最近原子力安全委員
の田島英三さんという方が出席されることにな
つて、その田島さんが調べたら、日本政府は何に
もそれへ金を払つていない。つまり、一つのオフ
スを構へ、何人かの事務局がいて、そして何年か
ごとに一生懸命勉強した成果を発表しておられ
るわけですが、さういふ費用が相当なものと思
うんですが、それに對して日本政府は何もコ
ントリビュートしていない。アメリカのDOEや
なんかはちゃんと金を出しているのだそうで
す。さういふ話を聞いてびっくり仰天したん
です。

私自身の経験から申しますと、さうなつた理由
はわかるわけで、初期のころ日本の学者が出て
いったときには貧乏でございまして、専らお金
の心配は向こうの方にさせておいて、日本は自分
の旅費を都合するだけでもつて参加していたと思
うんです。何か、どこか天から与えられたもの
に日本は参加しているという感じであつたわけ
なんです。が、この時代になりますとさういふ
ことを言つていられないわけなんです、さういふ
ものは全部自分自身の力で支えるものだと考へ直
しをしないといけなくなつていくわけなんです
が、さういふものがほかに実は非常にたくさん
例があるんです。つまり、貧乏時代に厄介になる
癖がついたやつたもので、お金持ちになつ
てもちつとも金を払わないという例が実はたく
さんございまして、非常に恥ずかしい思いを繰り返
しているんです。が、通産大臣の御関係で
も似たようなことがあるんじゃないかと思ひま
す。それから、さういふ意味で発展途上國に對する

いろいろなお金の還元も、もう少し意識的にやっていただいていたんじゃないかと思うんです。実はこの九月の十八日、それまでに国会が終わるかどうか知りませんが、実は中国に行きまして、第三世界科学アカデミーの第二回総会というのが北京で行われて、それに出席するんでございまして、そういう機会にも恐らく日本は何にも金出してないんじゃないかと思うんです。そういうことがございまして、発展途上国のいろいろな催しがありますのに、もう少し日本は積極的にいろいろなサービスをしていいはずだと思うんです。私がとにかくそういう苦労をしたころには文部省もお金がなし、JICAへ行ってもお門違いだと言われるしということでもって、お助けしたいと思ってもできなかった思いが非常にたくさんあるものですから、少し意識的に大臣はそういうところを発掘していただいて、昔の義理を果たさなかったことを今になって果たすというの、愛かもしれませんけれども、ひとつやっていただきたいというのがお願いなんです。

それから、本日の内閣拡大の方ですが、大臣も言われましたように、技術開発投資ですか、そこをもう一歩進めて科学研究一般に対する投資をもっとふやしていただきたいということでございまして。前からのひっかかりがございまして、先ほど申し上げました核融合の装置JT60なんというのは二千億も金をかけて大々的なものをつくっていただいているんですが、それはスタートしたのが高度成長期でございまして、ちょうど予算の都合のつくときでございましたのでうまくいってしまつた。それで進んできてしまつたんですが、その後日本は金持ちになったのにもかかわらず政府は赤字続きなんですから、結局それに似たような大プロジェクトが今ちょっと途絶えているんです。

アメリカが例えばアポロ計画のような宇宙計画で世界を驚倒させて、あれもいわゆる利益という意味からいうと何の利益にもならないんですが、人間が月世界に行くという、そういう壮大なる夢を実現するという意味での投資ですね、そういう投資は基礎科学の分野にはたくさんあるわけでございます。そういう方面に何とかお金が出るように、国は赤字でも民間のお金をそういう方面に動員できるような工夫を先生していただけないでしょうか。これが私のお願いでございまして、それで私の質問を終わりにいたします。

○国務大臣(田村元吉) 全く私も同感でございます。私、先ほど技術という言葉を使いましたけれども、これは素人の私でございまして、そういう広義の意味での使い方をしたわけでございます。当然、基礎科学から全部含めた意味で申しました。

私、通産大臣になります前、よく持論で厚生省の諸君にも言っておりますことは、今どんな予算を打ち切っても、あるいは増税しても、あるいは軍備を削っても、どんなことをしても、その金を全部が破壊の研究費に使うんだと言ったら国民は全員納得するだろうと、私はよくこれを申します。

また、私自身、実は私は余人に言いたくないんですけれども、原爆被爆者でございまして。いつも肌身離さず被爆者手帳というのは、どんなことがあるかわかりませんが、いつもこうして持つておるわけでございます。それで、病院に行くときには一々この手帳を出して、何回でも病院に行くたびに経過をずっと述べなければならぬ。一番嫌なのはレントゲン検査でございまして。私は毎年人間ドックに入りますけれども、レントゲン検査を受けるときは何とかがめいてまいります。こんなレントゲンなんか使わないで、人間の体を全部さあつと調べられるような機器が開発されたらすばらしいだろうと、いつもそう思いますが、まあ、これはちょっと私の平素の感想を申し述べたわけでございます。

も、退官しましても商工族の一議員としては残るわけでございますから、今後も、もちろん通産だけではございせん、すべての省に對して、今おっしゃったような非常に高邁なお考えというものを忘れることなく発言もしていきたい、行動もしていきたいと思っております。

大變ありがとうございます。

○委員長(大木浩吉) 約十分間休憩いたします。
午後三時十七分休憩

午後三時二十九分開会
○委員長(大木浩吉) ただいまから商工委員会を再開いたします。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○井上計君 大臣や政府委員の皆さんお疲れだと思いますが、あともうわずかの時間でありまして、ひとつ御辛抱をお願いいたします。

七月の十二日ごろであつたと思ひますけれども、東芝機械のコム違反事件が大きな問題としてアメリカで取り上げられ、ヒステリックと思へるような行動をアメリカの議員たちが行つており、テレビ報道されました。そのときには大臣が訪米をされたわけでありまして、大臣訪米に先立って新聞記者にコメントされた中に、小村寿太郎氏の心境であると言われたことが新聞にあったと記憶しておりますけれども、なるほど大變大臣御苦労されておる、それから本當にいろいろアメリカ行きであるというふうなことを陰ながら同情申し上げておたわけでありまして、改めてそのときの御心境、それから法案を審議しておるときに現在の御心境、率直にひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(田村元吉) さつぱりんに申し上げますが、この事件が私に報告されましたのは大分進んでからでございまして、そのときに、

事の重大性に私は非常に驚きまして、場合によつたら職を辞さなければならぬかという実は覚悟をいたしました。これはまだだれも責任とれと言ひ出す前でございます。

といいますのは、私の持論でございましてけれども、大臣機関説というのをよく言うんでありますが、こういうことが起こる——それは汚職とかそういうことは別ですけども、こういうような問題が起こつたときには、大臣がみずから自決することによつて部下たちを守つて、その前途を暗くしないようにしてやる、これが大臣だと、私はもうそういう気持ちでおりますから、部下からは一人もけが人を出さないで自分が責任とる。事実、五十六年の出来事でございまして、当時の連中の責任者というのはいくらも役所にいないわけですよ。そういうことを考えたんです。親しい友人にいますか、率直に言ううと政府や党の親しい幹部に個人的にちょっと相談かけたんですけども、ちよつとじつくり考えたかどうかと、こういうことでした。それで随分いろんなことを言つた人もございましてけれども、人間というのは横着なもので、いつでもやめるわという腹を決めたら何を言われても怖いことではないもので、そういうことでアメリカへ行つたわけですよ。

私が小村寿太郎の心境といひますか、正確には小村寿太郎って人はつらかつただろうと、こういうことを言つたわけですけども、恐らくアメリカへ行つたらこてんばんにやられるだろう、帰つてきたら帰つてきたで軟弱といつてやられるだろう。私はおわびに行つたわけではありせんけれども、遺憾の意は表明した。それと陳謝とは違ひます。だけれども、帰つてくれば謝罪使とかいろいろなことを、向かうの事情も知らぬ人が恐らく言うだろうと、もうそれは覚悟しておりました。小村寿太郎という人はつらかつただろうという言葉になつたわけでございますが、案の定アメリカへ行きましたら、行政府は非常によろしゅうございましてけれども、特に亡くなつたボルドリッジというのは本當によくしてくれました。新聞

のキャンペーンまで彼がやってくれました。その新聞を私生涯の記念にと思つて、ワシントンポストを持ってありますけれども。

そういうことでございましたが、上院はいつも申しますようにそれほどございませんでしたけれども、あの修正案を出したガーランド議員においても非常にいんぎんな態度でございました。けれども、下院の軍事委員会というのは、十数人、十五、六人おつたでしようか、私に説明もさせない、質問攻めで、通訳の音が小さいとか、大きな声でがががががががががが、三百億ドル弁償せいか何だかんだと言つておりました。ひたすらに歯を食いしばつてまいりました。

それで、私はこれは誤解のないようにあえて申し上げますが、アメリカに行つて何も約束してありません。これだけはもうどこで速記録にあえて残して、私は申し上げます。御理解を願いたい。約束は何もしてありません。我々はこのようにする所存であると、だからどうぞあなたの方におかれて、行政府におかれては議會に對する、あなたの方議會人はどうぞ中でよしの取り扱いを願いたい、日米關係を損ねないかぬのだということをお願いいたします。

帰つてまいりましたら、案の定いろんな批評を受けました。中には屈辱外交ということをやった学者もおりましたし、いろんなことを言われましたが、このところずっと、七月——そうでございますね、六月の末からでしょうか、もうこれだけに専念してまいりました。

きょう、まだ今から時間がありますから、余り調子に乗つたことも言えませんけれども、順調にこのように御審議をいただいで、この法案、もちろんこの法案だけ対応策じゃございませんけれども、一つの軸であることは間違いない、賛成の方も反対の方もいろいろとおっしゃいましたけれども、しかし法案審議が非常にスムーズに進んだ、そしていよいよ大詰めを迎えたという今の時期に、井上さんから心機はと尋ねられたのでございますが、今、私は言葉で言いあらわすことはまだ

御遠慮申し上げなかりませんが、感慨無量でございます。

○井上計君 ありがとうございます。

大臣のあの当時の悲壮な決意、また勇氣等々については敬服をいたしておりましたが、改めて今御心境を伺つて、心から敬意を表します。大臣のその心境、お気持ち、その責任感が、我々が懸念しておつた、もつこの問題がアメリカ側で大きなものではなからうかと憂慮しておりました、これがやや鎮静化しておる大きな理由であらう、こう考えますと、改めて大臣の、また通産當局の御努力に敬意を表します。

さてそこで、最近というか、あれ以来の新聞報道等をずっと見て感ずることありますけれども、現在我が国とアメリカの一般市民といひますか、特に議會筋との間で、商売ということについての考え方がかなり違つておるのではないかと、いふうに感ずることが多いんですね。確かに貿易摩擦問題が大きくなつてまいりましたから、よくアメリカ側が言つておること、新聞報道等で見ますけれども、言へば日本はいひ品物を安く売るからけしからぬ、こういうふうなこともしばしば出てまいりました。従来の商業常識で言いますと、よい品物を安く、そして需要者のニーズにこたえて売るといふのが商売の当然常識であるわけですが、けれども、どうもそれが通らなくなつたのではなからうか、特に國際社会、特にアメリカにおいては通らなくなつたのではなからうかという印象さえ受けるんですけれども、したがつてアメリカの常識がどうも我々から見ると非常識だと、日本の常識がアメリカでは非常識だと言われるような、そういう情勢にあるのではないかなというのを感ずるんですが、大臣と御一緒に、あるいはまたそれぞれ各自で今回の問題を通じて対米交渉に当たられました兒玉局長や畠山局長は、そんなふうなことについてどんなふうな感じをお持ちになったのか、お聞かせをいただければと、こう思います。

○政府委員(兒玉幸治君) 日本の企業の特に輸出

面における振る舞いについて、日本で当然だと思ふことがアメリカでは非常に批判の対象になるんじゃないかという御指摘であらうかと思ふのでございますが、最近起きました貿易摩擦問題、私昨年六月から現在の局に参つたわけでございますけれども、行つた途端が半導体の問題でございまして、その後工作機械の問題、自動車部品の問題、自動車そのものの問題、さらには今回のこういった問題等、息つく間もなくいろんな問題に對応してきたわけでございますが、確かに日本の企業の感覚としましては、お互いの顔を見ながら一生懸命競争いたしまして、おつしやるという一生懸命にいい品物を安い値段で供給するというところに努力を払つておるわけでございます。

しかし、そうしたことで進んでいる間に、日本のそれぞれの産業の規模が非常に大きくなつていくわけでございます。仲間内の競争が、実は思ひもかけないといふことを外部の関連産業に大きく及ぼしているというケースが出てきているわけでございますが、そのことに必ずしも十分気がつかないといふ申しさうか、あるいはそこまで気を回すよりも競争しているといひましようか、さういふたようなことで、相手の国の産業から見ますと、何か皆殺しにされるのではないかと、いふような恐怖心を与えているようなケースまで出てきたりいたしまして、さういふことが確かに摩擦問題の根つこのところに、非常に心理的な問題として私はあるのではないかなというふうに痛感したわけでございます。

したがつて、日本の企業がこれから先ハイテクの分野でもますます力をつけていくと思ふわけでございますけれども、それにつれて相手国の市場におけるプレゼンスといふものがどんどん上がつてくるわけでございます。やはり我が身のすうたいの大きさと、自分の行動が及ぼす相手の国の産業への影響であるとか、あるいは受け取られ方であるとか、さういふものにつまましては、やはり日本も従来の考え方を變えて対応していきません、非常に問題がこじれて、深刻になつて

いくのじゃないかなという点を懸念しているわけでございます。これは折に触れて日本の関連産業の皆さん方にも強く警鐘を鳴らしているところでございます。

○政府委員(畠山義君) 本件に関連して申し上げますと、やはり企業が虚偽の申請をしてさういふ事件になつてしまつたということでございます。ほかの企業もさういふことがあるのではないかと、さういふに疑われると思ひますし、法律を破ることとするのだから、ましてその法律に触れさえないなや何でもしていいんじゃないかといふふうな日本の企業は考へているんじゃないかといふふうに思ひますので、法律を破らないのは無論のこととして、やはり今の兒玉局長のお話にも関連いたしまして、相手方の立場をそれなりに考へてやはり行動をしていただくようにすると、もう少し貿易摩擦その他も緩やかなものになるのではないかといふふうに感じているところでございます。

○井上計君 今、両局長から、アメリカ側との折衝の中でお感じになつたことを伺ひました。

特に、今畠山局長言われたように、法律さえ破らなければ何をやつてもいいではないかといふ日本企業が多いのではないかと、疑いを感じて向こうが持つておるといふことでありますが、我々がスピード違反にしても駐車違反にしても、何か捕まつたら運が悪いのだといふふうなことが通常言われておることが、やはり企業の中でもそんなふうな考へ方が依然あるのではなからうかといふ懸念もするわけですね。

先ほど同僚議員から、国益といふふうなことでしばしば、加えてモラルといふ問題で話がございました。そこで、国益とは何ぞやといふことを我々改めて考へなくちゃいけないと、こう思つておりますが、当然為政者はもちろんのこと、國民もやはり国益を考へて常に行動をする。しかし企業はやっぱり営利を目的とするのは当然でありますから、したがつて国益と営利との今の調整、整

が、今大臣がおっしゃっていただいたような、そういうふうなことをもっと明確にひとつPRをしていただく、そうして従来、言えは若干、通産省も企業に対して、特に輸出等についてはやや遠慮さみの指導があったようにも私感じる点があるんですが、やはり国家百年の大計のためには、特に国外の安定のためにはそのようなことをもっと強く指導をしていただく時期に来ておる。あるいは今からでは若干遅いかもしらぬが、まだ今からでも遅くない、こう思いますが、特にこれはひとつ要望をしておきます。

時間が余りありませんが、そこで、今大臣お話しになりましたけれども、アメリカに対してもあるいはその他の諸国に対して、日本の立場をもっと鮮明にし、反省は反省をする、言うことは言うというふうなことでなくてはいかぬ、こう考えるんです。

そこで、外務省にお伺いしたいんですが、最近やはり私が感じることですけれども、アメリカに対してどうも外務省は遠慮が多過ぎる。あるいは、きょうこの場の問題ではありませんけれども、中国に対しては特に遠慮し過ぎちゃって、我々としてはいら立ちを覚えるような、そういうふうな新聞報道もしばしばあるわけですね。中国問題きょうは問題ではありませんから、別にしますけれども。

そこで、今回のコム違反事件について外務省はどう対応されたのか。通産省の肩を持つわけではありませんけれども、先ほどの大臣の心境あるいは今までの御努力等から、我々はかなり通産省は最大限努力されたという評価をしている。ところが、どうも外務省の対応は、余り新聞に出ないせいもありまされども、余りどうも、もうひとつ外務省及び腰であったのではなからうか、こういう感じがするんです。

そこで、時間がありませんから具体的にお聞きしますけれども、六月二日の毎日新聞の報道では、アメリカ海軍のスパイ事件が大きく報道されていますね。元海軍の技術将校であったジョン・

ウォーカー、それとその息子である空母ニミッツに乗り組んでおった者、またその実兄が元海軍の技術将校であった。この三人が組んでアメリカの機密書類をかなり長期間にわたってソ連に流しておったというふうなことで、これは事実でしょうね。後で何かジョン・ウォーカーは終身刑の二倍プラス十年というから、果たして何百年か知りませんが、懲役刑になっていくわけですから、事実であろうと思えますけれども、これがソ連の海軍、特に潜水艦技術の改善、進歩に大役立っておる事実があるわけですね。これはワインバーガー国防長官が深刻な損害をこうむったと発言していることがやはりこの新聞に報道されておるわけですが、そうすると我が国を含めた西側の自由諸国の安全保障に大変な影響を与えておるといことが言えるわけですね。言えは、大被害をこうむっておる、こういうふうな事実が発生したわけですが、そのときに、この問題について外務省はアメリカに対して抗議をされたのかどうか。直接関係のない親会社の東芝までがあのようになされて、いろんな面で損害をこうむっているわけですが、それから考えると、この三人を雇った責任重大だろと思うんです。にもかかわらず、アメリカに対しては何ら非難をしていない、アメリカ海軍は非難されてはいないということについてはいささか納得がいかない、こう考えておるんですが、外務省はこのことについてどのような対応をされましたか、お伺いいたします。

○説明員（赤尾信敏君） たいま御指摘のありましたウォーカー事件の場合は、コムの問題というよりはアメリカのスパイ事件だったというふうな私たちは了解しておるわけですが、このようにスパイ事件にせよ、コム違反事件にせよ、本来自国の個人あるいは企業が犯した違反事件に対しては、その国が厳罰をもって処するというのが本来の趣旨でございます。そういう意味で、今御説明のありましたように、ウォーカー事件については、アメリカの国内法に基づきまし

て、アメリカの国防上に非常に大きな影響があったというアメリカ政府の判断に基づきまして、ウォーカーは終身刑以上の刑に処せられたということとでございます。したがって、これに基づきまして私たちはアメリカに抗議するということはやっておりません。あくまでこれは、アメリカが独自の法律に基づいてやることだという判断でございます。

他方、この東芝機械事件につきましても、私たちの立場はアメリカが日本に本来とやかく言うというのではなくて、日本がみずからの判断で、国内の法令に従って東芝を、必要があれば、もしも違反等があれば処罰すべきだというふうな思っております。ただ一つ、東芝につきましてアメリカのいら立ちがここまで高じたということは、こういう重大な違反事件があった、それが日本を含む西側の安全保障にとって非常に大きな影響があったということ、十分事前にその違反事件が摘発されずに時効が来てしまった、九軸本体の輸出及び五軸本体の輸出については時効が来てしまったということ、別途通産省で行政罰、行政制裁を科されましたし、プログラムの輸出につきましては別途今検察が調べておりますけれども、その点が問題であったんじゃないかというふうな考えております。

いずれにつきましても、私たちは、今必要なことは再発防止に向けて、日本と同じようなことが起こらないように国内体制をしっかりとすることだというふうな考えております。

○井上計君 アメリカの国内問題だから、したがって何ら抗議をしなかつたということではありませんが、それは外交儀礼上そうかしれませんけれども、東芝問題でアメリカがあれだけ日本の国内問題まで立ち入るような騒ぎ方をしておるんだから、国民感情からいえば当然アメリカが自分のところをやつたことについて、日本だって正式の抗議であるかどうかは別として、何らかの意思表示、コメントをすることが当然じゃないかという感情はあるわけですね。

特に先ほど、アメリカ議会会筋は、大臣が行かれたときに東芝に対して三百億ドルの損害賠償請求をするというふうな暴言もあつたと聞きますと、では日本はアメリカに対して、西側の安全保障に大変損害を与えたということだから、一千億ドルぐらい損害賠償をするというふうな、何も正式にということは言いませんが、それぐらいの抗議が起きたって不思議はないけれども、外務省はどうも遠慮しておられたんではなからうかという感じを強く受けておる。これはもう答弁結構ですが、そういうことであるということですね。こういう考え方が国民の中に相当あるということを外務省はひとつ参考として聞きおいていただきたい、こう思います。

時間がありませんから、次に移ります。コムの申し合わせ参加国をふやしていく、また非参加国に対してもその趣旨を十分理解して協力してもらうということが今後ひとつ必要であろうと、こう思うんですが、それについて外務省、我が国としてどのような努力を行っているのか、これからそういう努力をしようという考えがあるのか、簡単に結構ですからお聞かせください。

○説明員（赤尾信敏君） コムの参加国につきましては、二年前にスペインが参加しまして今は十六カ国ということをやっておりますが、確かに先日も御指摘のとおり、最近、ヨーロッパにおきましては当然ですが、アジアにおきましてもあるいは大洋州地域におきましても、相当ハイテク製品をつくっている国が多いということ、あるいは日本等コム参加国からそういう第三国に輸出されるものがさらにソ連圏へ、あるいはコム対象国に流出するというケースが非常に多いということもありまして、そういう第三国の協力を求めるということがコムの規制の実効性を確保する上で必要不可欠であるという認識があります。

○井上計君 そういう努力をされておるのか、これからどうされるのかということですね。

○説明員（赤尾信敏君） そういうことで、コムの場におきまして、十六カ国の間でどう対応する

か、どう協力するかということとを緊密に協議してあります。日本政府といたしましては、一応各国の分担というのがございますけれども、特に近隣のアジア諸国、例えば具体的には韓国とかシンガポール等が中心でございますけれども、そういう国にいろいろと協力を申し入れるということと日本としてはやっております。

○井上計君 申し入れておるんですか。

○説明員(赤尾信敏君) はい、やっております。

○井上計君 もっとそういうふうなコムの申し合わせを、非参加国に対しても理解してもらって協力してもらいような努力をさらに積極的に行なうべきだ、こう思います。要望しておきます。

あと改正案の中でちよつと一、二通産省に伺いますけれども、改正案の六十九条の四ですか、外務省との間で意見交換をするということが規定されていまして、もし外務省との意見交換が必要であるということであるなら、当然私は防衛庁との意見交換も必要であろうと、こう考えられますけれども、この法文の中には、なぜ外務省とだけというのを規定されたのか、防衛庁というふうなものが入らなかったのか、その間の経緯、それから理由、これをひとつお聞かせ願います。

○政府委員(島山襄君) 改正後の六十九条の四には、今御指摘のように、外務大臣が国際情勢の総合的な分析、それから必要な情報を収集する立場にあるということでございますので、通産大臣との間で意見の交換を行う旨の規定を特に設けたわけでございます。

ただ、お答えに直接ならなくて恐縮でございますけれども、こういう規定を設けたからといいますが、別に防衛庁長官を初めとしますほかの国務大臣が、その所掌に基づいて通産大臣と意見の交換を行うことを何ら排除するものではないわけでございまして、私どもの理解では、防衛庁が同庁設置法の例えば六条の第十一号に基づいて、「国際的な平和及び安全の維持」の観点から通産大臣に意見はおっしゃれるというふうに考えてお

ります。

○井上計君 それは理解できます。わかりました。

ただ、この問題が特別立法があるいは外為法の改正かという問題になったときに、外務省の主張がかなり強かったということも聞いております。それから審議官が我が党に、この問題についていつの段階でしかか、説明をされたときの私の印象としては、どうも通産省だけに任しておったんでは信用できぬと、だから外務省を云々というふうなふうに、それは言われませんでした。私が、私はそういうふうなときに実は認識を持ったんです。だから外務省だけが入ってというふうなことでなければ結構ですが、ひとつこれからの必要な省庁とは十分緊密な連絡をとっていただく。というて、外務省が通産省を信用しないというふうなことで今後こういうふうなものが運用されたんでは、これは全くもって困る、こういう感じを持っておりますのであえて申し上げたわけであります。御答弁要りません、外務省。

それから次に通産省、先ほど堀原議員からもお話がありましたし、また大臣が、行革は優先しなくちやいかぬけれども、必要な部署には当然増員をというふうなお答えがありました。結構であります。やはり違反防止のために審査体制を強化していかなくちやいかぬ。やはり人の性は善だといつても、中にはあえて官利第一主義でという人もなかなかなくならぬと思ひますし、また中には、知らなくって、あるいはうかつにというふうなこともあるわけでありまして、審査体制は強化してはならぬと云々いふ。そのためには人員増については、どうも伝えられておるような、お聞きしたような人数では到底足らぬではないかという感じを持ちますので一層の御努力をいただきたいのと、それから税関のチェック体制がもっとも厳重といひますか、整備されなければまた問題が起きるということを感じますので、大蔵省と緊密なひとつ連絡をとり、協力をしていただく必要があろうと、こう考えます。

それからついでに、もう質問最後ですから申し上げます。これは質問というより要望でありますけれども、申請者が非常に多いために申請手続に手間取って、許可までに大変日数がかかっている。コムのこともそうでしょうが、コム以外的一般輸出申請についても相当時間がかかっているというふうなことを実は聞いておるんですね。めったに行きませんが、通産省へ行つたときに通商課の前を通りますと、申請者が順番待っているので廊下まではみ出していることがありますが、ね、何か一日に何百人とかということ。だから、申請する者が何時間か、あるいは一日ぐらしかかる、そうして待つところがないで廊下に立っておるといふふうなことを見ると、これはコムにも間接的に関係あると思ひますけれども、やはり輸出申請をする者に対してもう少しと何かゆとりがあるといひますか、廊下へ立ちこんだりしないでもよいように、もう少しと広い場所、待ち合わせ場所も時間待ちの何かいすでもあつて、コピーまでとはいひませんが、ちよつとその辺に自分で水かお茶ぐらん飲めるぐらいのひとつ設備をしてやつて、申請者がやつぱりゆとりと待てるような、ゆとり申請できるようなそういうゆとりを与えることも、私はまた今後のコムの違反の予防と間接的にはやつぱり関係があるのではないかと、こういう感じがするわけであります。それらを合めて、やはり今後できるだけというか、もう絶対に違反を起こさないということのために、そういうことについても配慮していただく必要があるのではないかと、こう考えますので、私の質問はこれで終わります。

○政府委員(島山襄君) まず税関との協力を強化

する必要のあるのは井上委員御指摘のとおりでございます。今度も税関でのチェックが非常に重要な要素を占めておつたという面もあるわけでございまして。そこで、通産大臣は税関長に対する法令上の指揮監督権もございまして、従来から日常の業務連絡を緊密に行つてきているところでございまして、今回の事件を契機としまして、大蔵省との間に両省審議官クラスで輸出管理強化対策連絡会というものを設けました。そして、これで現行の輸出管理行政の問題点の徹底的な洗い直し、それから不正輸出事件の再発防止策の検討、それから、その他情報交換というふうなことで七月十日に第一回会合をして、以来毎月一回開催ということとで連絡をしていくところでございます。

それから第二の、通商課の御指摘のあの列でございますが、確かにあれは大変私も頭の痛い問題でございますので、一つはやはり審査に、受付事務に時間がかかるということが一つの原因でございますので、これを迅速化するように窓口をふやしていくということ、それから、やはりそうやっても少し並ばれるようなこともあると思ひますので、御指摘のような点も踏まえて便宜を図るように心がけてまいりたいと思ひます。

○井上計君 終わります。

○本平八郎君 いやいよこの法案審議も最後の段階になったわけですが、まず初めにこの法案に対する私のスタンスをちよつと御説明したいと思ひます。

私は、後の採決では決々賛成しようと思ひてゐるわけですが。私はもとと完全な自由化論者なんです、あらゆるものはもう自由化すべしと、貿易ももちろんのことですけれども。ところが今回のこの法案は、ほとんど問題がいろいろ論議されていまして、一番重要なのはやつぱり対米の思惑だと思ひます。その点につきましては後でまたゆつくり質問をさせていただきますと思ひます。

それからもう一つは、この二日間の議論を聞いておりました、実は私の国際感覚が狂つてゐるん

じゃないかなという、自信を失いかけている面がありますので、その辺をもう一度ここで皆さん方の御協力を得て自分でレビューしてみたいと考えているわけです。こういうスタンスで質問をさせていただきます。

まず一番初めは、東芝以外の違反企業の状況についてお聞きしたいわけです。この二日間いろいろ皆さんの御議論を聞いておまして、そういう問題が全然出てこない。ところが、新聞によると五社ないし十社ぐらいが、内容はそんなに重大じゃないというところらしいのですけれども、やはり疑いがあつて通産省が今お調べになつておられることなんですが、その辺の状況をまずお聞かせただけませんか。

○政府委員(山本義典) 東芝機械事件以外に違反事件がございましたかどうにかにつきましては、現在省内に特別検査チームを設けて徹底的に調査中でございます。大臣からもこういうものの早期の摘発と申しましょうか、通産省の手でやられた方がいいという強い指示もありまして、現在調査中でございますが、ただ決定的な黒白をつけます調査にはやはり相当の時間が一件一件かかるものでございまして、現在調査が続いている最中でございます。したがって、恐縮でございますが、その調査内容については調査中でございますので、コメントを差し控えていただきたいと思います。

○木本平八郎君 完全な形での報告というのはできないかもしれませんが、これだけの重要法案をかんかんがくがくやっているわけですから、その経過とか通産省が受けている感觸とか、そういうものだけでも教えていただきたいと思います。

○政府委員(山本義典) いろいろ例えば米側からの問い合わせでございますとか、あるいは一般の皆様からの御意見でございますとか、そういうことを契機にいたしまして複数の件数について調査を行つておりますけれども、現段階で、これは決定的に違反であるというような証拠を見出すまで

に至つたケースはございません。

ただ、シロという心証を得たものについて一々公表いたしますことも、またこれ、はばかられるわけでございますので、申し立てがあつて、そして一たん疑惑を受けたけれどもシロであつたというふうなことを、一々わざわざ世間に公表いたしますこともまたいかがかと思われましますので、クロという確証が得られましたものについては、当然それは公表をしていく心構えでございますけれども、現在そういう確証を得たものはこの時点ではございませんので、それ以上のコメントは恐縮でございますが差し控えていただきたいと思います。

○国務大臣(田村元吉) 今貿易局長が申したとおりでございますが、私は貿易局長に、出るのは少なくとも過去のものばかりでございますから、東芝機械が出て、その後過去のものが出て、そしてまた新たな責任追及というふうなことは、少なくとも君らにはないと思うよ、法改正して諸措置をした後で出てきたらこれは責任は重大だけれども、だからそこいらのことは、責任はおれがとるから安心して、外国から指摘されておろおろするやうなこともないまねをしないで、堂々と通産省の手で事実を明白にして、そして発表すべきものは発表しない、発表するものは発表しない。ただ、警察権を持つておりませんから、調べましても——警察が調べても黙秘権行使というやつがあるわけですから、なかなかこれは難しい問題でございます。それから疑わしいというだけで発表をいたしますと、仮にそれが上場会社でございますと、大勢の株主等にも大変な迷惑をかけることも起こりますので、非常に慎重にはいたしておりますが、省内での対応は極めて厳しく対応しておるということでございます。

○木本平八郎君 今の田村大臣の意見に私も全く賛成なんです。それで、やはりほかから言われて後でおろおろするというのは一番まずいし、それから疑いをかけられた企業というのは、やはりこれはもう何千人の社員もおろおろするから、これ

はやはりシロであればはっきり発表して名誉回復を図つてやるというのは通産省の立場として必要だと思ふんですね。

そこで実はお聞きしたいんですが、ここに英字新聞があるわけです。これによりまして、八月十五日付のシアトル発のAP伝で、日本の企業の五社名前が挙げられておるわけですね。一番初めはコニカ・コーポレーション、これは小西六写真工業ですね、日本の方は、それからオリンパス・オプティカル・カンパニー、これはオリンパス光学ですね。それからアドバンテスト・コーポレーション、これは富士通の子会社ですね。それからウルバック・コーポレーション、これは日本真空技術です。それから最後はアルバ・コーポレーション、これはNEC、日本電気の子会社ですね。この五つが非常に疑いを持たれて通産省から調べられているという記事があるわけですね。こういうことが出てくるわけです。日本の新聞には出ませんけれども、みんなこれも知つておるわけですね。これは一体どうなつておるのかということをお聞きしたいんですが。

○政府委員(山本義典) ただいま御指摘の会社について、例えば特別検査チームの中に入れて調査をしているというふうに申し上げたといひますと、何か疑惑があるやうな感じがいたしますし、それから調べていないと申し上げますと、全く疑惑がないかのごときにもなりますので、コメントを差し控えておきたいと思ひます。

○木本平八郎君 これは八月十五日なんです。もう二週間たつておるわけですね。これ公表された企業にとっては大変なことなんです。そうしたらこれは、もう通産省今国会対策で忙しいかもしらぬけれども、必死になつてこれすぐ調査して、そしてやっぱりシロならシロで言つてやるということが必要なんじゃないですか。

○政府委員(山本義典) ちょっと一般論で申し上げさせていただきますが、東芝機械の事件のときに、私どもは、六十一年の十二月に最初投書がございまして、それから十回にわたつてヒアリングを

やつて、そして東芝機械は、まあ言葉はあれでございますが、しらを切り続けたわけでございます。その結果、私どもははっきりとした具体的な証拠は見られないということを三月に回答をいたしましたわけでございますが、そうした回答を行ったこと自体が、通産省は「たんシロ」ということを言つたというふうな世間で大変後で非難されたわけでございますので、私どもは二週間かそれらの短い期間で一つの企業のクロ・シロを簡単に結論づけて、それを本当はクロかもしれないものをシロであるというふうなことを軽々に言うべきではないというふうにお思ひしております。そういう観点から、恐縮でございますがコメントを差し控えておきたいと思ひます。

○木本平八郎君 後で、そういう通産省の行政のやり方について改めて問題出したいんですけれども、やはりこの際は、通産省が責任逃れしたり逃げたら、これはもうとんだ大きくなつてしまふ。ばやのうちに消していくということがやっぱり必要なんじゃないかと思ふんですね。だから、シロだと言つて発表しておいて後でクロになつたら、いやこれは申しわけございませんということ、殊に田村大臣はそれが責任持つてやるとおっしゃつておるんだから、そういうクイックモーションというのですかアクションというのですか、ビビッドに動くということがこの際一番必要なんだと思ふんですが、これは後でもう少し突っ込んで議論したいと思ふんですけれどもね。

それで一方、この新聞によりまして、アメリカの議会は休会が明けますとすぐこの問題を取り上げるといふことを言つておるわけですね。そのときに、向こうの方でまた取り上げられて、この五社がシロかクロか知りませんけれども、そういうふうになつてくると一体何しているんだということになつちゃうと思ふんですね。やはりそういうことで、もうここにはつきり、これは御存じでしょうこの新聞は。向こうもそれをはつきり宣言しているんだから、もうそろそろワシントンに訓令を出されなきゃいかぬと思ふんですね。これに對

してどういふふうに対処しろと事前に、どういふふうにロビーイングやるか知りませんが、対策をやっておかないと、向こうの委員会のなにに任せるまたおかしいことになる。それがどういふふうにおやりになるのか、これは外務省かもしれないけれども、ちよつと今の方針、対策を、考え方ですね、姿勢というか、それをお聞かせいただきたいと思うんですがね。

○政府委員(畠山義君) やはり特別検査チームの中での調査をできるだけ早くということが本筋であらうかと思いますので、その結論が出ましたら、それはなるべく早く、もし米側の照会があるものでございますれば、米側にそれを伝えてやるということが適当であらうかと考えております。

○木本平八郎君　今のそういうふうな対応で私は本当に今後いけるのかどうかという心配があるんですがね。それで、日本の今までのそういうやり方が不必要に、アメリカだけじゃなくて、外国とのフリクションを起こしてきたという私は印象を持っているんですがね。それじゃ、せめて今特別チームで、審査チームで扱っておられるのは大体何社ぐらいあるのか、それはお聞かせできませんか。

○政府委員(島山襄君) 非常に難しゅうございまして、何と申しますか、問い合わせがあつて、そして調べてみたらば全く何でもなかったものといふものもございますし、全く何でもなさうなものといふものもありますし、それからもう少し調べてみなくちゃいけなさうなものといふようなものもありますし、少し疑わしいかなと思ふようなものもありますし、申し上げたいのは、だんだん連続的にこうなつてゐるわけでございますね。だから、ここで切つて、ここからあれが何件だよといふようなことを申し上げられるような性格のものでないといふことで御了解願ひたいと思ひます。

○本平八郎君 大臣にお聞きしたいんですが、今のような対応でやむを得ないのかもしれないけれども、こういうことじゃ私は、今まではしよ

うがないですけれども、こういう対応で。しかしこれからもそういう対応だとやっぱり問題がどんどん大きくなるんじゃないかという心配があるんですよね。大臣のお考えを聞かせていただけますか。

○国務大臣(田村元君) 貿易局長にもっと具体的にとお尋ねになっても、この程度しか言えないと思うんですよ、率直なことを言って。

私がやや大胆に物を申せば、アメリカから入ってくるニュースも、アメリカの政府から大つびらにそういうふうに出すような出し方をしたのは一件もありません、極秘で来るものはありますけれども。だから、そういうふうに出たということ自体は信憑性が高いと言えない場合もある

し、それを言うという意味じゃありませんが、あるいは仮に信憑性が高ければアメリカ政府の非常な慎重さを欠いた対応ということも言えましょう。そして、何か言ってくる、調べてみる。そうすると、いや実はそういう商談はあったけれども、我が方全然受ける意思ありません、契約するつもりもありません。そういう話はあったけれども、はつきり断つてありますとか、いやあればともう無理買いみたいなことを言ってきたけれども相

手にしませんというのもありますし、中にはアメリカの高官と称する相当な高官がべらべらと固有名詞をしゃべって、そして事実無根であることをしゃべって、アメリカの政府が公式に否定の声明をもしなきゃならぬ、そういうようなものもございします。ちょっと日本の政府では考えられないような、まあよく言えばフランクなところがあるんでしょうけれども。そういうこともございますので一概に言えませんが、非常に厳しい調べをしておることは事実でございます。

ただ、その過程においてそれを一々発表するということになれば、企業の信用にもかかりましようし、はっきり悪いことをしたやつならもうどうとでんでん出しますけれども、警察権もないということとであればやはり慎重にならざるを得ないと、あのときの答弁もですね。調べは厳しいですけれども

も、お答えとしては、国会ですから、やはり慎重にならざるを得ないという官僚の立場もひとつ御理解を願いたい。

○木本平八郎君　今大臣が言われたように、これ
 もしもシロであれば、これはもう嚴重にアメリカ
 に抗議申し込みにやいかぬと思うんですね。これ

ボンカーという、委員会の委員長でしょう。こういうようなのが軽々にこれやられたら、それはこの企業だけじゃなくて、日本の信用だって失っちゃう

やうわけですよ。したがって早くさつと調べ、すぐやらなきやだめだと。

さかそういうことをなさろうとは思っていないんですけれども、とかく臭いものにふたをしておくとか、そのうちにほとばしがさめるだろうとか、

問題を先送りにしちゃうとか、そういう処理が多いんですね、今まで。こういう問題もまあそれはまた対応をうまくやれば、来年の今ごろになった

は臭いものゝふたをして済むような問題じゃないですよ。しかし、きょう現在、こういう問題

と思うんですね。したがって、もつとビビッドに動いていただきたいということなんです。まあ一応それ以上のお答えを聞こうと思っても無理なよ

うですから、ただ、今後どういふふうに対応するかというのは、やっぱり省内でよくいろいろと御検討いただきたいと思うわけです。

それで、ちよつと元へ戻りまして、先ほど私は、この法案には渋谷賛成なんだということを申し上げましたけれども、その辺について、先ほど

ちよつと触れましたように、本件は対共産圏問題
じゃなくて、私は対米問題だと思っています。こ
れは先日来の答弁で、いや、日本独自の決定なん

だと、こうおっしゃっていますけれども、それはまあ確かにおっしゃるのはいいんですけれども、国民の受けとめ方は、これはもう対米問題だと。

今これだけアメリカとの間にも摩擦が大きくなつてきて、次から次から問題が出てきている。私、まあこれは簡単に言えば、昭和六十年ぐら

いからですか、急激に五百億ドルとか、そういう貿易の黒字になってきている。対米的なインバランスも大きくなったと。去年は対米だけで五百四十億ドルですが、何かそれぐらいのインバランスができたわけですね。最近アメリカが非常にいら立っている。日本たたき、いわゆるジャパンバッシングが非常に厳しくなっていると。まあ去年は、例えば半導体の問題でやられましたね。それで、あれも報復措置をとられて、何か電動工具までやられているわけですからね。あんなのだから考えたってめちゃくちゃ、理不尽ですよ。

私はこの予算委員会のときに中曽根総理に申し上げたんですけれども、ベネチア・サミットに行くのに、そのときに私も、小村寿太郎のつもりで

行ってもらいたいということを中曽根総理に申し上げたんですね。これはもう相当たたかれますよと。特に、これは後で農水省にお伺いするつもり

でも、残存輸入制限品目の解除ぐらいは考えなきゃだめなんじゃないかと、こう言っただけですけども、ただ非常にベネチア・サミ

ットは、向こうが出てきているのが行政府だつたというのと、日本の事前の工作というか対応が非常にうまくつたので、余り問題にならずに済ん

だんですね。それで、ああうまく済んだんだと、おれの国際感覚が狂っていたかと思ったり、途端に東芝問題が出てきたわけですね。これ

はもうやっぱりだめたなと。次から次からこう出てくるわけです。

私はこの東芝問題が、この法案が成立してもま

た次、新しい問題が出てくると思うんですけども、その辺通産省として局長どうですか、この法案が成立すれば、対外的にどう状況が変わってく

るというふうになつていきますが。

○政府委員(吉田文毅君) 私どもとしては、今回の事件を我が国自身の問題として認識をしており

ます。現在御審議をいたしております外為法の改正案を初めといたします再発防止のための諸措置につきましては、その実現方に全力を挙げてい

るところでございませう。

アメリカの行政府は、このような我が国の再発防止策につきましては評価をしております。また、このような措置が、アメリカの議会におきまして本問題の鎮静化に寄与するということを期待している旨表明をしております。しかしながら、一方におきまして米議会の対応、これにはなお厳しいものがありまして、予断は許されません。したがって、私も私としては、現在審議をお願いしております本外為法改正案が国会を通過しない場合には、米国の空気が非常に悪化するということも懸念をしております。

○木本平八郎君 今の、成立しなかった場合にアメリカの空気が悪化する——悪化するどころか、もう大変なことになると、そういう観点から、私もこれだけながら賛成せざるを得ないと思うんですけれどもね。

そこで、今度休会明けに東芝制裁法案とか包括貿易法案とか、アメリカ議会でも多分成立しそうです。仮にこの外為法が成立したら、それまでにすぐいろいろの事前のアクションをとらなきゃいかぬと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えになっていきますか、対米の。

○國務大臣(田村元吉) 昨日松永大使に会いました、いろいろと対応の相談をいたしました。今度私から特に申し上げたいことは、本件に関しましては、本当に松永君の対応ぶりというのは、もう体を壊さなきゃいけないと思うぐらい、本当に一生懸命でございました。こういうところで個人の話をすることとか、あるいは、こういう事件が起ったときに、いい大使がおつてくれたと、私は非常に高く評価しております。

松永君を初めとして、大使館あるいはジェトロ、その他のいろいろありますが、手分けをしてやる。それからまた、実は私これが提案されましたときも、上院下院全議員に私の署名入りで、内容の説明あるいは経過、全部手紙を出しました。幸いにして本件が参議院で通過して成立いたしましたならば、すぐにそういうふうにいいたしたいと思います。それからまた、いつということとはとにかく

くとして、もし無事通過して両院のお許しが出ましたならば、場合によつたら私アメリカへ行つて、そして向こうの特に行政府の人々に——私は、下院議員といつても政府ですから、議会というよりむしろ行政府の人へ会つて説明もしたいなというふうにも思つたりいたしております。

いづれにしても、全力を挙げてやらなきゃならぬが、私は今度非常にいい勉強になって、また通産省の連中もいい勉強になったのは、通産省というのは非常に国際性豊かな仕事をしておりながら、割合に広報活動が下手なんです。ですから、どんどんやれと言つて、まあ衆議院議員が言うのもおかしいんですが、私の選挙運動のコツなんかを教へまして、どんどんやれと言つて、手紙戦法なんかも、今後おれがやめてもしつかりやれよ、と言つておられますが、全力を挙げてあらゆる角度から努力をいたしたい。

それでも、先ほど次長が申しましたように、結果がうまくいくかどうかそれはわかりませんが、相手が、議会がやることですから。行政府が決定するなら一〇〇%私はここで胸張りますけれども、これは何とも言えません。言えませんが、もう少しまいりかかったときには間違ひなく向こうは大騒ぎが起るだろうということは言えると思ひます。

○木本平八郎君 今大臣が行政府とお話したいと、こうおっしゃつておられるわけですね。私はこの対米摩擦の問題は、本当の大きな問題なら行政府がもう騒ぐというか、先頭になつてやるはずなんです。ところが割合に行政府はまだ今のところ冷静なわけですね。だからむしろ議院が今騒いでいるわけですね。行政府というのは、例えは悪いですが、夫婦の仲で言えば夫みたいなもので、割合に理詰めで物を考えるし、やるわけですね。ところがやっぱり議院というのは、日本の議会は別ですけども、外国の議会は奥さんと同じで、非常に感情的なんです。今回の問題も、こういう感情で騒いでいる連中に対して理詰めで幾ら言つたためなんですよ。感情をいかになだ

めるかということがやっぱり大事なんです。その辺の対応を間違へると、一生懸命いろいろなことをやつて、これだけ大騒ぎしてこの法案をつつて、大変な犠牲なわけですね。

日本としてはこれはもう本当に、私はこういう法案はできるだけ早く廃案にしたいと思ふわけですね。廃案にするというのは、やっぱり対米問題が一掃クリアになつて、早く正常化しなきゃいかぬということなんです。そうしないと、性悪説でいくとコストが高くてついてもかなわないわけですよ。例えばこれがスパイ防止法になつていく、あるいは防衛の分担金になつていくとか、どんどんエスカレートするんじゃないかと私は非常に不安に思つておられます。

だから、そういう点からも早くおさめなきゃいかぬ、そのためには今アメリカの議会対策が大事だ。そのためには今こういう法案ができましたというところじゃなくて、やはり日本の姿勢が変わつたんだというところを見せなきゃいかぬと思うんですね。だからその内容よりも、ゼスチャーといつたら悪いですけども、本当の姿勢が変わつたと、日本も真剣にこういうコム問題にも取り組む、対米摩擦の問題にも取り組むんだということを見せるのが、感情的な摩擦を回避するには一番いい方法じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(田村元吉) 私の口からゼスチャーという言葉を使うわけにいきませんが、適切かどうかはとにかくとして、今例え話で言われたことにヒントを得て申せば、実を示すということじゃなかろうかと思ひます。

それからいい機会でございますので特に国会の皆様方にお願ひをしたいと思います、今度私は本当にいやというほどいろいろ議員外交の必要性を痛感して帰つてまいりました、もういやというほど。例えば何でもありませんが、ジャパンパッシングで騒いでおりましたある議員が、たまたま私が行つて、血相変えてやつておられるのが私の家内のことと親友でありまして、それが向こうでわかり

ましたら、途端に私の肩を抱いて、何でも頼みたいことあったら言えよ、一生懸命になつてやるからというので——實際そんなんですね。

ですから、コミュニケーションというのは非常に必要なんです、私は今度土井委員長なんかいらつしやることも非常にいいことだと思ひますし、これから超党派でどんどんと、向こうも超党派なんです。超党派で議員外交をうんと展開していくということは、もうあすからでもぜひ私もやりたいが、先生方にもぜひお願いしたいと思ひます。み痛感して帰つてまいりました。

○木本平八郎君 今大臣がおっしゃつたのは、私も本当にそのとおりだと思ふんですね。議会も全部が全部日本の敵じゃないわけですから。シンパもいるし、それから中間派もいっぱいいるわけですね。それをやはり日本の方に味方に引きつける対応が必要だ。その点はノルウェーなんかの方がたけていますからうまいわけですよ。日本はその点では、ある意味ではばか正直なところがあるわけですけども、今後はこれを一つの教訓としてぜひ、議員外交がいかにどうかかわりませんけれども、やはり議会対策というのを相当力を入れていただかなきゃいかぬじゃないかと思うわけなんです。

それからもう一つは、けさほどほかの同僚議員からもいろいろありましたけれども、用心していただかなければいけないのは、日本の中にだんだん反米というか、感情が硬化してくるとタカ派が出てくるわけですね。タカ派というのは、これはどこの国でもそうですけれども非常に格好がいいわけですよ。俗受けするわけですね。そういうことで、アメリカに対して高姿勢になつてくると私は非常に危険だ。やっぱり外交というのは、少し軟弱外交とか弱虫と言われるぐらいがちょうどいいので、余り格好よく振る舞つたらかえつて問題がこじれるという点、これは御如才ないと思ひますけれども、ぜひその辺を含んでやつていただきたいと思ふわけなんです。

私は、現在の問題というのは、やはり結論的に

体制をもっと緊密化しなければいけないということとをまず第一に私たちは考えております。したがって、まず緊密な情報連絡というのを今やっている次第でございます。

と同時に、日米関係これだけ経済関係が緊密化しまして貿易量も多いと、それにつれて先ほどから御指摘のように、経済摩擦等も非常に頻繁に、かつ増大しておりますので、これに対応すべく大使館の体制の強化にも今一生懸命努めている次第でございます。それと同時に、体制を強化するというか対応するというだけではなく、先ほど通産大臣も言われましたように、日本のPRも非常に重要であるということで、私たちはPR面においても大いにやるべきだということも考えております。

ちなみに、この東芝事件に当たりましては、例えばアメリカの東芝制裁法案は全く望ましくないということ、通産大臣ももちろん一生懸命やっていたいておりますけれども、私たち大使館におきまして、松永大使以下館員、当地の政治班、経済班両方で人間を動員していろいろ行政、議会等に積極的にアプローチしておりますけれども、この分野での働きかけあるいは活動も一層強化していきたいというふうに考えております。

○木本平八郎君 もちろん今おっしゃったようなことはどんどんやっていたかきやいかぬわけですが、私が実は質問したいのは、今度のこの事件をきっかけということよりも、最近どんな対米摩擦がエスカレートしつつあるわけですね。

〔委員長退席、理事下条進一郎君着席〕

それで、これに対して今までのワシントンの大使館の対応でいいのかどうか、あるいは今後大使館の活動をこういふふうに変えていかぬかきやいかぬとか、先ほど大臣が、松永大使はよくやっております。私もそう思います。しかし、大使が必死になつてやっていたのは非常にありがたいし、またやっていたかきや困るわけですから、

ども、それだけでいいのかどうか。何か新しい体制をおとりになる予定があるのかどうかという点をお聞きしたいわけです。

○説明員〔赤尾信敏君〕 ただいまワシントンの大使館は、職員数が今恐らくロンドン、パリ等にある大使館の倍ぐらいあります。在外公館で最大の大使館です。大使以下非常に優秀な人材を配置しております。これは外務省だけではなく、通産省、大蔵省、農水省というほぼ全庁から優秀な方を派遣していただきまして、皆協力一致して対応しているわけです。

この面での体制をどうするかということは引き続き検討する必要がありますけれども、現地の活動体制もさることながら、先ほど先生も言われましたように、私たちが自覚する以上に日本に対する期待感、あるいは日本の世界における地位、特に経済面における地位なんですから、日本に対する期待感というのは非常に大きいわけです。あるいは関心も非常に大きくなっているわけなんです。我々がその点十分認識していないんじゃないかという点もよく指摘されるわけなんです。そちらの方を私たちがもう少し、日本の国際的な地位、あるいは日本に対する期待感、世界各国からの期待感にこたえるべく、日本におきまして、東京におきまして、いろいろと体制の強化あるいは具体策を打ち出していく必要があるというふうに考えている次第でございます。

これは特に先般開かれましたベネチア・サミットにおきまして、我々が知らないうちに日本に対する期待感が非常に高まったということで、ファンファーニ当時のベネチア・サミットの議長も、日本のビヘーピアいかによってこのベネチア・サミットが成功かどうかということが決まると言われている、日本に対する期待感が非常に大きかったわけなんです。これについては、日本は六兆円に上る内需拡大策とか、二百億ドルの資金還流策とかあるいは五億ドルのアフリカ等最貧国への無償援助等発表したわけなんです。ございますけれども、

ども、このようなものと長期的な視野からの日本独自の積極的な方策というのが重要じゃないかというふうに考えております。

○国務大臣〔田村元君〕 大変いい御質問で、私ちょっと一言申し上げたいことは、私はもう幾ばくもなく去つていく大臣でありますから、あえて私の感想を率直に申し上げたいと思います。

日本の外交というのは、外務省がやる外交という意味じゃありません、通政でも何でもそうですけれども、科学技術でも何でもそうです。先進諸国に比べて立ちおくれるんです。その一つは、大きなこれは最大の理由だと思えますけれども、外国はアメリカでもヨーロッパでも用事があれば大臣がすつと外国へ行くわけです。そしてお互いにファーストネームで呼び合っているわけですね。

〔理事下条進一郎君退席、委員長着席〕
ところが日本の場合、国会の都合とかいろいろありまして束縛されて、大臣が気楽に行けないんです。私は大臣というものは、特に国際問題を扱う大臣というのは、外務大臣でも通産大臣でもあるいは場合によっては農林大臣でも、気楽に外国に行つて、特に用事がなくとも僕は行くべきだと思ふんです。率直なことを言つて。

極言しますれば、日本の大臣がお休みとりますね。もつとつとつとらいいと思ふんです。わずかな一週間や十日ぐらいいで、外国は一月でしよ。国会だってそうでしょう、別に、働いておられる皆さんに言うのもおかしいんですけども、それ以上に僕もやっている、まあお互いなんですけれども、それはそれとして、そして堂々とカリフォルニアで日本の大臣が休養をとる、あるいはスペインやポルトガルで長期のパケーションを楽しまつていふようなところがあつていいんじゃないでしょうか。僕はつくづく思ふ、国会議員も同じだと思ふんです。ですから、そういう点で、私の後、だれが通産大臣になるか知らぬが、私はその

人なるべく外国へやつてあげるように努力しようと思つておりますけれども、これが大きな理由の一つだということだけは、あえてきょうはつけ加えて申し上げておきたいと思ふんです。

○木本平八郎君 今、確かに大臣のおっしゃる通りで、私はこれ田村さんにお世辞言うわけじゃないんですけれども、本当にこんなにさわやかな大臣というのは初めてです。私まだ四年間ですがね。

ちょっと余談になりますけれども、政治のさわやかさというのは、政治家が火中の栗を拾いに行くという勇気と、それから、責任をとるときにすばつと責任をとるというのがやっぱりさわやかさだと思ふんです。その二つがないとどうも白けてしまふし、何かむなしさが出てくるわけですね。

その点、つい先ごろも大臣はアメリカへこの問題で行かれて、まあ、我々が見ていても、あれはたたかれるぞと思つて見ましたね。それを小村寿太郎の心境で行かれて、まさに火中の栗で、多少はやけどされて、日本で何か大分いろいろ言われたということもあるわけですね。しかし、私はやっぱりそれだけの行動力みたいなものが絶対にこれからは必要なんだろうと思ふんです。大臣を初め、今から申し上げるのは、役人の皆さん方も今までのようなへつり腰だとか、様子を見ると、洞が峠とかいうことじゃなくって、どんどんやつていただきたい。

ただ、我々も国会も注意しなきゃいかぬのは、例えば黒田審議官なんかのあれ、事実じやなかったかもしれないけれども、仮にああいうことが事実であつたとしても、それは通産省内部でちゃんとおしかりになればいいんであつて、国会が一々そういうことを言わない方がいい。それを国会が言つと、すぐやっぱり役人の方々もへつり腰になりますからね。我々も気をつけなきゃいかぬ。それで私が申し上げるのは、やっぱりこういう国難ですからね、これは通産省も外務省も我々国会も民間も、みんなで何とか協力して乗り切ら

なきやいかぬと思うからいろいろ申し上げているわけですが、先ほどの大使館の対応の問題ですけれども、私の海外における経験からも始めて申し上げますと、日本の大使館は表面的なきやいごとしかやらないという感じがする。まあこれ違ったら違っているとおっしゃっていただきたいんですけれども。我々民間の商社は物を売らなきやいかぬわけでしょう。売らなきやい相手の本音を知ってやっぱり金を取らなきやいかぬわけだから、本音を知るために必死になって情報活動もやるし、もう仲よくもするし、いろんな努力をするわけですね。

ところが政府の場合は、そういうそこまでの必要性が今までは余りなかったと思うんです。しかし、これからは相手の本音を知っていないと対応できないうるんです。表面上のことじゃ。彼らはこう言っているけれども腹の底で何考えているんだということを探って、それがまずスタートだと思ふんですよ。そのためには、日本人の英語では私はやっぱり不十分だ、そこまで入っていない。商社の場合は、三菱商事の場合は、サウジアラビアの石油化学プロジェクトをやりましたね。あのときなんかはキッシンジャーの意見を聞いていたわけですよ。あれだけじゃないですよ、ほかにもいろいろキッシンジャーには聞いて、アドバイザーとして、ああいう大物をやっぱりコンサルタントかアドバイザーで頼んでやっているわけですね。

最近では、日本の商社もみんなアメリカの役人さんをスカウトして、そしてワシントン事務所とかニューヨーク事務所へ置いて、アメリカ側が本当に何を考えている、真意は何なんだと、何でもにかつかしてあるんだというふうなことを全部調べているわけですね。そこまで民間の企業というのは努力してきているわけです。

私は、予算がないかどうか知りませんけれども、皆さんが、ワシントンの外交官の方が一生懸命やっていたのはいいんですけども、やは

り相当な大物を、大使館の職員に入れるかどうかは別ですよ、ぜひアドバイザーかコンサルタントにして、それで本当に下院議員の一人一人が何を考えているんだ、レーガンは何であいうことをやっているんだと。例えば、ニクソンが頭越しに中国へ行つたことがありましたが、昭和四十七年ごろですか。ああいうことでも民間の方は知っているわけですよ、やりそうだということとは。ところが日本は、政府は御存じだったかどうか知りませんけれども、頭越しだとかなんだか言って騒いでいるわけですね。それではこれからの外交というのは私はやっぱりできないんじゃないかと思うんです。

これは外務省に申し上げたてしようがないんで、田村大臣にぜひ今後、私は総理、総裁にもなつていただきたいと思うんですけれども、やっぱりステーツマンとして、有力なステーツマンとして今後やっていたらいいときには、そういう点をお考えいただく必要があるんじゃないかと思うんですが、御所見、承りたいんですが。

○国務大臣(田村元吉) 全くそのとおりだと思います。相当な人が向こうへ駐在することいいでしょうし、それからまた閣僚がどんどん行くのもいいでしょう。

例えて言いますならば、大来佐武郎さんという方が昔おられた。まだ生きておられるんでしょうね。私と同郷なんです。出身は伊勢の松阪なんです。大来さんなんか随分世界じゅう歩かれて友人が多いわけですね。そうすると、電話だけでいろいろ話ができるわけですよ。私なんかドイツのパンゲマンという経済大臣ですが、次期EC委員会の有力な委員長候補と言われている。これなんかもうごく内輪のつき合ひになりますね。それからヤイターでも、亡くなったボルドリッジでもそうですけれども、ヤイターなんか、私もアンバサダー・ヤイターなんて言いません、クレイトンと言つてやっています。

私は外国に行くのは必ず女房を連れていくんです。もともと、外国は夫人同伴というのは旅費が

出るそうですが、日本は出ないんですけれども、それでも私連れていくんです。そうしましたら、この間行きましたときも、女房はどこへ行つたんだと思つたら、ヤイターのところへ行きました。女房同士で仲よく飯食つておしゃべりして、そしてヤイターと私がやり合っているのに、ヤイター夫人が私の女房に、あなたの御主人大変だわね、頑張るやうにと、成功祈りますと言つて、家内が喜んで礼を言っているといううなことで、そういうことで心が通い合うわけですね。これね、外務省なんか中心になつて大蔵省とつちやつた方がいいと思うんですが、倉成君も随分あつちこち行かれて苦労しておられると思うんです。

私も外国へ行きますでしよう。そうしますと、かわいそうに随行する役人はホテル代でも足りないんですよ。それを大蔵省出してくれませんか、だから私が出さなきやならない。いや本当に通産大臣高千穂きよまさる、あれ。本当に全部その差額持ちです。それがもつと氣楽に行けるやうにすべきじゃないでしょうか。それで僕は蔵大臣に言いましたら、あなたも払つてますか、私も払つてますんで言つてましたけれども、まあ、それはそれとして、私本当にいい機会ですから、今のような御提言を生かしながら、いろんな面できさいなことから僕は改革したいと思ふんです。

ついこのことでちよつとおしかり受けるかも知れませんが、ココムの担当者でも、人数、本当のこと言つて私、八十人というところで公式にはやっていますが、三けたでよとせと言つておられますけれども、これなぞ言つておるかといつたら、審査の正確を期するためと言つていますけれども、それもありませんが、もうへとへとなんです。といひますのは、これは先生方もうこれ審議が終わりますから、今後のことでお願ひする。そのときはもう僕は大臣じゃないわけですから申し上げますと、ココム担当者がいわるココム問題の国会担当をするわけですよ。そうすると、当

然質問の要旨出しますね。それで答弁要旨つくりまします。それは国会の審議の中身を濃くしなきやいけませんからこれは当然だと。それが質問の前日の夕方着くんで、みんな徹夜なんです。かわいそうに。ココムの審査どころじゃないんです。そういううなことがあるものですから、この際ぜひよろしくお願ひしたいんですけれども、そういうこともございまして、いろいろと諸君や懇願やら申しましたけれども、こういう話でございましてのであえて所見を申し述べた次第でございます。

○本平八郎君 私、もう大変同感で、できるだけ私は質問取りに対しては御協力申し上げてい

るつもりなんですけど、今後とも少なくとも私個人は協力申し上げますから。

それで、ちよつと時間が後でなくなつちや困るんで、この問題まだやりたいたいんですけれども、農水省に來ていただいているんで、次のテーマに入りたいんです。

私先ほど申し上げましたように、この問題というのは、やっぱり対米摩擦というか、アメリカ問題に根を付けている。これはこの法案が通つても、東芝問題が解決してもまた次、新しいやつが出てくる。次から次からどんどん出てくる。次から次から、これはもう根本的に日本として考え方をきちつとしなきやだめだという点から、結論的には私は残存輸入制限品目をこの際解除する必要があるんじゃないかということなんです。それで、その品目が一番多いのが農水関係なんです。農水省に來ていただいたわけですが、私も、私は今の、これはもう私の計算が合っているかどうかちよつとわからないうるんです。残存輸入制限品目で約二十八品目ぐらいあるんです。その間では、それを日本の現在の生産額を計算してみますと大体五兆円ぐらいあるわけですね。それで、こういうものが輸入自由化すると非常に大きな影響を受けるわけです。しかしながら、今般に、日本は前のようじゃなくって、今は曲がりなりにももう横綱になつてい

るわけですね。横綱になっていけば横綱らしいつき合い方をしなきゃいけないんじゃないかと。小結あるいは前頭るときには残存輸入制限残していてもいいし、アメリカ並みでもいいし、ガットに許されている範囲ならいいというのを言えるけれども、ここまで世界一の経済大国になると、もうそういうことは許されないうんじやないかと。相撲で言えば、横綱が立ち会いに待ったしたり、さっと変わたり、あるいはけりやをやるというのは、それはやっぱり許されないとと思うんです。ね、幾らルールにあつても。

したがって、私は残存輸入制限の問題も、アメリカから見れば、私自身も感じますけれども、日本は本当にずるい。例えば、表面上は自由化してますと言いつつ、実際は裏に回って輸入させないようにならざるやうと抑えているということがあるわけですね。そういうことをもういつまでも続けていくと信用されない。今度のこの法案も、アメリカでは、これは私聞いたわけじゃないです。しかし、私の推察ですけれども、アメリカ人はたぶんまだこういうことを考えている人がおると思うんです。日本はこうして一応今貿易法案をつくったと、外為法を強化したと。しかしながら、まあ今にはとほり冷めたら、日本のことだからこつそり裏でまた輸出するんだらうと疑っているのがたくさんおると思うんです。これはもう疑われてもしょうがないです。今までそういう態度できたわけですから、しかし、今回はもうじやないんだというのを、先ほど申し上げたように、姿勢として示さなきゃいかぬというのはそういう点もあるわけですね。

そこで、やはりこういうときになったら、まず千百億ドルの貿易インバランスを考えると、日本としてはもうこれ改善の方法はないわけですよ。対共産圏輸出がゼロになつたて百四十一億ドルでしょう。だから、これはもうなかなか改善できないんです。しかし、日本が今ここで裸になつて、もう残存輸入制限品目を全部フリーにします、自由化しますという態度をまず示していくと

いうことが私は非常に重要じゃないかと思うわけですね。したがって、これは農水省としてはなかなか大変だろうと思うんです。特に私は、もう何回も予算委員会でも言っていますけど、米も自由化しろと、食糧法も廃止しろと言つて、ワァーワァー言っているわけですから、とりあえず米は無理にしても、そのほかの品目をやっぱり輸入制限をフリーにしたいということを考えていたんだと思います。

それで、今十二品目でアメリカといろいろ交渉なさつていきます。その経過その他説明していただければいい。

○説明員(高橋梯二君) まず最初に、輸入制限品目全般の問題についてお答えをさせていただきます。今と思ひますが、本委員御指摘のように、現在の我が国の国際的な立場というものを考えますと、国際化時代に対応して一層均衡のとれた国際経済関係の形成に努めていくということが非常に重要な課題になっております。

他方農業は、食糧の安定供給を初め、国土、自然環境の保全、地域社会の維持、発展等、我が国経済社会の土台を支える重要な役割を担っているというふうな認識しております。このような中で我が国は、これまで可能な限り農産物市場のアクセスの改善に努めてきたところであります。現在では世界最大の農産物純輸入国になっておりまして、世界貿易の安定的発展に貢献しているところであります。

現在、輸入制限の対象になっている農産物につきましては、いずれも我が国農業上基本的な重要なもの、あるいは地域振興上重要なものに限られております。しかしながら、これらの輸入制限内十二品目につきましては、国内農業の実情と国内自給事情の許す限り輸入枠を弾力的に設定して、輸入の拡大等も着実に進めているところでございます。

ただ、農業につきましてはその特殊性を踏まえ、米国の初め各国ともそれぞれの国内事情に応じて所要の国境措置あるいは農業保護・助成措置

を講じているのが実態でありまして、農産物すべて自由化するというのは現実の問題としては非常に困難であらうと、そういうふうな考えでおります。

それで、輸入制限品目の取り扱いにつきましては、現在ガットの新しいラウンドにおいてより効果的なルールをつくり、そのもとで運用をしていくというところで、交渉が既に開始されておりますが、我が国としてはガットにおけるこのようなルールの策定作業に積極的に参加、貢献して、その状況を踏まえて我が国農業の健全な発展との調和を図ることを基本に、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

それから、第二点の十二品目でございますが、十二品目につきましては、対米ということで重要になってくる問題であります。この件につきましては既にガットの協議が行われておりまして、それが二度終わつておりまして、今後鋭意そのガットの協議が進められるというふうになってはおりますけれども、もう一方、我が国の立場として自主的な解決を図るということ、二国間での解決を図るよう努力ということもしております。その観点から米同等と折衝もしておりますが、今般開かれました、きょうで、二日で終わつたと思ひますけれども、日米貿易委員会の場においても、その十二品目についての話し合いが行われているというふうな承知しております。

ただ、結果につきましては、まだどういうふうに進展したか承知はしておりません。以上でございます。

○委員長(大木浩君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松岡満壽男君が委員を辞任され、その補欠として下稻葉耕吉君が選任されました。

と申しますけれども、ほかのものは、まずもう来年ぐらいまでもたないのじやないですかね、幾ら農水省があるいは日本が頑張つても。これは先ほどから申し上げているように、もうアメリカからの圧力がどんどん高まるわけですよ。今これは東芝問題ですけれども、もうすぐこれは農水省関係でまたこうやってくると思うのです。そういう圧力でやられるのなら、もっと自主的にやつた方が効果も大きいんじゃないか。するする押されてしまふというのは一番まずい。その一番まずい道を農水省もおたどりになっているという感じがするわけですね。

したがって、私はそれは農家の問題が非常に大変だと思つてます。しかし、ひとつ御提案申し上げたいのは、私はこの際全部フリーにする。そのかわり農家の今の所得を三年間保障してあげよう。その間に転雇業なり自由化対策をやりたいというのをやるのも非常にいいチャンスじゃないかと思つてます。普通のときに農家の所得を三年間保障するなんてとんでもないと、ワーワー問題になると思うのです。しかし、こういう対米摩擦がこれだけ大きな問題になっているときから、それをかわすためという大義名分があれば、割合にそういうことが通る可能性もあるのじやないか。むしろ内閣あるいは政府としてそういう決断をしてやるということについて、非常に今アプリーシエートも海外からもされると思うのです。

それで、先ほど言いましたように、全部フリーにしたつて五兆円でしょう。五兆円で、農家の所得がどのぐらいあるか知りませんが、まず一割としても五千億円ですね。五千億円でいならやつた方がいいですよ。そうしないと、防衛費の分担だけでも三百億ドルとか言つてふつかけるわけですね。どんどん今後エスカレートしてくるから、そういうふうになつてきて、野たれ死にじゃないけれども、そういうことをするぐらいなら今積極的にやつた方が私は安つくと思つてます。ひとつ御検討いただきたいと思います。

思うのですが、これはあなたにお聞きしてもちょっと無理かもしれませんけれども、これも大臣の御所見といったら申しわけないかもしれませんけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(田村元吉) ちよつと私が、通産大臣という立場ですから、農水問題で具体的なことを申し上げるのとはばからなきゃならぬと思ひますし、お許しを願ひたいのですが、私は、一つの御見識としてそのお話を承ったということは事実でございますから、コメントだけはひとつ、所管外の大員でございますのでお許しを願ひたい。

○本平八郎君 それでは、まだほかにも取り上げたい問題があるんですけれども、ちよつとあと時間切れになっては困るので、一応この関連の問題はこれでやめまして、最後に、皆さん方にもお諮りしたいんですけれども、国会審議のあり方ということなんです。

これは皆さん、もうおととい、きょうの各議員の質疑を聞いておられてお感じになったと思うんですけれども、コムのリストは出せませんとか、ほとんど資料が出てこないわけですね。これはほかの法案審議のときにもありますし、ほかの委員会でもあり得ます。しかしながら、原則を考へますと、資料がなくて、それでその内容を判断したり審議したりするというのは、実際は不可能なんです。その不可能を、まあこれはしきりみないもので国会はずつとやってきたわけなんです。参議院だけではなくて衆議院もそうですよね。

しかしながら、こういう審議のあり方というのは、本当にこれでいいんだろうか。日本人というのは、いわゆる腹芸だとか、以心伝心だとか、あうんの呼吸で、向こうは言わないと言っているけれどもも多分こううな想像して、そうして法案なんかのいい、悪いということを判断するわけですね。しかし、本来は、やはり行政府が持っている資料、それから材料、データ、そういったものを国会に出してもらって、そしてみんながそれに基づいて判断するというのが本当だと思うんです。

すよ。特に今回は余りにも多過ぎるわけですね、秘密だからとか、これは国際公約だから言えせんとかね。本当にこれはもう毎回各議員も質問のときにかつかするぐらい、要求していてもだめなんです。

私も正式に要求しました。そして、いただいたのはここにあるんですけれども、これはみんな公開された資料ばかりなんです。議員だから特別にいただいた資料というのはないわけですよ。例えば新聞情報とかこういうものだけで審議すると、特に、まあ普通の案件ならいいんですけれども、今度は法律をつくるわけですよ。懲役が三年から五年になるわけですよ。

こういう重要なことにそれじゃなせんんだ、中身はどうなんだ。いや、中身は説明できません、教えられません、秘密ですということ、そうしたら、どういう根拠でこれは三年がいいのか五年がいいのか皆さん判断されるのか。いわば検事が一方的にだあつと論告していつて懲役五年だとかう言つた。判事は、証拠調べもしなけりや、その状況、事実調べもせずに、検事の言うとおりの判決を出せというのと同じことなんです。こういうことは、私は、民主主義といふか、議会制民主主義のもとでは、やっぱりおかしいんじゃないかという気がするわけです。

それで、局長さん方にお聞きしたいんですけれども、例えば皆さん方この法案をおつくりになつたわけですが、おつくりになつたとき、この法案でなくてもいいんですが、ほかのをいろいろ起案されますね。そのときに、あらゆる材料を集めて、人の意見も聞き、いろいろやって、そしてつくられるわけでしょう。それから、下の人が、まあ課長さんがつくつたのが上がつてくると、局長さんはこれはめくら判押されるんですか。やっぱり内容をきくと聞いて、チェックした上でやられると思うんですがね。その辺、島山さんに聞くと気の毒だけれども、どうですか、どういふうにやられるんですか。当然わかり切つたようなこととすけれどもね。

○政府委員(島山襄君) 中でこつちに回つてきましたものは、よく見まして、その判断をいたしました。

○本平八郎君 いや、私は、そしてこれ非常に問題なのは、今の場合には行政府は全部情報を握っているわけですね。立法院はそれがないわけですよ。しかも法律をつくる段階で、ないんです。

私が理解しているところでは、国権の最高機関といふのはやっぱり立法院だ、国会だと思つていられるわけですね。ところが、情報を握っているといふのは、これはやっぱり力ですからね、情報といふのは、行政府が力を持つて、立法院より上位にあると私は思つておる。私は、こういう状況といふのは憲法違反じゃないかと思つておる。国権の最高機関は国会であるはずなのに、いつの間にかその上に上がつちやつた、権限を指図される行政府が上に行つておるというの、これは僕は憲法違反じゃないかと思つておる。これは僕法制局に来ていただいてますので、少し憲法違反じゃないかといふことについての法律の見解をお聞きしたいんですがね。

○法制局参事(橋本益夫君) 行政府の方が優位しているんじゃないかといふ御趣旨に承つておるんですけれども、優位といふのは言葉の問題でしようけれども、今の話、情報を持つていふといふことでございまして、情報を持つていふのが強いという意味なら、確かに行政府は情報を豊富に持つておられて強いといふのも言えるかも知れませんが、しかしそれを排除すると申しますか、そういう情報をこちらが国会として吸い上げて、そして自分自身のものとす、そして審議に資するといふ意味で国政調査権といふのがございまして、したがって、権限的にございまして、権限的に行政府が立法院に優位している、こういうふうには考へておられません。

○本平八郎君 実はその国政調査権については、昭和四十九年の十二月二十三日の参議院の予算委員会、時の三木総理が答弁されておるんです。

すね。国政調査権と公務員の守秘義務、それがどっちが優先すべきかと。それはもうケース・バイ・ケースで、どちらが公益性が高いかということによつて判断しなさいかね。しかしながら「国会と政府との見解が異なる場合に時に生ずることは避け得ないところであらうが、政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考へる。」といふふうには三木総理は答へておるわけですね。

私は、今法制局の答へがありましたけれども、確かに国政調査権といふのはあるわけですね。これはハウスに与えられておる、あるいは委員会に与えられておるわけですね。しかし、現実の問題としてなかなか機能してないわけですね。現実には、個々の議員がこういう法案だどうしようという知見といふことがあつておるわけですね。それが封じられていふといふことは、やっぱり法案の審議が十分でないといふこと、これは皆さん、質問された議員の方々皆さういふふうにしておられると思つておる。どうも隔靴搔痒といふか、もう一つ何かよくわからぬといふことが多しと思つておる。

こういうことで国会運営、国会が運営されていふ、本当に日本のためにいいのかどうか、僕は非常に疑問に思つておる。やはり国会議員、個人にもある程度の情報は与えられるべきじゃないかと。少なくとも新聞だとかこういう公開されたものよりも、もう少し程度のいいものを与えられなさいけないんじゃないかと思つておる。その辺、法制局の方の御見解いかがですか。

○法制局参事(橋本益夫君) 政府としては国会の立法権の行使に協力すべきである、これは当然のことだと思つておる。ただ、今先生がおっしゃいますのは、恐らく個々の議員、個々の先生方でございますが、さういふ個々の先生方が御要望なさつた場合に政府側はすぐ出すべきじゃないかと、こういうふうな御趣旨、そしてそれを出さないのはおかしいじゃないかと、こういう御趣旨だと判断しております。

員会というんじゃないに個々のに御要求なさいま

知恵を拝借して手続したいと思います。

今後またよろしくお願い申し上げたいと思いま

○委員長(大木浩君) 他に御発言もなければ、本

案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大木浩吉) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○福岡知之君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、外国為替及び外国貿易管理法改正案に対し、反対討論を行います。

以下、反対する理由を申し上げます。

まず第一に、ココム関係についてであります。ココムは今から三十年以上昔の米ソ冷戦時代に生れたものであり、既に過去の遺物となっており、世界軍縮と東西間の経済交流の拡大が求められている今日、ココム規制を強化しようとするこの改正案は、時代の流れに逆行するものであると言わねばなりません。

第二に、この改正法案が提案された経緯についてであります。

今回の東芝機械の外為法違反事件は、法律の不備によって引き起こされたものではありません。再発防止のためと言ふならば、輸出審査体制の充実、企業に対する警告等行政上の対応で十分であり、あえて法改正が必要であるとは認められませんが、米国会で審議中の東芝制裁条項を含む包括貿易法案を阻止しないしは緩和したいという対外的配慮以外にその改正の動機は見当たらないのであります。

第三に、外為法は、その目的にあるように貿易が自由に行われることを基本とした経済立法であり、その制限は最小限度にしなければならぬのであります。この改正案は、安全保障条項を導入することによりこれを管理的色彩の強いものにし、よとするものであって、自由貿易を萎縮させる結果を招くことが明白であります。

第四に、本改正案は、ココム規制違反関係の罰則を懲役三年から五年に延長しております。国際

条約でも協定でもない秘密協定という法的性格のあいまいなココム規制を根拠に、安全保障関係の許可基準がすべて政令委任という国内法の不明確な規定によつて罰則を強化するのは、罪刑法定主義の憲法の精神に背くものであります。

また、他の経済事犯の量刑とのバランス上も、さらにココム加盟の欧州諸国の罰則との比較においても、我が国だけがひとり突出することになるのであって、とても認めるわけにはまいりません。

最後に、武器及び軍事転用される汎用品、技術の輸出については、自由貿易を目的とする外為法によつて規制することには矛盾があり、別途、憲法の平和主義の理念にのつとつた武器輸出三原則及び政府統一見解を具体化した特別立法が必要であるという我が党の基本的見解を表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○前田勲男君 私は、自由民主党を代表して、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行います。

ただいま議題となつております外為法改正案提出の契機となりました東芝機械の不正輸出事件は、我が国を初め西側自由主義陣営の安全保障に重大な影響を及ぼしかねないものであるとともに、我が国の国際的信用を失うことになり、我が国の対外貿易及び経済の発展を阻害するまことに遺憾な事件であります。

このような深刻な事態に対処するため、我が国といたしましては、事件の重大性を深く認識し、類似的事件の再発防止に努め、今回の事件で失つた国際的信用を回復する必要があるとともに、その対策は緊急を要するものであります。本法律案による改正は、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる貨物の輸出、あるいは海外への技術提供に対する規制の趣旨を明確にするとともに、その不正輸出等に係る罰則及び制裁の強化を図ろうとするものであります。そして、外為法の目的とする自由貿易の原則を変更するものではなく、また規制対象となる貨物等の範

囲を拡大するものでもありません。

以上、本法律案は、我が国が西側自由主義陣営の一員としての責任を果たし、対外取引及び経済の健全な発展を目指す時宜を得た改正であり、この点から本法律案に賛意を表するものであります。

他方、現在我が国の対共産圏貿易は審査のおくで停滞をしており、産業界、貿易業界においては不安を抱いております。政府においては、今後人員増を図る等審査体制の整備を促進するとともに、改正外為法についても運用よろしきを得て、東西貿易を初め、我が国貿易の健全な発展に寄与するよう努めることを要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○矢原秀男君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

まず、反対理由の第一は、今回の改正案が、対外取引が自由に行われることを基本にうたった外為法の第一条目的に逆行し、安全保障を優先する余り、この自由貿易の原則を崩しかねない危険性を持っていること。また、輸出貨物に対する「国際的な平和及び安全の維持」条項の新設は、国内の処罰法規には全く類例を見ないものであり、しかも、処罰の具体的基準がすべて内閣の定める政令にゆだねられることは、拡大解釈のおそれがあります。

さらに、通産大臣と外務大臣のいわゆる法定協定の創設条項、また、本改正案に関連して設置された防衛庁を含める関係閣僚会議は、外為法の安全保障シフトとも言うべき体制であり、経済に対する軍事・安全保障の統制・介入の道を開いたものとして厳重な監視が必要であります。

反対理由の第二は、違反に対する罰則強化についてであります。ココムは紳士協定ではありませんが、西側加盟国の全会一致で決定されたものであり、我が国も当然遵守すべき立場にあると考えます。しかし、本

改正案においては、量刑が最高、懲役五年に引き上げられており、これは本来、外為法違反が正規の手續を踏まなかったという形式犯であるにもかかわらず、形式犯に対するものとしては異例の重罰である。外為法違反の防止は、企業モラルの向上や審査体制の強化によるべきであり、本改正案の罰則強化は、安全保障上の刑罰を経済法に移入したものにはかならず、本来なじむものではない。

反対理由の第三は、今回の改正案は、自由な企業活動や東西の緊張緩和に対する阻害要因となる危険性についてであります。

経済交流は、東西の緊張緩和に一定の役割を果たしてきました。しかし、本改正案による輸出管理の強化は、対共産圏を中心とした貿易全般の冷え込みにつながるおそれがあります。また、平和及び安全維持の名のもとに、戦略物資と無関係な汎用技術製品に至るまで規制対象が無軌道に拡大されるのではないかと。並びに、今後の技術の加速度的な進展を考えれば、軍事が汎用かという技術上の区分はますます困難になり、規制対象の拡大が予想されます。その意味から、今回の改正が、将来の自由な企業活動や東西貿易の大きな阻害要因となる。

現今、自由な貿易を通して築かれてきた世界経済の拡大均衡や東西の緊張緩和が、軍事・安全保障の観点からいたずらに規制され、東西が再び対立の方向に向かうことを強く懸念をいたします。以上、主要な理由を述べ、反対討論を終わります。

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、外為法の一部改正案に対し、賛成の討論を行います。

今回の東芝機械のココム違反事件はまことに残念であり、我が国の国際信用を失墜し、西側自由諸国の安全保障に重大な懸念をもたらしたことはまことに遺憾にたえません。今後かかることが再度絶対に起きることのないように関係者に対し指導し、また、協力を求める努力をより強くしなく

てはならないと考えます。

しかし、企業は利益の追求を第一義に考えることは、これまた当然と言えます。企業の安定も繁栄も、またその社員の生活の安定もすべて国の安全が保たれて、そして平和であることが大前提であります。したがって、今後とも万が一第1主義の誤った考え方の企業に対しては罰則を強化し、規制を強化することは当然と言わなければなりません。

往々にして、一部には、政治と経済は別であり、安全保障の見地を経済に導入することは自由貿易に反するという意見がありますが、それは誤りです。自由な経済活動ができるのは、その国の安全が保障されているからであります。したがって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引あるいは企業が発生しないためにも、本法律案が必要であることを関係企業はもちろんのこと、国民に対しても理解を求める努力をより一層行うことを要望し、同時に、速やかな本改正案の成立を期待して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる外為法改正案に対して反対討論を行います。

本改正案は、社会主義諸国に対する輸出規制を協議する非公式機関で、その内容も秘密であるコムの合意内容を、国内法である外為法に盛り込むことを意図したものであります。

そこで、反対理由の第一は、コム規制の基準は、コムの場でも秘密とされる米国防総省の軍事重要技術リスト、MCTLであるため、外為法にその基準が明定できず、通産大臣は外為法の許可権者でありながら、パリの米大使館にあると言われるコムの判断を仰がなければ輸出の可否が決められないという事態は、我が国の主権に対する重大な侵害であるからであります。

その第二は、通産大臣が国内法である外為法によらない決定を下すことは、法律に基づかない行政であり、憲法第三十一条に定める適法手続に反

するからであります。

その第三は、法違反となる場合の「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」ことの具体的な内容は明定されず、政令にゆだねられており、政府の恣意的な政令の運用で刑が変わることになり、憲法に定める罪刑法定主義に反するからであります。

その第四は、貿易の自由は、憲法第二十二条に定める職業選択の自由の具体的内容であり、したがって、コム規制による輸出制限は違法であることは、一九六九年の東京地裁の判決でも判示されているところであり、今回の改正は憲法で保障している基本的人権に対する侵害となるからであります。

その第五は、本委員会の質疑の中でも、SDI協定や米国防報告、米下院公聴会記録などを示して明らかにしたように、今回の法改正が、ソ連を仮想敵国とするアメリカの軍事戦略に沿って我が国の技術、貿易を統制しようとするものであり、これは恒久平和主義を宣言した憲法にも反するものであるからであります。

その第六は、本改正案によって、社会主義諸国との貿易が規制されることによって、今でも四割に及んでいる対米輸出依存度が一層深まらざるを得ず、我が国の経済構造をさらにゆがんだものに、我が国経済の自主的、平和的發展を阻害し、アメリカの不当な対日要求をさらに助長することになるからであります。

最後に、私は本改正案の審議に当たり、その必須の前提としてコムリストなど必要な資料の提出を要求いたしました。今に至るも提出されず、秘密の名によって隠ぺいし続けていることに強く抗議するものであります。

以上、本改正案の問題点はこれに尽きるものではありませんが、我が国経済の自主的、平和的發展のためには、本改正案の撤回はもとより、コムから脱退し、日米軍事同盟を廃棄することが不可欠であることを指摘して、反対討論を終わります。

○委員長(大木浩君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大木浩君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大木浩君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大木浩君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

昭和六十二年九月二十一日印刷

昭和六十二年九月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D